

令和9年度予算概算要求の概要【参考資料】

I	地域共生社会の実現に係る施策の推進	2
II	生活保護制度の着実な推進	45
III	福祉・介護人材確保対策等の推進	66
IV	災害時における福祉支援	85

社会・援護局(社会)

I 地域共生社会の実現に係る 施策の推進

令和9年度概算要求額 1,000億円の内数 (827億円の内数) () 内は前年度当初予算額

困窮負担金・重層交付金

1 事業の目的

- 市町村における包括的な支援体制の整備に向けては、生活困窮者自立支援制度が軸となるものであり、様々な生活課題の相談を包括的に受け止めるため、入口となる自立相談支援事業を推進する必要がある。
- 令和8年法改正では、頼れる身寄りがない生活困窮者からの相談対応を自立相談支援事業の対象として明確化したところであり、支援体制の整備の推進を図る。加えて、住まいに関する相談支援体制の整備の推進（令和6年法改正）を図る。
- 複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、伴走支援、支援員の処遇改善にかかる取組や生産性向上に資する取組、関係機関との多機関連携やネットワークづくりを含めた地域づくりに関する取組等を評価する仕組みとする。

2 事業の概要

- 生活困窮者自立支援制度の入口として相談に応じ、就労や家計、住まいの課題をはじめとする様々な課題を評価・分析（アセスメント）してその状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要な支援の提供につなげるとともに、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等を行う。
- 新たに頼れる身寄りがない生活困窮者からの相談支援（頼れる身寄りがないことに伴い生じる課題への対応）を中心に
行う支援員を配置することを可能とする。また、令和7年度から配置可能となった住まい相談支援員の配置を進める。
(頼れる身寄りがない生活困窮者への相談支援の例)
 - ・ 生活費の管理のサポート（例：公共料金や家賃等の支払支援（銀行等への同行含む）、生活費の管理に関する助言）
 - ・ 福祉サービス等の利用に関する情報収集や情報提供、手続の支援（例：関連機関の紹介、手続きの同行）
 - ・ 死後事務支援を行う団体の情報収集や情報提供、手続の支援（例：葬儀、納骨、家財処分の支援）
 ※ 場合によっては、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業（新たな第2種社会福祉事業）へつなぐことも想定。
- 本事業にかかる国庫負担基準額について、AI・ICTの活用といった生産性向上に資する取組や職員の処遇改善にかかる取組、関係機関との連携やネットワークづくりといった地域づくりに関する取組等をより評価する体系へと見直しを行う。

3 実施主体等

- 実施主体 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体904自治体）
- 負担割合 国 3／4、都道府県・市・区等 1／4

令和9年度概算要求額 1,000億円の内数 (827億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業については、「新たな就職氷河期世代等支援プログラム～今とこれからの不安を希望に変える～」(令和8年4月10日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定)にも位置づけられ、今後、集中的な支援に取り組むことが求められていることから、今後の実施自治体数の増加や特定被保護者の利用件数拡大等を踏まえた、実施体制の整備・拡充を図る。

2 事業概要

	就労準備支援事業	家計改善支援事業
対象者	長期離職者や対人関係の不安等によりすぐに就職活動することが難しく就労に向けた準備や社会参加の支援が必要な生活困窮者等	家計の状況がわかっていなかったり債務や滞納等を抱えていたりする生活困窮者等
事業概要	就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や就労に向けた社会参加の機会の提供等を行う	家計状況の把握や家計改善の意欲を高めること等を支援する
就職氷河期世代等支援	社会参加に向けた段階的な支援	家計状況の見える化等の支援
拡充内容	・実施体制の拡充(実施自治体数の増加) ・支援員の処遇改善にかかる取組等を評価する加算の導入 ・切れ目のない連続的な支援を行う観点から、特定被保護者(※)の利用が可能となっており、利用件数の増加を見込む ⇒ 特定被保護者の利用件数が増加することに伴い、プラン作成件数が標準支援件数を超えた場合、基本基準額に一定の額を加算(超過件数1件につき、就労準備支援事業は700千円、家計改善支援事業は140千円を加算)。 (※) 将来的に生活保護を必要としなくなることが見込まれる被保護者等	

3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体904自治体) ○負担割合：国2／3、都道府県・市・区等1／3

○実施自治体数(令和7年度)：就労準備支援事業：764自治体 家計改善支援事業：795自治体

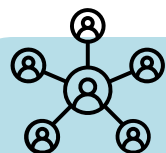
令和9年度概算要求額 1,000億円の内数 (827億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援法に基づき、住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供（シェルター事業）や、地域社会から孤立している者等に対して地域において自立した日常生活を継続できるよう支援（地域居住支援事業）を行う。
- 令和8年の法改正により頼れる身寄りがいない高齢者等への支援が明確化されるなど、地域居住支援事業の重要性が高まっており、事業の手引き周知等により実施の促進を図るとともに、実施自治体のさらなる増加が見込まれることから事業の拡充を行う。

2 事業の概要・スキーム



地域居住支援事業

<入居支援・地域での見守り支援>

- ①入居に当たった支援
 - ・不動産業者等への同行支援
 - ・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集
- ②居住を安定して継続するための支援
 - ・訪問等による居宅における見守り支援
- ③環境整備
 - ・地域とのつながり促進支援
 - ・協力を得やすい不動産事業者等とのネットワーク構築 等

賃貸住宅への入居を断られた、
地域での一人暮らしが不安…



路上、河川敷、
ネットカフェ、サウナ、
友人宅に寝泊まりしている…

シェルター事業

<当面の日常生活支援>

- ・宿泊場所や食事の提供
- ・衣類等の日用品を支給 等

※自立相談支援機関と連携し、住居の確保や就労に向けた支援等も実施。
※緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対する一時的な支援・支援先・受入れ先の調整等の実施も可。



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体904自治体）○補助率：国 2 / 3、都道府県・市・区等 1 / 3
- 実施自治体数（令和7年度）：シェルター事業372自治体、地域居住支援事業98自治体

令和9年度概算要求額 1,000億円の内数 (827億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮補助金・重層交付金

1 事業の目的

- 自立相談支援事業の実施主体は福祉事務所設置自治体であり、福祉事務所未設置町村における相談支援は都道府県が実施している。
- 「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において「地域共生社会の構築に向け、市町村における包括的な支援体制の整備を進める。具体的には、包摂的な生活困窮者自立支援制度を基軸に相談対応の一体的実施（中略）を図る」とされたところであり、令和8年の生活困窮者自立支援法改正において、福祉事務所未設置町村における一次相談の実施が努力義務化されたことから、本事業の実施を更に推進する。
- また、改正社会福祉法に基づく小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業では、福祉事務所未設置町村においても生活困窮者の一次相談を実施することとなるため、このための体制強化も必要。

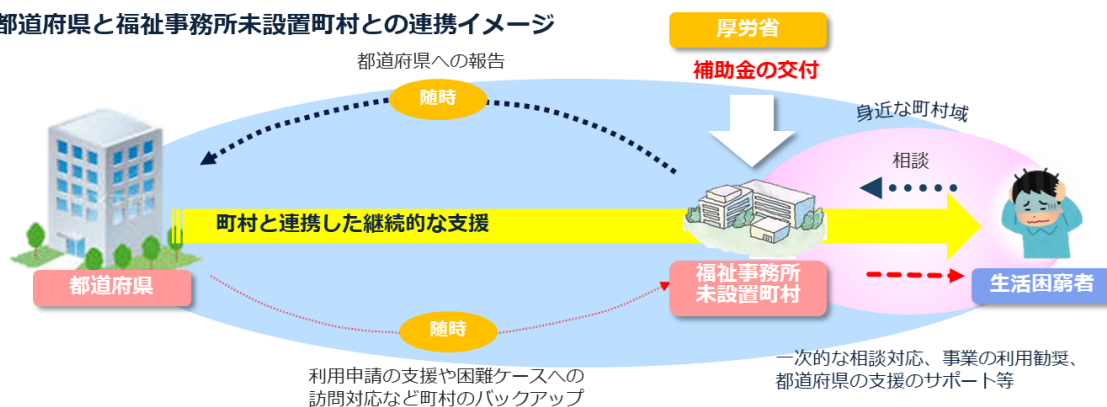
2 事業の概要・スキーム

○実施方法：

福祉事務所未設置町村は、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ

- ① 必要な情報の提供及び助言、② 都道府県との連絡調整、
 - ③ 生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨、④ その他必要な援助等の業務
- を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。

（参考）都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ



事業を実施する福祉事務所未設置町村数を拡充

3 実施主体等

○実施主体：福祉事務所未設置の町村
(令和8年度82自治体)

○基本基準額：5,000千円

※ 自立相談支援事業における人口5.5万人未満の自治体の基本基準額を踏襲。

※ 基本基準額を超過している自治体で特に手厚い取組を実施する場合は、その内容が合理的と認められる範囲で個別に協議。

○補助率：国3／4

○実施自治体数：60自治体（令和7年度）

※ その他、重層的支援体制整備事業において、59自治体が実施している。

令和9年度概算要求額 1,000億円の内数 (827億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 2.3億円

困窮補助金・委託費

1 事業の目的

- 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援（生活支援）、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施しているが、子どもの学習意欲の向上や社会性の醸成、将来の進路選択に役立つよう、更なる体験活動の機会の提供や、足元の物価上昇に対応するための取組、高校生世代に対する支援を推進する。

2 事業概要

①子どもの学習・生活支援事業の強化

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等の親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育・就労（進路選択等）に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



(拡充・見直し内容)

- ・昨今の物価等の情勢を踏まえ子どもの貧困対策強化の観点から、体験活動の強化・軽食提供を可能とする
- ・支援員の処遇改善にかかる取組等を評価する加算を導入する

②高校生世代に対する支援の推進

子どもが住んでいる地域にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を得ることができるよう、高校生世代に対する学習支援（進路に関する相談や情報提供含む）を推進する。

3 実施主体等

①実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体904自治体）、補助率：国 1/2 都道府県・市・区等 1/2

実施自治体数（令和7年度）：598自治体

②実施主体：国（民間団体への委託）、都道府県（補助） 補助率：国1/2、都道府県1/2

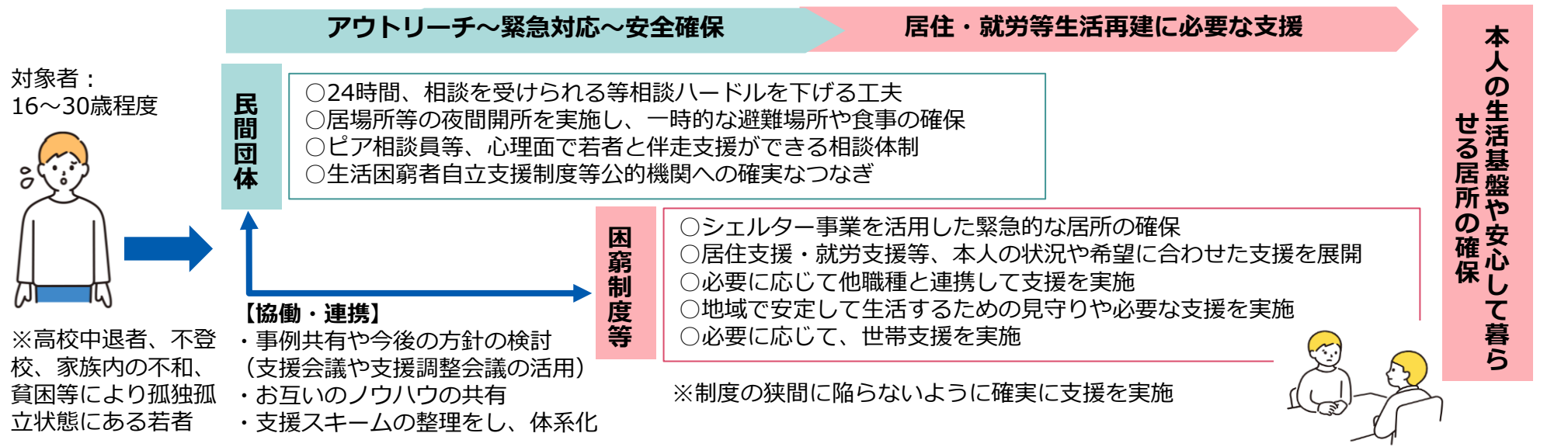
令和9年度概算要求額 1,000億円の内数 (-) ※ () 内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 若者の貧困や孤独・孤立対策では、民間支援団体が当事者目線で相談しやすい環境づくりを実施し、また若者自身が困ったときに即座にアウトリーチをするなど、若者の気持ちや行動に沿った支援を実施している。一方で、生活困窮者自立支援制度は伴走支援を軸に、自立相談支援事業、居住支援事業、就労支援各事業、家計改善支援事業等、生活再建に必要な事業を展開しており、また他制度や地域資源との連携をもとに本人が地域で安定して暮らしていくことを目指した取組を実施している。
- 本モデル事業では、令和8年度に実施する社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の中で困窮などの課題を抱えるこども・若者支援の在り方に関する調査研究」の内容を踏まえ、民間と若者のアクセスのメリットと生活困窮者自立支援制度の支援を総合的に実施し、関係制度・機関等とも連携し、若者に特化した総合的な支援を展開することにより、早期に若者の支援を開始し、本人が望む生活を実現するための支援スキームを構築・検証する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：福祉事務所設置自治体（4自治体程度を想定） 補助率：10/10

令和9年度概算要求額 1,000億円の内数（－）※（）内は前年度当

初予算額

※令和7年度補正予算額 55百万円

1 事業の目的

- 「新たな就職氷河期世代等支援プログラム～今とこれからの不安を希望に変える～」(令和8年4月10日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定)において、生活困窮者自立支援法に基づく「認定就労訓練事業」(いわゆる「中間的就労」)のあっせんを行う自立相談支援機関において、就職氷河期世代を含めた生活困窮者に対する相談支援を実施して、認定就労訓練事業の積極活用を促すこととされた。
- これを踏まえ、認定就労訓練事業の更なる普及・周知に取り組むとともに、認定就労訓練事業に関する取組を拡充する。

2 事業概要

既存事業の拡充

①普及・周知の取組

- ・認定マークの認知度の向上に加え、就労訓練事業のパフレット(対事業者向け、対利用者向け、対関係者向け)を作成し、周知を図る。
- ・生活困窮者全国研究交流大会で優良事業者への表彰を実施

新規事業

※R7補正～

②利用促進に向けた交通費補助の取組

- ・就労準備支援事業利用者等が就労訓練事業に取り組むための交通費支給を拡充する。

自治体(就労準備委託事業者等)

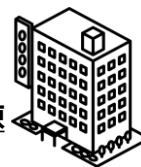


本人

交通費(上限2000円/1日)



就労体験・就労訓練



3 実施主体等

- ① 実施主体：国(委託費)
- ② 実施主体：福祉事務所設置自治体 補助率：国 2 / 3 都道府県・市・区等 1 / 3

令和9年度概算要求額 1,000億円の内数 (－) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 1.0億円

1 事業の目的

- 現在、小規模自治体が就労準備支援事業や認定就労訓練事業を実施するには、担い手やノウハウの不足等の課題があり、また、自治体によって就労支援の取組内容に差があることから、全国どこでも個別のニーズに合わせた支援を受けられる状況であるとは言いがたい。
- このため、令和7年度から、就労支援に関する3事業（自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業）を一体的に行う「総合型就労支援事業」を試行実施し、一貫した就労支援を行えるスキームの構築を図るとともに、その支援効果を検証して、今後の議論に資する報告書を作成する。事業の実施に当たっては、令和6年度のモデル実施の評価や令和5年度社会福祉推進事業「就労準備支援事業・認定就労訓練事業等就労支援に関する手引き改訂に関する調査研究事業」の結果も踏まえたものとする。
- なお、令和9年度はモデル実施は行わず、評価軸の試行実施に自治体に協力を求め、効果検証を実施する。

2 事業概要

○令和7年度～令和9年度までの3ヶ年で調査研究事業を実施・検証する。

令和7年度(実施済)、令和8年度(実施中)

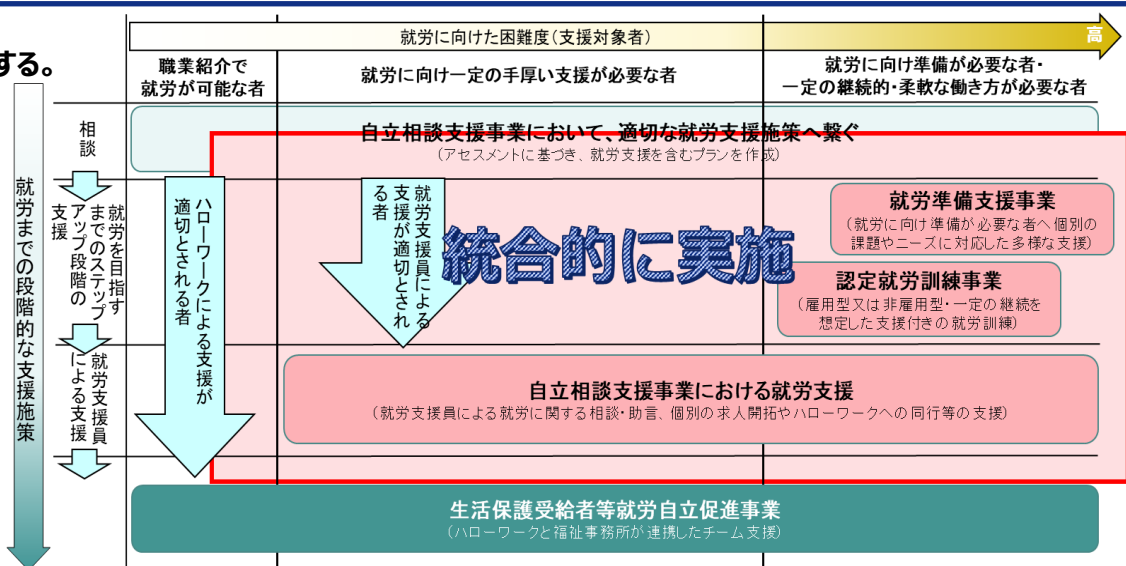
- ・自治体規模ごとに複数自治体でモデル事業を実施
- ・評価委員会を設置し、半期ごとに事業評価・当事者評価を実施し、モデル事業実施自治体にフィードバック
- ・年度末に報告会を実施

令和9年度(調査研究事業最終年度)

- ・モデル事業の評価と効果を検証
- ・総合型就労支援モデル事業報告書作成・シンポジウムの開催

○事業評価:実践家・当事者参画型エンパワメント評価(PBEE)の活用もしくはEBPMの活用、自治体についてはロジックモデルの活用

※次期制度改正に向けた知見を蓄積する。



3 実施主体等

○実施主体：国（委託費）



令和9年度概算要求額 1,000億円の内数 (一) ※()内は前年度当初予算額

困窮補助金

※令和7年度補正予算額 1.3億円

1 事業の目的

- 任意事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業、子どもの学習・生活支援事業）の全国的な実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって、就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業、及び子どもの学習・生活支援事業を時限的に実施し、事業の空白区をなくし、全国的な事業実施を目指す。
- 子どもの学習・生活支援事業の立ち上げを支援し、新たに実施する市町村の増加を目指す。

2 事業の概要・スキーム

- 任意事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業、子どもの学習・生活支援事業）の未実施自治体において、時限的に都道府県が広域的実施に当該事業を実施するとともに、子どもの学習・生活支援事業の立ち上げを推進
- ① 任意事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業又は子どもの学習・生活支援事業）未実施の福祉事務所設置自治体の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となり広域的な支援を実施する。実施にあたっては、複数年にわたって計画的に都道府県内の未実施自治体を順次対応することも可能とする。
(取組内容)
 - ・ 都道府県による広域的な就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業又は子どもの学習・生活支援事業として、専門の支援員を配置し、事業未実施の市等の支援対象者への訪問支援や、企業等とのマッチング支援、合同相談会の開催、周知・広報等の支援を実施する。
→本事業で支援を受けた未実施自治体は、原則翌年度には、当該事業を自身で実施する。
 - ・ 自治体コンサルティング事業をあわせて活用することで、本事業の効果を高める。
- ② 子どもの学習・生活支援事業を新たに実施する福祉事務所設置自治体を支援する観点から、立ち上げ初年度の財政支援を手厚く行う。
(子どもの学習・生活支援事業（国1/2補助）に加えて本事業で追加で支援を行い、合計で国2/3補助とする。)

3 実施主体等

- 実施主体：①都道府県 ②福祉事務所設置自治体
- 補助率：①国10/10 ②国1/6 ※子どもの学習・生活支援事業による補助（国1/2）とあわせて、初年度のみ国2/3補助

令和9年度概算要求額 **4.4億円** (一) ※ () 内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 4.4億円

1 事業の目的

- 生活困窮者やひきこもり状態にある者、生活困窮家庭の子ども等に対する支援活動を実施する民間団体の取組を支援する。

2 事業概要

(1) 助成先

生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人等）

(2) 助成対象事業

生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を他の団体と連携して行う事業

- ① 地域連携活動支援事業 【助成額：50万円～700万円】
(1つの都道府県内で他の団体と連携して実施)
- ② 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業【助成額：50万円～2,000万円】
(複数の都道府県で他の団体と連携して実施)

(3) 実施方法

(独)福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への助成について、国が補助する。

3 実施主体等

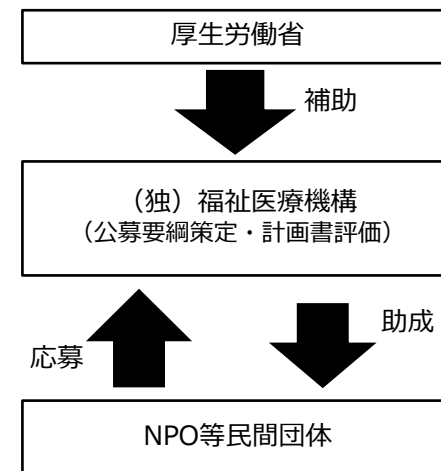
○実施主体

(独)福祉医療機構

○補助率

国10/10

○事業のスキーム



令和9年度概算要求額 1,000億円の内数（2箇年国債1年目）（一）※（）内は前年度当初予算額 ※デジタル庁計上

1 事業の目的

※令和7年度補正予算額 1.2億円（調査研究分）

- 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の3事業では、それぞれの事業で業務が効率的かつ円滑に行われるようにするとともに、制度の実施状況を迅速に把握する観点から、「生活困窮者自立支援統計システム（以下、生活困窮者システムという。）」を運用しており、令和5年度からは「重層的支援体制整備事業支援システム（以下、重層システムという。）」を追加搭載し、本格運用を開始している。
- 現行システムが稼働している第2期政府共通プラットフォームが、令和10年度末で終了するため、ガバメントクラウドへの移行及びそれに伴うシステム改修が必要となり、令和8年度に行う調査研究の内容を踏まえ、令和9年度から2力年で、システムのガバメントクラウドでの運用に向けた、設計・開発・構築を行う。
- システム改修にあたっては現システムを抜本的に見直し、業務効率化を目的としてAI技術等を活用した機能の追加を検討している。

2 事業の概要・スキーム

【改修の概要】

- ・各市町村にある自立相談支援機関のローカルサーバで運用を行っている現行システムの機能を新たにクラウド等で一元管理することとし、支援員や利用者が機関外からでもアクセスしデータ入力可能とする
- ・個々の相談に対して支援方針の決定に資する情報等を提供するAIを搭載
- ・収集したデータの傾向等を政策立案につなげるための分析を行うAIを搭載
- ・統計データをオンタイムで集計・分析し、グラフ等で現状を直感的に把握でき、専門知識がなくてもデータ分析が可能なBIツールの搭載

【スキーム】



3 実施主体等

- 実施主体：国（委託費）

令和9年度概算要求額 1,000億円の内数 (一) ※ () 内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 23億円

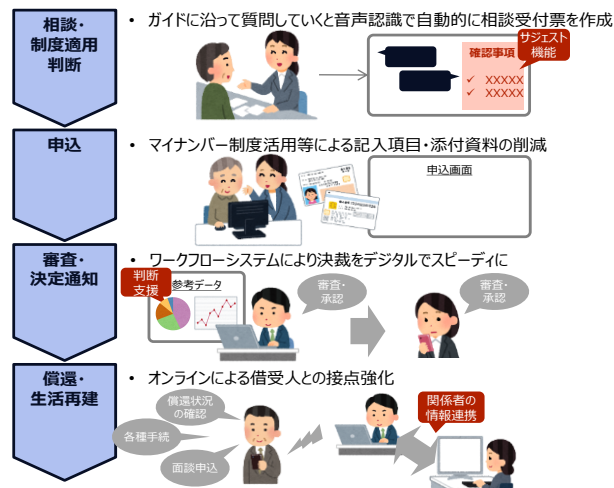
困窮補助金

1 事業の目的

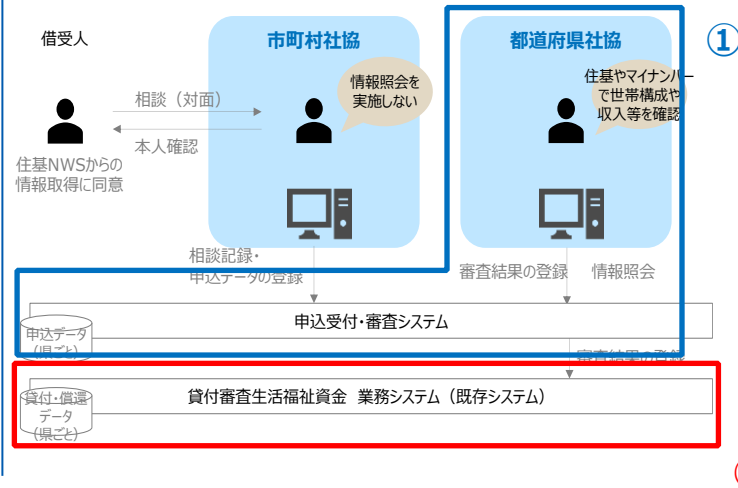
- 生活福祉資金の貸付については、規制改革推進会議による実施事項や、行政改革推進会議における指摘を踏まえ、
 - ・ 事務手続のオンライン化により負担を軽減するとともに、災害時等における迅速な貸付の実施を可能とする
 - ・ AI-OCR等の導入によりデータ入力等業務負担を軽減し、職員がより相談者対応に集中できる
 - ・ AIを活用したデータ分析による高度な判断支援を導入し、職員のスキルや経験によらず対応を平準化できる
 等の運用見直し・業務効率化を検討している。
- 上記を実現するため、令和7年度までの調査研究、及び令和8年度に行った要件定義をもとに、
 - ①生活福祉資金業務システムの設計開発・検証を行い、都道府県社協において新たなシステムを導入する。
 - ②既存の債権管理システムについて、見直しを行った業務フローに適応したシステムへの更新を行う。

2 システム構成イメージ・スキーム

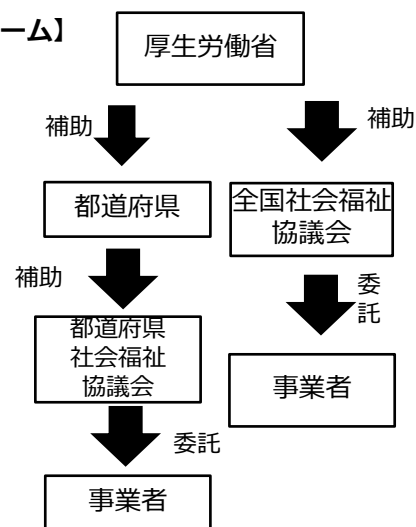
【相談受付～貸付決定実現イメージ】



【システム構成イメージ】



【スキーム】



3 実施主体等

○実施主体：全国社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会

○補助率：国 10 / 10

令和9年度概算要求額 1,000億円の内数 (ー) ※ () 内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 36億円

困窮補助金

1 事業の目的

- 生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体とNPO等の民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。
- 加えて、生活困窮者に対する支援が増加・高度化してきている中、支援員の質の向上やノウハウの共有などネットワークを広げるとともに、就労準備支援事業等の広域実施に向けたネットワークづくりも同時に行い、効率的な事業実施を目指す。

2 事業の概要

- 各自治体の自立相談支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化等を行う。
- また、支援者を支える中間支援組織の立ち上げ支援や、就労準備支援事業等を単独で実施できない自治体向け、広域実施の取組を促進すべく自治体同士の意見交換や実施に向けたコーディネートを行う。

(事業内容)

(1) NPO法人等と連携した緊急対応の強化

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援

(2) 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用等による事務処理体制の強化

(3) 中間支援組織の立ち上げ等の支援

(立ち上げ準備会の設置や、各地域独自の発想により支援者を繋ぐ会合等を企画して交流を図るとともに、広域的な研修会や意見交換等を実施する体制を構築する等)

(4) 就労準備支援事業等の広域実施に向けた市域を越えたネットワークづくり

(5) その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組 (ICT活用による業務効率化等)

3 実施主体等

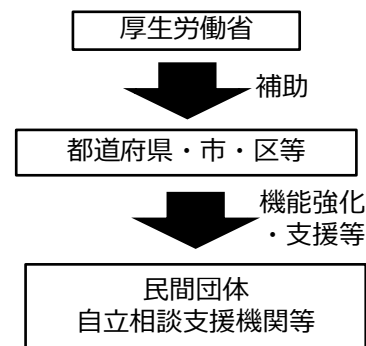
○実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体)

○補助率

国 3 / 4

○事業のスキーム



小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業交付金

令和9年度概算要求額 事項要求（－）※（）内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

- 人口減少・高齢化等が進行する小規模市町村においては、人材確保が課題であり、福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の実施にあたって、分野毎の配置基準等を満たしながら実施することが困難となっている。
- このため、小規模市町村（※）における包括的な支援体制の整備を促進するため小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を新設する。（令和8年社会福祉法改正により創設）

※対象市町村は、人口規模、人口減少の進行等の指標の他、人口密度や交通の不便さなど総合的に勘案し都道府県を通じて国が確認し決定

2. 事業の概要

【実施主体】市町村

【事業内容】

①相談支援事業（法第106条の6第2項第一号）、②地域づくり事業（法第106条の6第2項第三号）

- ・介護、障害、こども、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業等について、機能別に構造化し、分野横断的に実施。
- ・配置基準は分野横断的な一つの基準を定める（省令において規定）。

一体的に
実施

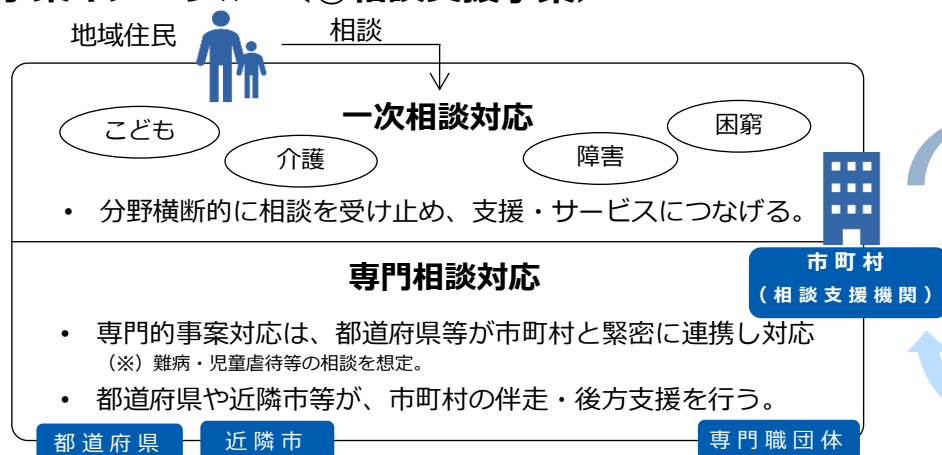
③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業（法第106条の6第2項第二号）

- ・地域と福祉支援体制の協働を推進する取組支援を行う事業を実施（具体的な内容は令和8年度モデル事業において検証）

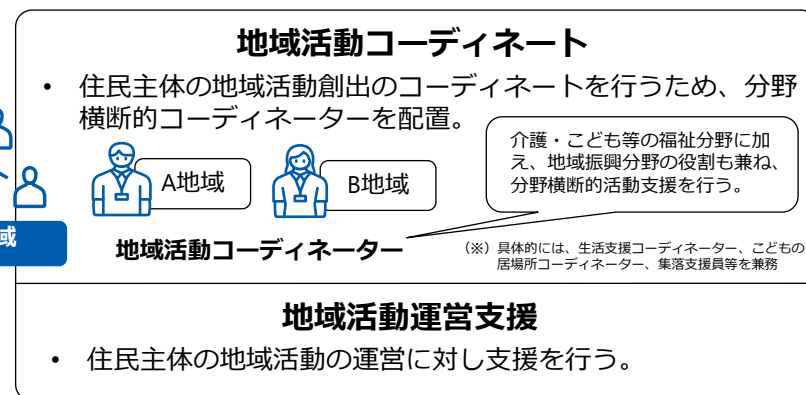
※ 小規模市町村では人材不足も深刻で実施が難しいため、本事業は、重層的支援体制整備事業よりも簡素な仕組みとしている。

※ 市町村への補助については、各制度の関係補助金を統合・申請手続も一本化し、一体的交付を行う仕組みとする（重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考）。

＜＜事業イメージ＞＞ ＜①相談支援事業＞



＜②地域づくり事業＞



地域運営組織と一体的に実施することも想定

小規模市町村地域支援連携協働体制整備支援事業

令和9年度概算要求額 **30**百万円（50百万円）（）内は前年度当初予算額

※令和8年度予算事業「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」の見直し

1. 事業の目的

- 令和8年社会福祉法改正により創設された「小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」を実施する市町村は、事業実施前に、地域の支援状況等の現状把握や、関係機関や都道府県等との調整・検討を行う必要があるが、当該市町村の人員体制が十分でないこと等により、こうした事前の調整や検討を十分に行うことが難しいことが想定される。
- 本事業は、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業の実施及び実施を希望する市町村に対し、同事業への円滑な移行、適切な事業実施を行うための支援等を行う。

2. 事業の概要

- 実施主体：国 / 補助率：－（委託費）
- 「小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」の実施及び実施を希望する市町村に対して、以下の（１）（２）を実施する。

（１）体制整備支援業務

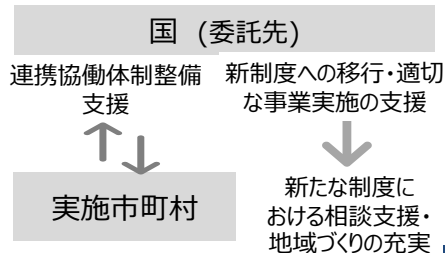
- 「小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」の実施及び実施を希望する市町村における、① 相談支援体制・地域づくり体制整備にあたっての現状把握・分析（※）、② 対応方針の策定、③ 地域、事業者等の関係者、庁内の合意形成等に係る伴走的支援を行うほか、都道府県等との連携体制構築の支援等を行う。（現地への訪問等も含む。）

（※）現状把握・分析のためのアンケート調査・住民ワークショップ等の住民ニーズの把握・反映等

（２）新制度への移行のための支援等

- 新制度への円滑な移行、適切な事業実施を行うための支援を行う。

① 分野横断的な相談支援事業への移行等の支援	② 分野横断的な地域づくりへの移行等の支援
・ 分野横断的な相談支援を実施する際の体制整備 ・ 相談対応の援助を行うA I・I C T等の技術の活用 ・ 一次相談対応に必要な研修 ・ 都道府県等との広域連携・後方支援 等	・ 分野横断的な地域づくりを実施する際の体制整備 ・ コーディネーターの確保 ・ 人材養成 等



令和9年度概算要求額 【多機関協働事業等】 58億円（56億円） ※（）内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」（包括的な支援体制）の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
 - ⇒ ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
 - ⇒ 主に体制整備初期段階で活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。

2. 事業の概要

包括的な支援体制の整備のため、3事業を一体実施

① 包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

② 地域づくり事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業、生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

③ 多機関協働事業等

- 包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。

3. 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合等

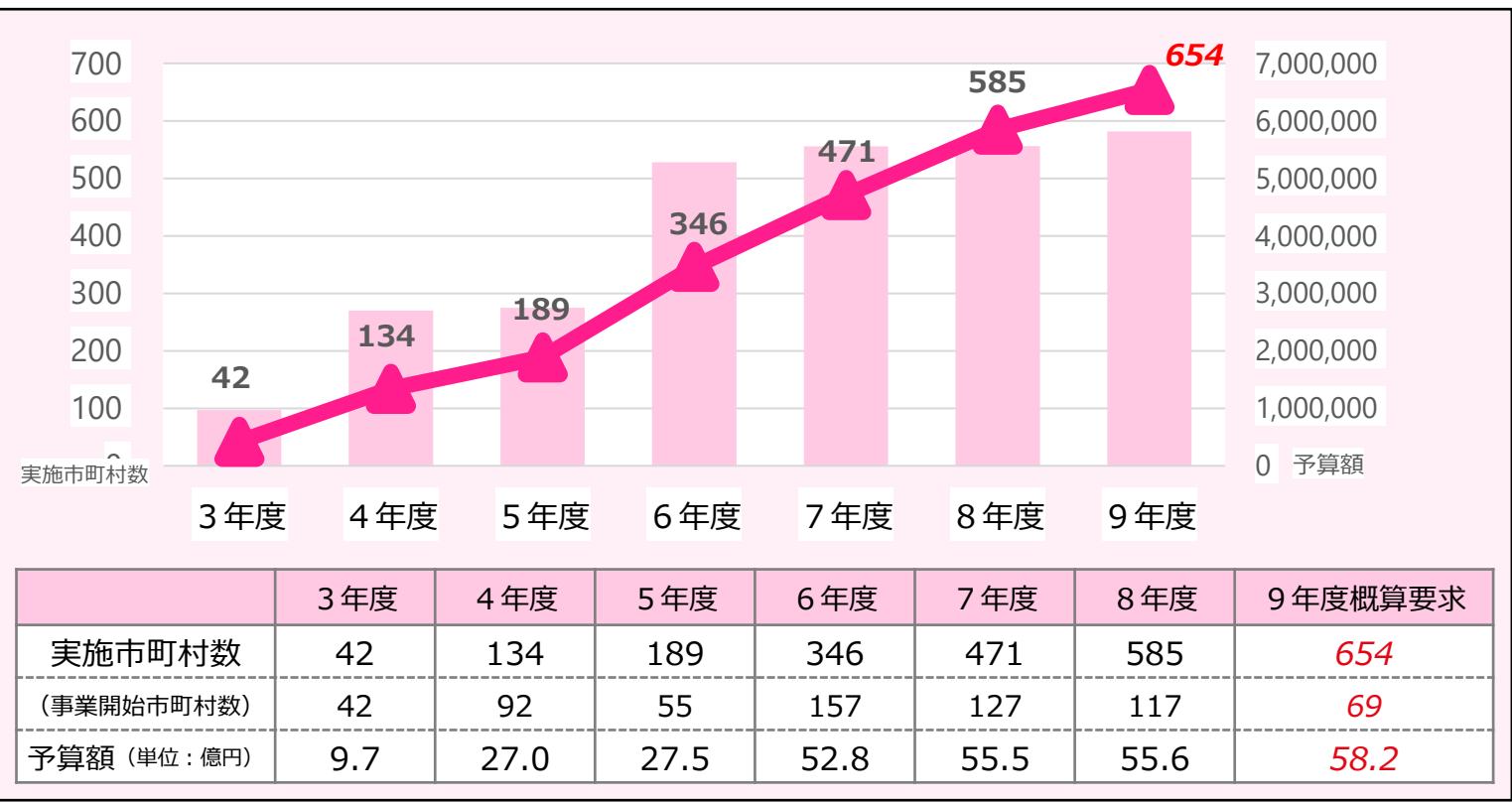
- 包括的相談支援事業
地域づくり事業
 - ⇒ 介護・障害・子育て・生活困窮、各法に基づく負担割合等を維持
- 多機関協働事業等
 - ⇒ 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
 - ※ 事業開始から5年経過した市町村、財政力指数が1を超える市町村（人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区は、は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 等

実施市町村数

7年度：471
8年度：585（予定）
9年度：654（予定）

重層的支援体制整備事業 実施市町村数等の推移／多機関協働事業等の見直し

(1) 実施市町村数の増 (R8 : 585 → R9 : 654 (+69))



市町村の人口規模	実施率 (R 8)
1 万人未満	10.7%
1 万人以上～3 万人未満	24.8%
3 万人以上～5 万人未満	38.4%
5 万人以上～10 万人未満	54.9%
10 万人以上～20 万人未満	62.1%
20 万人以上～30 万人未満	72.9%
30 万人以上～40 万人未満	83.9%
40 万人以上～50 万人未満	100.0%
50 万人以上	74.3%
全市町村 (1,741 市町村)	33.6%

(※) 8 年度は実施予定ベース。9 年度は、令和 7 年 11 月意向調査において、令和 9 年度より新たに重層事業を実施する予定と回答した自治体数

(※) 6 年度末に 2 町村、7 年度末に 3 町村が重層事業を終了したため、各年度の事業開始市町村数の積み上げと 8 年度実施市町村数は一致しない。

(※) 実施市町村数：厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室調べ ／ 人口規模：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(令和 7 年 1 月 1 日時点)

重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等）の見直し

(2)多機関協働事業等の交付基準額に係る加算の見直し

① 加算要件の見直し

- 補助基準額の加算要件に関して、
 - ・ 「事業実施のための検討プロセス」について、社会保障審議会福祉部会の提言を踏まえ、事業の必須要件（省令で規定することを検討）する。
 - ・ 「重層的支援体制整備事業実施計画」について、令和8年社会福祉法改正を踏まえ、法に掲げる事項が定められている場合に加算を行うものとする。

	見直し後	加算額
1	○検討プロセスを経ることは事業の実施を行うための必須要件とする。 ※令和8年度以前より事業を実施している自治体で検討プロセスを経していない場合は、経過措置として、基準額の減算を行った上で、令和9年度中に検討プロセスを経るものとする。	本体額に計上
2	○社会福祉法第106条の5に定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定している。	定額
3	○同計画において、社会福祉法第106条の5に掲げる事項が定められている。	定額

	見直し前（令和8年度）	加算額
1	○包括的な支援体制の整備という目的に照らし、どのような手段を活用することが適切か、地域住民を含む幅広い関係機関等とともに検討するプロセスを経て、重層的支援体制整備事業を実施している。	本体額 × 20%の額
2	○社会福祉法第106条の5に定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定している。	本体額 × 10%の額
3	○同計画において、重層的支援体制整備事業の実施目標や事業評価・見直しに関する事項が定められている。	本体額 × 10%の額

② テーマ設定型公募によるモデル加算の創設

- 包括的な支援体制整備の更なる深化を図るため、包括的支援体制の基盤に根ざした地域の資源・取組の蓄積に応じた創意工夫ある実践の創出・展開を行えるよう、国において設定したテーマ毎に、重層的支援体制整備事業によりモデル的な取組を行う自治体を公募により選定し、期間限定（最長2年間）で交付基準額の加算を行う。

※ @7.5百万円×3～5自治体×3～5テーマ×1/3または1/4（国補助率）＝37.5百万円（計15自治体を想定）

※ 包括的な支援体制整備に一定期間取り組んだ市町村（事業開始5年を経過した市町村）を対象とする。

※ 公募テーマの例：防災分野との連携、身寄り・消費者保護分野など権利擁護支援との連携、市町村間または市町村と都道府県間の広域連携による支援モデルなど

重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等）の見直し

(3) 多機関協働事業等の交付基準額の見直し

- 令和9年度より、重層的支援体制整備事業の質の向上を図るため、事業の実施目標の設定、達成状況の評価、計画の見直しを行うこととするが、事業の実施状況の把握・分析や管内の支援機関等との調整、事業内容の見直しなどの業務が多く発生するため、これらに要する費用について多機関協働事業等の交付基準額（※）の引き上げを行う。

※令和8年度以降に事業開始する市町村への交付基準額を対象とする。

※事業開始後2年目以降の交付基準額について引き上げを行う。

＜引き上げ額の例＞（人口1万人未満の自治体）+3,000千円
（1万人以上～3万人未満）+3,500千円
⋮
（10万人以上～20万人未満）+5,000千円
⋮

○ 社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）

1. 地域共生社会の更なる展開について
(1) 包括的な支援体制整備に向けた対応（対応の方向性）
＜重層的支援体制整備事業の質の向上＞
 - 事業実施にあたっては、現状の地域資源の把握、地域の多様な関係者との対話等の検討プロセスを経ることを要件とすることが必要である。
 - 重層的支援体制整備事業実施計画について、必須記載事項として目標・評価等に関する事項を追加するとともに、計画の定期的な見直しを行うこととすることが必要である。

○ 社会福祉法（令和8年改正）

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 重層的支援体制整備事業の実施により地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の方向性に関する事項
- 二 重層的支援体制整備事業の実施による支援関係機関の機能の強化に係る目標に関する事項
- 三 重層的支援体制整備事業の実施による支援関係機関相互間の連携の促進に係る目標に関する事項
- 四 重層的支援体制整備事業実施計画の達成状況の評価に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 （略）

地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル構築事業

令和9年度概算要求額 1.2億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

※令和7年度補正予算事業「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業」（3.0億円）の見直し

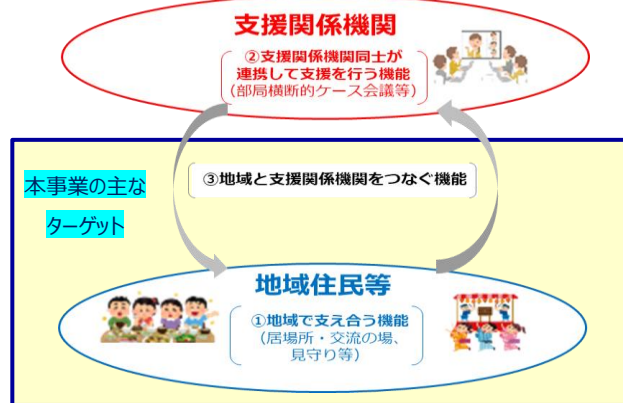
1. 事業の目的

- 地域における包括的支援体制の整備を推進するため、地域住民主体の活動を促進・強化し、地域生活課題を抱える地域住民を、地域の中で必要な支援に早期につなぐことができるよう、互助機能強化のための地域住民等との連携・協働モデルを構築する。

＜本事業の狙い＞

- 地域住民等による地域で支え合う機能の強化
 - 地域住民主体の実践を市町村内で広く普及・促進し、多様な地域の支え合いの環境を整備
- 地域と支援関係機関をつなぐ機能の強化
 - 地域が支援関係機関に、支援関係機関が地域に、地域生活課題を抱える住民をつなぐ体制づくりを促進

＜包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）のイメージ＞



2. 事業の概要

- 実施主体：市町村 / 補助率：国3/4、市町村1/4
- 包括的な支援体制の整備にあたり、地域住民による地域活動の中で生活課題が福祉的に解決されている事例や、地域住民主体の組織等との連携体制の構築、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制整備の事例や調査研究の結果などを参考にしつつ、「地域における互助機能強化のための市町村支援事業」による有識者等による助言等を踏まえながら、地域との連携・協働の在り方を検証するため以下の取組を行う。
（①～④は必須、⑤は必要に応じて行う。）

①	既存制度・地域活動等の把握、地域生活課題に係る議論	②・③の前提となる現状把握・議論を、地域住民や地域住民が主体となった団体とともに進行。
②	地域住民との協議・実践	地域住民と対話しながら、地域生活課題を包括的に受け止められるよう、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。その結果を踏まえ、実践する。
③	検証・見直し	実践状況や、住民発意を最大限尊重する中で、地域生活課題を包括的に受け止め続けることができるよう、「つなぐ機能」、それと連動した「地域で支え合う機能」を備える体制構築状況等を検証。
④	地域連携・協働支援員の配置	①～③の取組を効果的かつ円滑に実施するため、地域連携・協働支援員の配置。 （地域振興を主たる業務とする者（地域おこし協力隊、集落支援員等）との兼務可。）
⑤	地域活動団体等支援活動費の支給	地域住民個人や地域住民を主体とする団体が②の実践を行う場合、当該個人等に費用を支給。

地域における互助機能強化のための市町村支援事業

令和9年度概算要求額 **24**百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

自立相談支援事業従事者養成研修等委託費

※令和7年度補正予算事業「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル構築支援事業」（50百万円）の見直し

1. 事業の目的

- 地域における包括的支援体制の整備を推進するため、地域住民主体の活動を促進・強化し、地域生活課題を抱える地域住民を、地域の中で必要な支援に早期につなぐことができるよう、「地域における互助機能強化のための地域住民等との連携・協働モデル構築事業」に取り組む市町村への支援等を行う。

2. 事業の概要

- 実施主体：国 / 補助率：－（委託費）
- 「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル構築事業」に取り組む市町村に対して、以下の（１）～（４）を実施する。
 - （１）地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデルの研究・構築
 - ・ モデル事業実施市町村の実証結果を分析・研究し、同事業の実証内容を体系的に整理し、取組のパターンに応じたモデルを構築する。
 - ・ 構築したモデルを全都道府県・市町村に周知するため、「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働の手引き（仮称）」を作成・見直しを行う。
 - （２）モデル実証・構築アドバイザー会議の設置・運営
 - （３）モデル事業実施市町村の選定支援
 - （４）モデル事業実施市町村での実証支援
 - ・ モデル事業実施市町村への説明会の開催
 - ・ 担当アドバイザーの決定
 - ・ 実証・支援計画の策定
 - ・ モデル事業実施市町村への実証支援の実施
 - ・ モデル事業実施市町村・同市町村を管轄する都道府県意見交換会の開催

等

包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業

令和9年度概算要求額 2.0億円（2.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1. 事業の目的

○ 都道府県において、社会福祉法第6条第2項及び第3項に基づき、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）の整備に関連する施策に係る庁内・庁外連携を行うとともに、管内市町村の包括的な支援体制の整備にあたっての課題等に応じた支援を行うことにより、市町村における同体制の整備が適正かつ円滑に行われるようにすることを目的とする。

2. 事業の概要

- 補助率：国3/4、補助基準額：管内市町村に⑤の伴走支援及び専門職の派遣を行う場合：18,000千円、⑤の専門職派遣を行う場合：14,000千円、⑤の伴走的支援を行う場合：12,000千円、いずれも行わない場合：8,000千円
- ①及び②を都道府県自ら実施した上で、③～⑦のうち管内全市町村から把握した支援ニーズに応じた取組を実施

実施の前提	① 都道府県庁内・庁外連携に資する取組	② 管内全市町村の支援ニーズの把握・支援策の検討
	介護、障害、子ども・子育て、生活困窮、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他包括的な支援体制の整備に関連する施策に係る庁内・庁外連携に資する取組の実施	管内全市町村に対する、包括的な支援体制の整備状況や整備にあたっての課題を把握する調査・ヒアリングの実施及び調査等の結果に応じた支援策の検討
支援ニーズに応じて実施	③	管内市町村に対する、地域共生社会の理念や包括的な支援体制の整備の重要性、同体制の整備にあたって実施すべきプロセス等を提示し、市町村が自ら包括的な支援体制の整備に向けた検討を行うことができる力を身につけることができるための研修の実施
	④	管内市町村の、包括的な支援体制の整備に係る担当者の情報共有の場づくり・ネットワークの構築
	⑤	管内市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る伴走的支援・専門職派遣（※） （※）・ 包括的な支援体制の整備に係る状況把握・課題分析の援助 ・ 包括的な支援体制の整備に活用可能な関連制度の情報提供 ・ 定期的な進捗確認・相談受付・助言 ・ 課題分析を踏まえた、包括的な支援体制の整備方針の策定援助 ・ 地域の状況等に応じた柔軟な助言を行うことができる職員派遣 ・ 各分野の相談支援の円滑化・質の向上を目的とした専門職の派遣 等
	⑥	地域共生社会の実現に向けた機運醸成や地域住民等の地域への参画を進めるのためのセミナー、シンポジウム、住民説明会等の開催
	⑦	その他市町村が包括的な支援体制を整備する上で必要な取組

都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業

令和9年度概算要求額 **70**百万円（70百万円）※（）内は前年度当初予算額

自立相談支援事業従事者養成研修等委託費

1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備を促進するため、「市町村全域に目を向け、包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現のために、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動を行いやすくするための支援や組織変革を行うことができる人材及びそういった人材を育成できる人材」の育成を目指し、市町村の管理職向け研修及び都道府県向け研修を実施する。
- 加えて、都道府県には、管内市町村の住民性や体制整備にあたっての課題を丁寧に把握した上で、その実情に応じて包括的な支援体制の整備に係る伴走的支援を行うことが期待される。このため、今後すべての都道府県が主体となって市町村への支援を実施することができるよう、国・都道府県が共同で伴走的支援を実施し、市町村への支援にあたってのノウハウを蓄積する。

2. 事業の概要

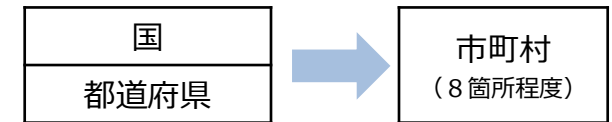
- 実施主体：国 / 補助率：－（委託費）

① 市町村の管理職向け研修／都道府県向け研修の実施

市町村の管理職向け研修	○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性を理解し、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備指針等を検討した上で、同体制の整備に向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を市町村が行う重要性を理解し、それらを踏まえて自らの市町村にて、必要な対応を行うことができるようにする。
都道府県向け研修	○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性や包括的な支援体制の整備手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性への理解を深め、管内市町村の支援ニーズを踏まえた支援策を講じることができるようにする。

※ このほか、都道府県が単独で相談支援を行う者や地域づくりのコーディネートを行う者等を対象とする研修を実施できるようになるまでの間、研修を実施（オンラインでの実施を基本とする）。

② 都道府県と共同で行う伴走的支援



- 包括的な支援体制の整備に取り組みたいが、具体的な手法がわからない市町村に対し、国・都道府県が共同で伴走的支援を実施。
- 今後すべての都道府県が主体となって管内市町村への支援を実施することができるよう、効果的な支援策の整理、評価指標や伴走的支援の手引きの見直しや市町村への支援にあたってのノウハウの蓄積を行う。

令和9年度概算要求額 **11**億円 (4.5億円) ()内は前年度当初予算額

困窮補助金・重層交付金

1 事業の目的

- 住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、従来の属性ごとの支援体制では「制度の狭間」のニーズへの対応が困難になっている。また、人と人との関係性や「つながり」が希薄化する中、孤独・孤立の問題が一層深刻化している。
- このような状況を踏まえて、地域におけるつながりの中で、住民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、①課題を抱える者の早期発見や地域のニーズの把握、②住民主体の活動支援、③世代や属性を問わず住民同士が関わることができる居場所づくり、④多様な担い手が連携する仕組みづくりの取組を進めることで、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉を推進する。
- また、改正社会福祉法により、包括的支援体制の整備を推進する上で連携に配慮する施策に防災を追加し、都道府県及び市町村における地域福祉（支援）計画の記載事項として防災に関する施策との連携に関する事項を規定することを踏まえ、各自治体による災害時にも生かせる地域福祉体制に係る整備を推進するために必要な経費を要求する。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

1. 地域住民のニーズ・生活課題の把握

- 「困りごと」を抱える方の早期発見や地域のニーズの把握を行う。

2. 住民主体の活動支援・情報発信等

- 学生や定年退職後の方など地域の住民が主体的に活動しやすい環境を整える。

3. 世代や属性を問わない地域コミュニティ形成に向けた「居場所づくり」

- 世代や属性を問わない、新たな住民同士の関わりを促す。

4. 多様な担い手がつながるプラットフォームの展開

- 多様な社会資源が、地域における課題や学び、地域の資源などを共有し、新たな気付きを得て地域に還元する

5. 地域福祉計画に基づいて実施する防災の取組の推進

- 上記の1～4の内容に加え、地域福祉（支援）計画等に基づき「防災」の観点から着目した以下の取組を行う自治体に対し、一定の加算を行う（※）。

（※）当該年度に地域福祉（支援）計画の改正を予定している自治体を含む。加算対象期間は3年間を想定。

- ・ 地域における防災ニーズや課題の把握
- ・ 平時からの地域福祉部局と災害担当部局及び関係機関の連携体制の構築
- ・ 災害支援の拠点とすることも想定した多様な「居場所づくり」
- ・ 地域福祉体制を踏まえた防災訓練や研修の実施 等

【実施主体・補助率】

実施主体：市町村(管内市町村の取組を総合的に調整する場合は都道府県も可) 補助率：1／2

令和9年度概算要求額 **9.0億円** (7.5億円) ()内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 1.1億円
うち投資枠 1.5億円

困窮補助金

1 事業の目的

- 本事業は、一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して行う電話相談に加え、直接的・継続的な支援として、折り返しの電話、直接面談、他の相談機関への同行などを実施している。
- 多様なニーズを持つ相談者に対する相談体制の充実や、相談支援現場の生産性を高め、限られた人員でサービス提供の拡充・迅速化や質の向上を図るため、令和8年度中に導入する生成AIを活用した音声及びチャットによる傾聴システム等を運用する。

（課題）

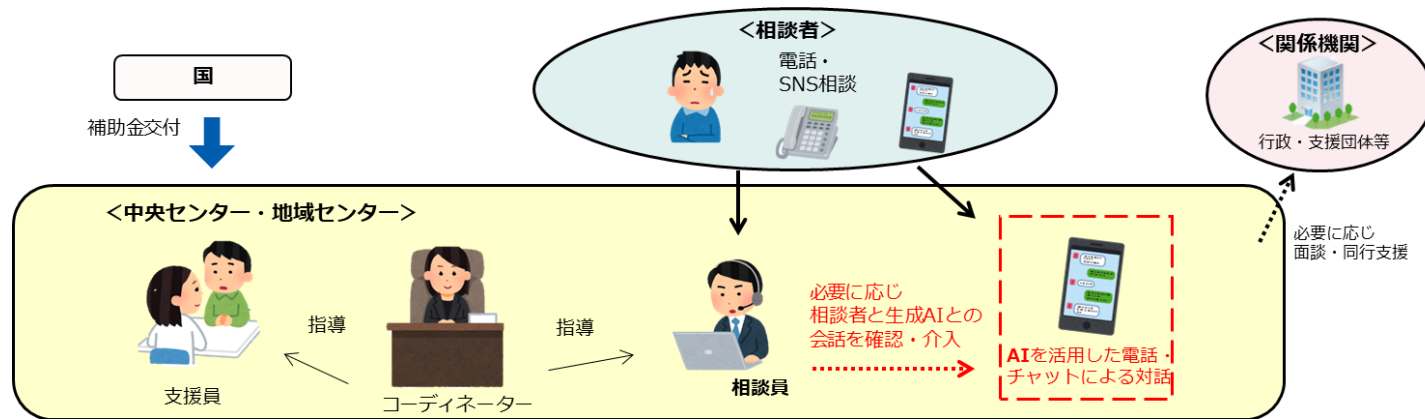
・現在、全国ライン（0120-279-338）と被災地ライン（福島県が対象）（0120-279-226）の2つのダイヤルを設置しているが、コロナ禍で不安を抱える方が増えたことや、著名人の自殺、LGBTの悩み等が注目されていることに加え、近年は検索AIからの紹介で当相談窓口の周知も広まっている中、多様なニーズを持つ相談者に対応する相談員の人材確保が困難なこともあり、電話相談のつながりにくさが継続して課題となっている。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

- 生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々に対し、社会的包容力の構築を図ることを目的とし、いつでも電話及びSNSによる相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な課題解決に繋げる事業を実施。
- 上記に加え、以下の取組を実施。
 - ・ AI音声・AIチャットによる傾聴環境等の構築により、相談・傾聴対応件数の増加や接続率の向上等を図る。
 - ・ 相談事案に関するデータを収集し、その結果をAIで解析するツールの運用（相談内容に関連する施策等の表示のほか、相談者の抱える課題への対応を相談員が検討する際の素案の作成・提示など）を通じて、相談員の質の向上や関連業務を含めた業務効率化を図る。

○ 実施主体：民間団体

○ 補助率：10／10



民生委員・児童委員の担い手確保・資質向上対策事業

令和9年度概算要求額

2.1億円（一）（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 令和7年12月に行われた民生委員の一斉改選において、民生委員の定数に対して欠員が約2万人（充足率91.7%）と過去最低となっており、民生委員・児童委員制度を持続可能なものとするため担い手の確保が課題となっている。
- また、民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会のとりまとめ（令和6年12月）において、企業等に就業している者が活動しやすい環境の整備や業務負担軽減と活動環境の整備推進等が挙げられており、担い手確保策の検討を進めていくことが求められている。
- 加えて、民生委員が地域住民が抱える複合化・複雑化した生活課題に対応し、民生委員が適切に相談援助等を担うことができるよう、研修を実施していく必要がある。
- このため、民生委員に関する事業を再編し、地方自治体における民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保の創意工夫のある取組や研修の実施による資質の向上を推進する。

2 事業の概要・スキーム

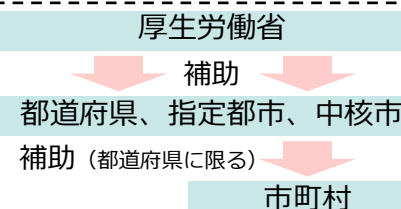
- ① 地方自治体の創意工夫のもと、民生委員の「業務負担の軽減」、「理解度の向上」、「多様な世代の参画」に資する取組を実施。

取組例

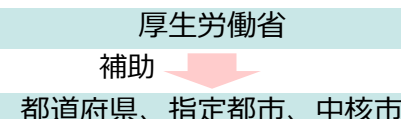
- ・ 民生委員の指示・指導のもと地域の見守り活動等の活動を補佐する「民生委員協力員」を設置し、民生委員活動をサポートする体制づくり
- ・ 小学生を対象に「こども民生委員」を委嘱し、地域の見守り活動へ体験参加を行い、その保護者にも民生委員活動の重要性の理解を促す
- ・ 仕事をしながら民生委員活動がしやすい環境を整備するため、タブレット端末の配布などを通じてICTを活用し、情報共有や定例会議のオンライン化を図る
- ・ 大学生や高校生が民生委員応援団を結成し、SNSを活用した周知・広報活動を実施することにより、若い世代の理解促進と民生委員活動への参加・協力を促す 等

オンライン
会議地域福祉活動
（こども民生委員）

【①のスキーム】



【②のスキーム】



- ② 民生委員・児童委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を修得させるための研修を実施。
- ・ 単位民生委員・児童委員協議会会長を対象に、会長として必要な指導力を修得させるための研修
 - ・ 中堅民生委員・児童委員を対象に、相談援助活動等を行う上で必要な活動力を修得させるための研修
 - ・ 新任民生委員・児童委員を対象に、相談援助活動等を行う上で必要な基礎的知識及び技術を修得させるための研修

3 実施主体等

- 実施主体：① → 都道府県、指定都市、中核市、（間接補助）市町村（指定都市及び中核市を除く。）
② → 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率：国 1 / 2、都道府県、指定都市、中核市 1 / 2 ※ 間接補助の場合 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

民生委員の担い手確保に向けた認知度向上事業

令和9年度概算要求額 50百万円（一）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 81百万円

自立相談支援事業従事者養成研修等委託費

1 事業の目的

- 令和7年12月に行われた民生委員の一斉改選において、民生委員の定数に対して欠員が約2万人（充足率91.7%）と過去最低となっており、民生委員制度を持続可能なものとするため担い手の確保が課題となっている。
- また、民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会のとりまとめ（令和6年12月）において、企業等に就業している者が活動しやすい環境の整備や業務負担軽減と活動環境の整備推進等が挙げられており、担い手確保策の検討を進めていくことが求められている。
- 民生委員の高齢化が進む中、多様な担い手の参加が期待されており、民生委員の認知度に関する調査を踏まえれば、特に若年層（20代～40代）に対するアプローチを強化し、認知度の向上や理解促進を通じて民生委員の担い手確保を図る必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- 民生委員と接する機会がない方でも、民生委員の役割や具体的な活動を理解できるよう発信し、
 - ・ 相談先として民生委員を認識する（意識変容）／実際に相談する（行動変容）
 - ・ 自身が民生委員のなり手になる将来を考える（意識変容）／実行する（行動変容）
 など、民生委員の社会的な認知度の向上につなげるため、普及啓発を実施する。
- ※ 事前のKPI（認知度）の設定や意識調査の実施等により、事業の効果検証を実施。

<具体例>

著名人（YouTuber、インフルエンサー）を活用した動画を作成し、YouTuber、インフルエンサーにより配信することで、視聴者層が民生委員に関する情報に触れる機会を創出（以下動画の例）

- ・ 民生委員に相談できることや相談の流れを理解する動画
- ・ 民生委員として地域住民と接する活動を体験する動画
- ※ ターゲットとする年齢層・地域属性等に応じて著名人を選定



各種コンテンツに
変換・配信



3 実施主体等

- 実施主体：国、補助率：-（委託費）

民生委員活動業務効率化等推進システム構築等事業

令和9年度概算要求額 60百万円（一）（）内は前年度当初予算額

自立相談支援事業従事者養成研修等委託費

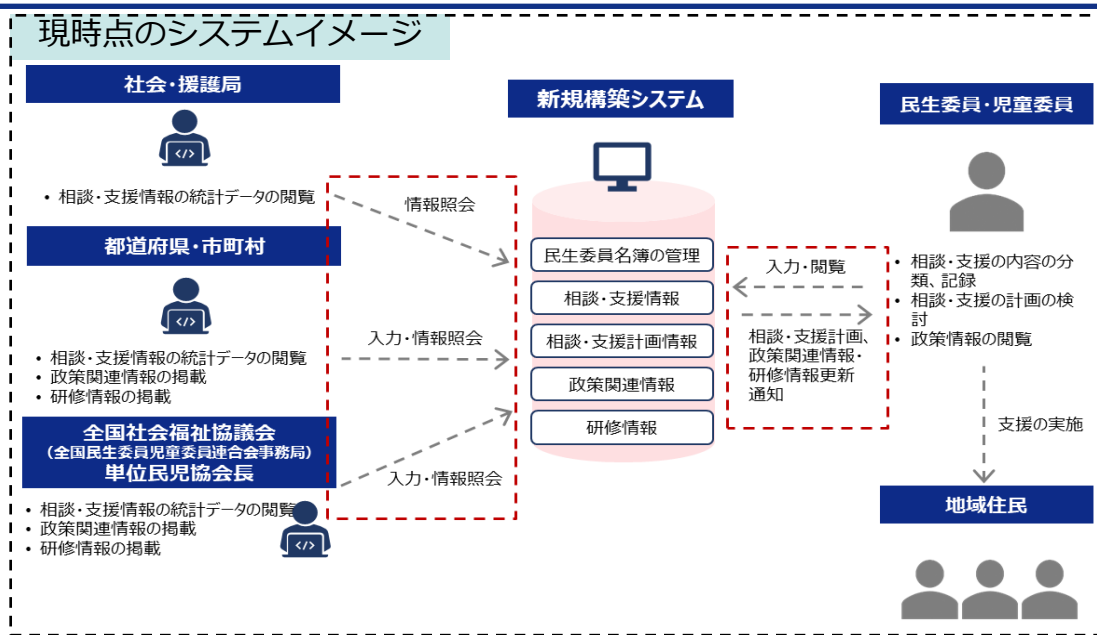
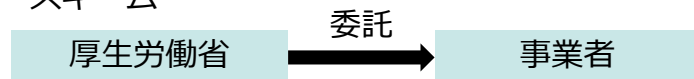
1 事業の目的

- 令和7年12月に行われた民生委員の一斉改選において、民生委員の定数に対して欠員が約2万人（充足率91.7%）と過去最低となっており、民生委員制度を持続可能なものとするため担い手の確保が課題となっている。
- また、民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会のとりまとめ（令和6年12月）において、企業等に就業している者が活動しやすい環境の整備や業務負担軽減と活動環境の整備推進等が挙げられており、担い手確保策の検討を進めていくことが求められている。
- このため、次期一斉改選（令和10年12月）に向けて、働きながら民生委員として活動できる環境整備や業務負担の軽減を図り、多様な担い手の参入を促進するため、AIを含むデジタル技術を活用し、民生委員活動をサポートするアプリ等の開発や民生委員の活動記録を収集するシステムを構築するため、令和9年度においては、地方自治体において運用しているアプリやシステムに関する調査研究や要件定義を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- 民生委員・児童委員の業務効率化等を推進するシステムの構築に向けて、地方自治体において先行して運用しているアプリやシステムの把握、一般化していくことが望ましい事項や運用に当たっての課題等を整理し、システムの全体構想を作成するための調査研究要件定義を実施する。

スキーム



3 実施主体等

- 実施主体：国（委託費）

新しい成年後見制度を見据えた地域の権利擁護支援体制の確保、頼れる身寄りがない高齢者等の支援の推進

令和9年度概算要求額 66億円 (46億円) ()内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 9.9億円

- 第221回特別国会において改正された社会福祉法や民法等を踏まえ、関係する法制度の円滑な施行等に向けた地域の権利擁護支援に係る体制の充実・強化が急務である。
- このため、日常生活自立支援事業に従事する専門員等の処遇改善、人員体制の拡充等の体制整備を図るとともに、改正社会福祉法により創設される、頼れる身寄りがない高齢者等や判断能力が不十分な者を支援する「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の施行に向けた試行的事業（令和7年度補正予算措置）を引き続き実施する。
- 改正社会福祉法により法定化された、地域における権利擁護支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」の市町村における立ち上げ・機能強化等を推進するとともに、都道府県による市町村への支援機能の強化を促す。
- また、改正民法による新しい成年後見制度の施行を見据え、制度の広報や実務を担う人材の研修等の充実を図る。

1. 日常生活自立支援事業の体制整備、身寄りのない高齢者等を支援する事業の試行実施について

現行事業において待機者が存在するといった課題の解消や、改正社会福祉法により創設される「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の施行も見据えて、人員体制の拡充等の支援体制の整備を図る。

- 日常生活自立支援事業における、従事者の処遇改善や専門員の専任化の推進等の体制整備。
- 「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」を円滑に実施するための社会福祉協議会における試行実施の支援等。

2. 地域権利擁護相談支援センターを中心とした地域連携ネットワークづくりの推進について

成年後見制度の見直しを見据え、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備の推進や、相談支援体制の確保を図る。

- 社会福祉法改正により、新たに位置づけられる「地域権利擁護相談支援センター」の立ち上げや機能強化の推進。
※ 地域権利擁護相談支援センターの運営費等については、地方交付税措置されており、別途事業に必要な措置を要求。
- 都道府県による市町村支援体制の強化。（アドバイザーの派遣等の後方支援等）

3. 高齢者や障害者の権利擁護等に関する国の取組強化（広報等の強化）について

- 制度改正等に伴う国による広報の充実（ポータルサイト「成年後見制度はやわかり」のリニューアル、当事者にも分かりやすい広報資料の作成）
- 国が実施する研修の充実（「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に対応するための行政や支援者等の人材養成）
- 社会福祉法改正の円滑な施行に向けた調査研究等の実施（「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」のガイドラインの策定、好事例の横展開等）

令和9年度概算要求額 55億円（38億円）（）内は前年度当初予算額

※そのほか、身寄りのない高齢者等の課題に対応するための施行事業 令和7年度補正予算額 7.1億円

1 事業の目的

- 認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、あわせて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う専門員等の処遇改善等を推進する。
- 改正社会福祉法により創設された「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の施行も見据え、頼れる身寄りがいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、円滑に入退院・入退所をするための手続や死後事務等を行う試行的な事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

1 現行の日常生活自立支援事業における取組

(事業内容)

- (1) 福祉サービス利用援助事業
 - (2) 福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業
 - (3) 福祉サービス利用援助事業の普及・啓発
- (1) 認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。
- (2) 福祉サービス利用援助事業の従事者に対する研修等を行う。

上記に加え、以下の取組（４）～（８）を行った場合に、以下を上限の目安として加算。

(4) 処遇改善の取組（専門員・生活支援員） **実施主体 1ヶ所あたり30,000千円**

プラン作成等を担う専門員及び生活援助を担う生活支援員の処遇改善（賃上げや専任化の推進等）のための取組。



(5) 日常生活支援事業の業務への市民後見人の参入・活用推進の取組 **実施主体 1ヶ所あたり600千円**

日常生活自立支援事業の生活支援員として、市民後見人の参入を推進する取組。



(6) 頼れる身寄りがいない高齢者等の課題に対応するための試行事業
(①入院・入所等の円滑な手続等支援、②死後事務の支援)



①または②いずれか実施：6,000千円

①と②を両方実施：12,000千円

(※) 委託先 1ヶ所あたり

日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがいないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を試行的に行う。

(7) 運営適正化委員会等を活用した苦情等の体制整備の取組 **実施主体 1ヶ所あたり600千円**

上記（６）試行事業と連携して、運営適正化委員会の連携により、課題や解決を行い事業の適正化を検証する取組。

※別途、上記（６）施行事業と連携して、運営適正化委員会における支援体制の拡充を行う。



(8) 適切な実施のための地域の課題の把握等の調査研究、立ち上げのためのコンサルティング事業の活用

実施主体 1ヶ所あたり10,000千円

社会福祉法の法施行等に向け、適切な実施のための地域の課題の把握等の調査研究、立ち上げのためのコンサルティング事業の活用を行う。

<実施主体>

- 1 ・都道府県（政令市）社会福祉協議会
※ 事業の一部を委託可
- 2 民間事業者への公募

<補助率、負担割合>

- 国 1/2、都道府県・指定都市 1/2
※ 2については、国による公募（10/10）

1に関する補助金
交付スキーム
(2は国からの直接補助)

国（交付要綱の作成等）

補助

都道府県

指定都市

補助

都道府県社協

指定都市社協

委託等可

市区町村社協等

2 専門員等が支援に注力するための生産性向上（AIプラン作成等のICT）に関する民間団体が行う調査研究 **25,000千円**

令和9年度概算要求額 8.8億円（6.2億円）（）内は前年度当初予算額

※そのほか、成年後見制度利用促進体制整備推進事業（中核機関のコーディネート機能強化）等 令和7年度補正予算額 2.8億円

1 事業の目的

- 今般の社会福祉法の改正において、中核機関を新たに「地域権利擁護相談支援センター」として法定化。令和9年4月の施行に向けて、「地域権利擁護相談支援センター」の設置や相談支援等の体制整備は喫緊の課題であり、国が後押しすることで市町村の体制整備を図る。
※ 中核機関の設置状況（令和7年4月1日現在）：1,340市区町村（77.0%）（注）第二期成年後見制度利用促進計画のKPIは、全市町村での設置が目標。
- 民法改正による成年後見制度の見直しを見据え、地域連携ネットワークの整備を推進するとともに、権利擁護にかかる相談支援体制の確保を図る。
- あわせて、国が都道府県を後押しすることで、市町村に対する都道府県のバックアップ体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

（1）地域権利擁護相談支援センター立ち上げ支援事業

「地域権利擁護相談支援センター」の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村への補助を行う。

（2）地域権利擁護相談支援センター機能強化等地域における権利擁護支援体制の整備推進事業

「地域権利擁護相談支援センター」の機能強化を図る観点から、受任者調整や関係機関間の連携強化等の取組を行う市町村を支援するとともに、意思決定支援等の権利擁護支援の強化に資する研修等を行う市町村への補助を行う。

【事業内容】

- 「地域権利擁護相談支援センター」の調整機能や受任者調整等のほか、対応困難事案の支援の円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど、既設の「地域権利擁護相談支援センター」の機能強化を行う。【1,000千円/1取組】
＜取組例＞
調整体制の強化、受任者調整の仕組み化、対応困難事案の支援円滑化、広域連携の実施、意思決定サポーター等の取組支援等
- 意思決定支援研修の実施 【1,000千円】
※ その他権利擁護支援の強化を図る研修 【300千円】
- オンラインを活用した法律専門職等との効果的な支援の推進を図る取組 【300千円】

＜実施主体＞

- （1）（2）市町村
- （3）都道府県

＜1自治体あたり上限額＞

- （1）600千円
- （2）6,000千円
- （3）12,000千円

＜補助率＞

1/2

地域権利擁護相談支援
センター未整備

地域権利擁護
相談支援センター
整備

（市町村）
広域連携
（市町村）

市町村

地域権利擁護相談支援
センター整備済

（市町村）
地域における
権利擁護支援体制
の機能強化
（市町村）

機能
強化
支援

立ち上げ支援

都道府県

（3）都道府県による市町村機能強化事業

管内市町村の体制整備等の取組を進めるため、都道府県単位の「協議会」を設置して支援策を検討するなど、市町村支援機能の強化を図る都道府県を支援する。また、意思決定支援等の権利擁護支援の強化に資する研修や、権利擁護支援に係る施策間の適切な連携を図る都道府県に対する補助を行う。

【事業内容】

- 都道府県単位の協議会の設置 【1,000千円】
- 市町村、相談センター等の職員向け研修の実施 【1,000千円】
- アドバイザーの配置、相談窓口の設置（相談センターの広域設置の調整支援、地域連携ネットワークの推進）【5,000千円】
- 法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組【10,000千円】
- 法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施【1,000千円】
- 虐待等の支援困難な事案について公的な関与による法人後見実施のための連携体制強化の取組【5,000千円】
- 意思決定支援研修の実施 【1,000千円】
※ その他権利擁護支援の強化を図る研修 【300千円】
- 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業【5,000千円】
※指定都市も可
- オンラインを活用した法律専門職等との効果的な支援を推進するための取組 【300千円】

令和9年度概算要求額 2.1億円（1.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

自立相談支援事業従事者養成研修等委託費

1 事業の目的

- 社会福祉法の改正等による権利擁護に関する制度変更が、高齢者や障害者等の当事者や、支援者等の関係者に正確に届くよう、広報の充実を図る。
- また、改正法の施行を見据えて必要な知見を有する人材を養成する必要がある、行政や支援者等への研修等の強化を図る。
- さらに、改正社会福祉法の円滑な施行に向けて、「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」のガイドラインの策定、好事例の横展開等の調査研究等を行う必要がある。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

（1）広報等の強化（ポータルサイトの充実・活用促進）

- 民法や社会福祉法等の改正趣旨を踏まえた、「成年後見制度はわかり」におけるコンテンツの見直しや全面的な改定。
また、当事者や団体等に対しても、わかりやすい資料や丁寧な情報発信が必要。今後、法務省や最高裁等と連携しながら、当事者や家族、団体、支援者等の関係者への分かりやすいリーフレット等の作成等、広報の強化を行う。
- 新制度の円滑な施行に資するよう、自治体等の支援窓口「Kねっと」（自治体等からの相談対応等や個別のコンサル、ニュースレターの発出等）を設置し、国による自治体や支援者の支援体制の確保を図る。
（例）自治体等からの相談窓口の設置、自治体や社協との定期的な意見交換会、オンライン会議の開催 等

（2）その他（調査研究、国研修等）

- 「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の施行に向けた試行的事業の課題分析や好事例の横展開を行う。
- 次期成年後見制度利用促進基本計画の策定に伴い、指標の必要事項に係る調査内容の全面的な見直し等を行う。
- 国が実施する研修について、「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」に対応するための人材養成を行う。

3 費用内訳

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ○ 成年後見制度利用促進体制整備研修 | 63,304千円（50,136千円） |
| ○ 任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業 | 118,182千円（98,300千円） |
| ○ 成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等一式 | 26,991千円（22,838千円） |

令和9年度概算要求額 **5.8億円**（2.3億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 2.7億円

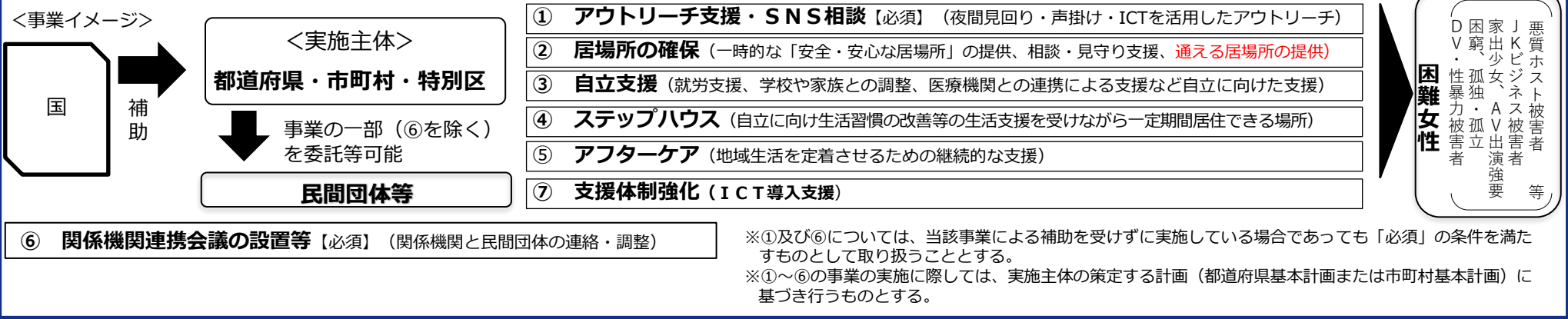
困窮補助金

1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- (1) **アウトリーチ支援・SNS相談支援**
困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。
- (2) **居場所の確保**
一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、一時的な居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。
一時保護や施設入所に繋がらなかった者や、退所後に継続支援が必要な女性等が「通える居場所」を整備し、地域定着に向けた継続的な伴走支援を行う。（拡充）
- (3) **自立支援**
継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。
- (4) **ステップハウス**
(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。
また、ステップハウスの利用者の自立のため、資格取得、就職活動・就職支度や同伴児童の通塾に係る経費について支援する。
- (5) **アフターケア**
(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。
- (6) **関係機関連携会議**
行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
- (7) **支援体制強化（ICT導入支援）**
(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。



3 実施主体等

実施主体	都道府県・市町村（特別区含む）	＜事業実績＞	令和5年度：5自治体（9団体）
補助率	国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2		令和6年度：13自治体（28団体）
			令和7年度：23自治体（44団体）

令和9年度概算要求額 26百万円（22百万円）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、支援対象者に適切な支援を提供するための体制整備を図る。

2 事業の概要・スキーム

（1）都道府県基本計画等の見直し等支援

都道府県基本計画等の見直しや、見直しに向けた実態調査等に必要となる費用（人件費、調査費、会議費等）の一部を補助する。

（2）都道府県における後方支援事業（創設）

市町村における支援体制の整備（計画策定や困難ケース対応等）に向けて、都道府県が市町村の後方支援を行う際に必要な費用（旅費、会議費等）の一部を補助する。

（3）女性相談支援員等専門職採用活動支援事業

適切な支援を提供するための人材や専門性の確保（セミナー、インターンシップの受入れ、採用予定者に対する研修等）に必要な費用（人件費、旅費、会議費、印刷製本費等）の一部を補助する。

（4）ICT導入支援事業

ICTを活用した困難女性と繋がる仕組みの構築及び支援に関する記録等の情報管理等に必要な費用の一部を補助する。

（5）その他女性自立支援施設等への支援

① 生活向上のための環境改善事業

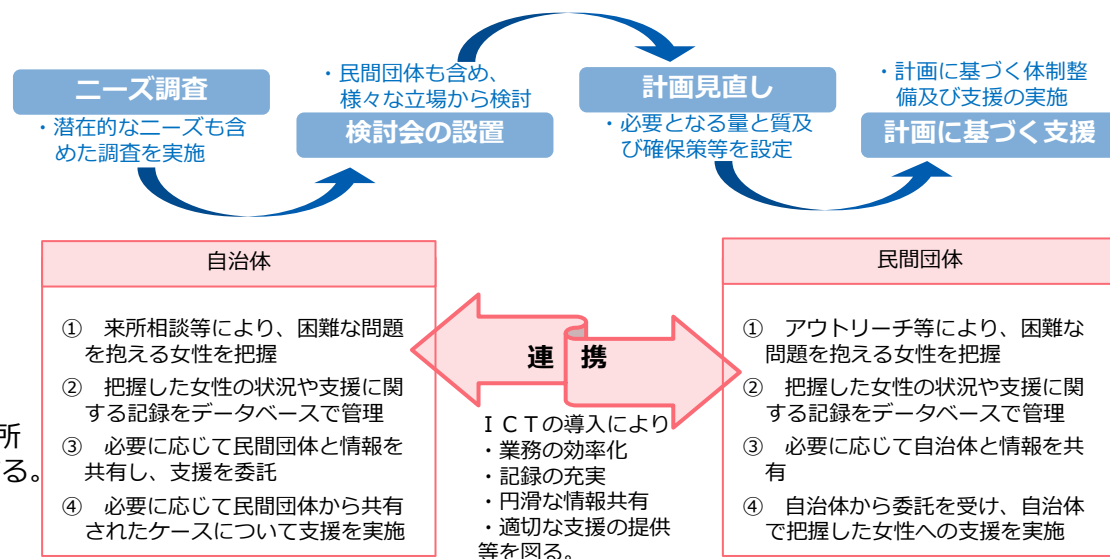
女性自立支援施設、女性相談支援センター及び一時保護所の入所者等の生活向上を図るための改修等に必要な費用の一部を補助する。

② 身元保証人確保対策事業

女性自立支援施設等に入所中・退所した者等が就職する際等に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約に必要な費用の一部を補助する。

③ 職員の資質向上のための研修事業

職員の資質向上や研修指導者の養成を図るため、施設種別・職種別に行われる研修への参加に必要な費用の一部を補助する。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村（特別区含む）

【補助率】国1／2、都道府県・市町村（特別区含む） 1／2

【補助単価案】（1）1自治体あたり2,647千円（2）1自治体あたり500千円（3）1自治体あたり2,766千円（4）1自治体あたり1,320千円 等

【事業実施自治体数】 令和5年度：41自治体 令和6年度：43自治体 令和7年度：41自治体

令和9年度概算要求額 40百万円（一）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 48百万円

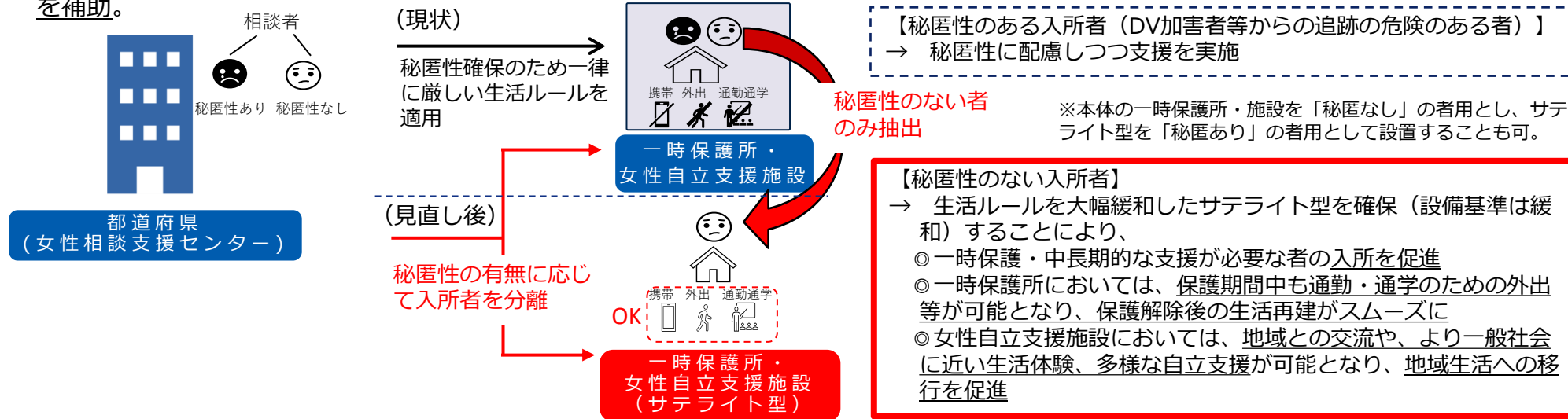
困窮補助金

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性が地域で安心して自立生活を送るためには、相談から保護、自立支援までの専門的な支援を包括的に提供することが重要である。
- 一方で、現在の一時保護所・女性自立支援施設では、DV加害者等からの追跡のおそれのある入所者を守るため、原則としてすべての入所者に対して厳しい生活制限（携帯電話の使用・外出・通勤通学の禁止）を一律に課しているため本人の入所同意が得られず、個々の入所者の状況に応じた支援を行うことが困難な状況にある。
- このため、秘匿性のない入所者向けに、生活制限を大幅緩和したサテライト型の一時保護所・施設を確保するモデル事業を実施し、一時保護や中長期的な支援が必要な者の入所を促進するとともに、地域・一般社会により近い形での自立支援を行うことにより、保護解除後の生活再建や入所者の地域移行をよりスムーズに行える効果的な支援の在り方を検討する。※本事業は令和7年度補正予算に計上

2 事業の概要・スキーム

- 本体の一時保護所・女性自立支援施設に加え、「秘匿性なし」の者用の一時保護所・施設をサテライトで設置する場合（※）に賃借料を補助。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県

【補助率】3／4

【補助単価案】1か所当たり年額3,000千円（最大）

令和9年度概算要求額 50百万円（一）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 50百万円

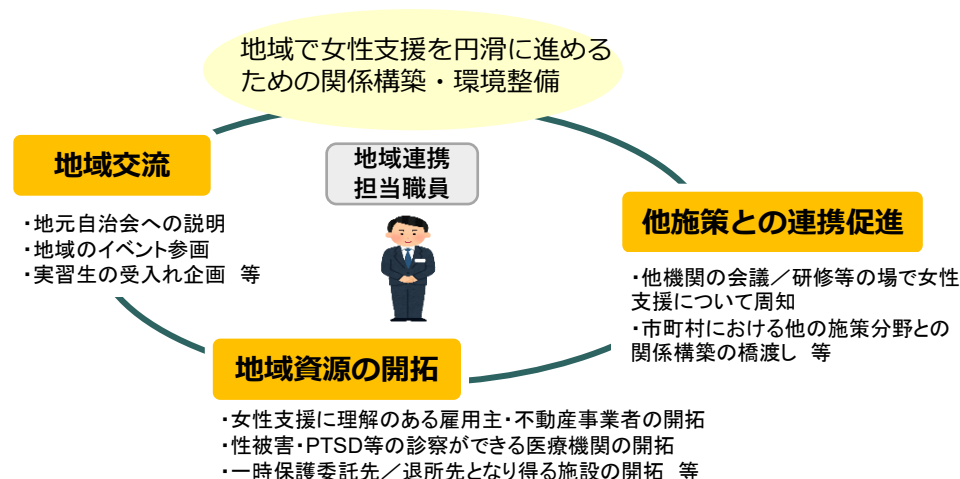
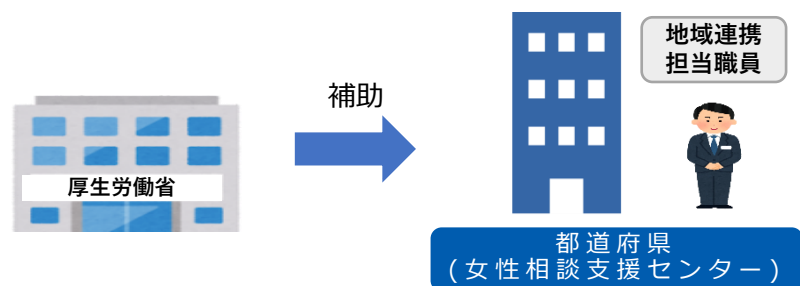
1 事業の目的

- 生活困窮や性暴力被害、障害など多様で複合的な困難を抱える女性について、自立した安定的な地域生活を支援するためには、地域のコミュニティや関係機関との連携を深めることが重要。また、女性支援に係る資源の偏り等による地域格差の拡大が指摘される中、地域からも女性支援ニーズのある者を把握し支援につなげる必要があるが、売春防止法の影響や、追跡のおそれのあるDV被害者の秘匿性等が壁となり、困難女性の抱える背景や他分野にまたがる支援ニーズ等が地域で知られておらず、具体的な連携につなぐににくい状況がある。
- このため、女性相談支援センター等において、現在抱えている個別のケース支援のための連携にとどまらず、地域における今後の支援を円滑に進めるため、女性支援に関わる地域資源の開拓や退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行うことにより、地域生活移行に向けた環境整備を行う事業をモデル的に実施し、女性支援における地域連携の推進に向けた効果を検討する。

※本事業は令和7年度補正予算に計上

2 事業の概要・スキーム

- 女性相談支援センター等に地域連携担当職員を配置し、地域の女性支援ニーズを把握しながら、地域資源の開拓や、地域交流のコーディネート等を行う。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県

【補助率】3／4

【補助単価案】1か所当たり2,710千円

令和9年度概算要求額 19百万円（14百万円）（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援センターが行う困難な問題を抱える女性の移送や、外国籍を有するDV被害者・人身取引被害者等の保護に係る通訳の雇上等に必要な費用として、都道府県が支弁した経費に対し、国が負担するもの。
- 令和9年度においては、女性相談支援センターが第三者評価を受審した場合の費用を追加する。

2 事業の概要・スキーム

（1）女性相談支援センター活動費

女性相談支援センターから困難な問題を抱える女性を女性自立支援施設、病院等へ移送する際の旅費及び連絡・調整等に要する役務費

（2）外国人女性緊急一時保護経費

外国人のDV被害者や人身取引被害者等を保護した際の通訳雇上費や在留資格の手続等で出入国在留管理局等を訪問する際の旅費。また、人身取引被害者については、基本的に他法他制度の利用ができない場合の医療費を支給する。

（3）広域措置費

DV被害者において暴力加害者の追跡が激しく、自都道府県内では利用者の安全確保が図れないと判断される場合等に、他の都道府県の女性相談支援センター及び女性自立支援施設等を利用することが有効かつ適切と見込まれる場合の移送費。

（4）相談・一時保護同伴児童経費

DV被害者等に同伴する児童のための保育及び学習教材備品等を整備し、相談及び一時保護の環境を整える。

（5）第三者評価受審費（拡充）

女性相談支援センターが第三者評価を受審するにあたり要する費用。

※ 女性相談支援センターの人件費については、昭和60年度より一般財源化している。

3 実施主体等

（実施主体） 都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市

（補助率） 国5／10（都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市5／10）

令和9年度概算要求額 50億円（33億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 21億円

うち投資枠 1.5億円

1 事業の目的

- 令和7年の自殺者総数は、19,188人となり、統計開始（昭和53年）以降最少（一方、小中高生の自殺者数は、昭和55年以降、最多）となったが、自殺総合対策大綱に定める数値目標（令和8年までに自殺者総数に換算すると約16,000人以下）を達成するため、引き続き取組の強化が必要。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け）交付率：1/2,2/3,10/10>

- 対面・電話・SNS相談体制等の強化（拡充）
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施（拡充）

等

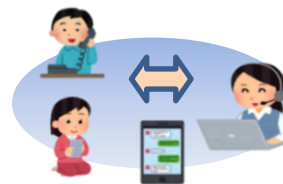
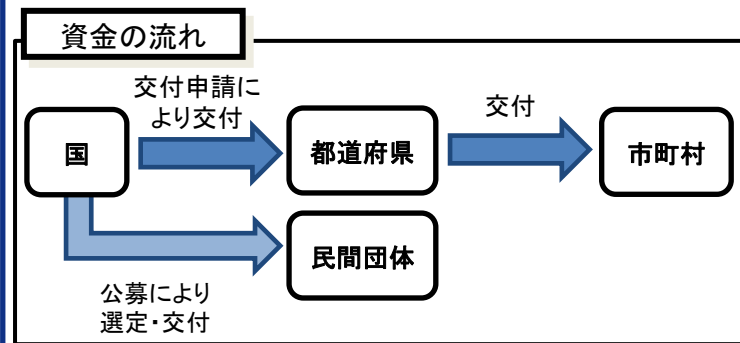
<②自殺防止対策事業（民間団体向け）交付率：10/10>

- 電話・SNS等による相談活動
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ゲートキーパーになった者に対する支援
- 孤独・孤立の状態にあり不安を抱えている人に対する自殺防止等に係る取組支援（拡充）
- AIを活用したSNS相談モデル事業（投資枠）

等

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市町村、民間団体
- 交付率：1/2,2/3,10/10（都道府県・市町村）
：10/10（民間団体）



令和9年度概算要求額 7.5億円（6.0億円）（）内は前年度当初予算額
うち投資枠 1.5億円

1 事業の目的

- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進するため、改正自殺対策基本法の趣旨や、地域における自殺対策を推進する観点も踏まえ、自殺対策における情報通信技術や人工知能関連技術等の活用促進に向けた取組を継続的に実施していく。

2 事業の概要・スキーム

【自殺対策における情報通信技術や人工知能関連技術等の活用促進】

- 改正自殺対策基本法において、自殺対策における情報通信技術や人工知能関連技術等の活用が盛り込まれたことも踏まえ、国や指定調査研究等法人においても、具体的な取組を一層推進していくことが重要。
- このため、令和9年度概算要求においては、地域における自殺対策を推進する観点も踏まえ、以下のような取組を実施するために必要な経費を計上する。
 - ① 自殺統計の分析を踏まえた、地域における自殺対策の推進
 - AIを活用した自殺統計の分析を踏まえて、各自治体において自殺対策を講ずる仕組みを構築する取組を進める。
 - ② AIを活用した自治体支援の構築・運用
 - 現在、自治体からの自殺対策に関する質問等の相談対応のために「自治体コンシェルジュ」を設置しているが、新たにAIも活用して、過去の相談対応の実績や、各自治体における自殺対策の取組等のデータを取り込み、自治体への相談対応等の支援内容を充実させていく。
 - 職業別でロールプレイングが可能となる研修用AIを開発し、各自治体の実施するゲートキーパー養成研修での活用を目指す。（投資枠）

3 実施主体等

- 実施主体：厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率：10/10

令和9年度概算要求額 19億円（15億円）（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 本事業は、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれる。
- こうした中、地域の実情により、ひきこもり支援推進事業を実施していない自治体もあり、ひきこもり支援に対応する人材や地域資源等の地域偏在により支援が受けにくい状況の解消やひきこもり状態にある方等への多様な支援を提供する体制の構築を図るとともに、「ひきこもり支援ハンドブック」等に基づく支援につなげる取組を進めていく。
（課題）
 - ・ 町村など小規模自治体では、NPOや民間団体などが乏しく、その地域で支援を担う人材の不足や地域資源が連携する仕組みが整備できないため、小規模自治体が単独で対応していくには限界がある。
 - ・ また、自治体内の公共交通機関などのインフラ不足により居場所等に当事者や家族が集まりづらい状況。

（参考：本事業の主な事業区分）

I ひきこもり地域支援センター

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

2 事業概要・スキーム・実施主体等

【拡充内容】「AI活用加算」・「オンライン加算」の創設

ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションが以下の取組を行う場合の加算を新たに創設

・ 補助率：1/2 ・ 実施主体：都道府県・市区町村（ひきこもり地域支援センター事業及びひきこもり支援ステーション事業実施自治体に限る）

- ① **「AI活用加算」** 相談支援現場の生産性を高め、限られた人員でサービス提供の拡充・迅速化や質の向上をするためのA Iの活用を促進
（電話等での相談内容の文字起こしや相談記録等の作成（支援員等の負担軽減）、相談者の抱える課題への対応を支援員が検討する際の素案の作成・提示等（相談支援の質の向上）、相談者からの問い合わせへのチャットボットによる迅速な応答等（相談者の利便性向上））
・ 加算額： ひきこもり地域支援センター：1,500千円、ひきこもり支援ステーション：750千円
- ② **「オンライン加算」** 居場所づくりや相談支援等の場面において、オンラインの活用を促進
・ 加算額： ひきこもり地域支援センター：1,500千円、ひきこもり支援ステーション：750千円

令和9年度概算要求額 1.1億円(一) ()内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 84百万円

困窮補助金

1 事業の目的

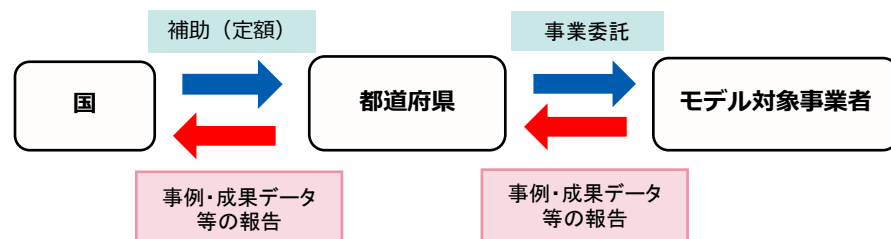
- ひきこもり支援における共同生活による支援（共同生活型支援）については、民間独自の取組として、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活をしながら伴走支援により社会への繋がりを促している民間事業者がある一方で、ご家族の依頼をもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者も散見されている。
- 本事業では、悪質事業者による被害防止及びひきこもりも含む困難を抱えた方々が適切な事業利用により自身が目指す生き方や社会参加をはじめとした社会との関わり方等を決めていくことができるようになること（自律）につながるモデルの形成を図っていくため、都道府県が先駆的に共同生活型支援を行っている事業者の実践事例及び効果データの収集を行うとともに、得られたデータを通じて、各民間施設の事業運営に対する自治体の関与や透明性の確保など、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインの作成につなげていく。

※ガイドライン作成は別途要求する調査研究事業（委託費）で行う。

2 事業の概要・スキーム

【事業概要】

- 都道府県において、共同生活型支援を効果的に取り組む民間事業者に委託し、支援事例及び成果等のデータ収集を実施する。
また、収集したデータ等をガイドライン作成のために国へ報告する。
※令和8年度から2カ年のモデル事業を実施し、ガイドラインは令和9年度中に策定する予定。
※実施主体：施設が所在する都道府県（8自治体）補助率：定額



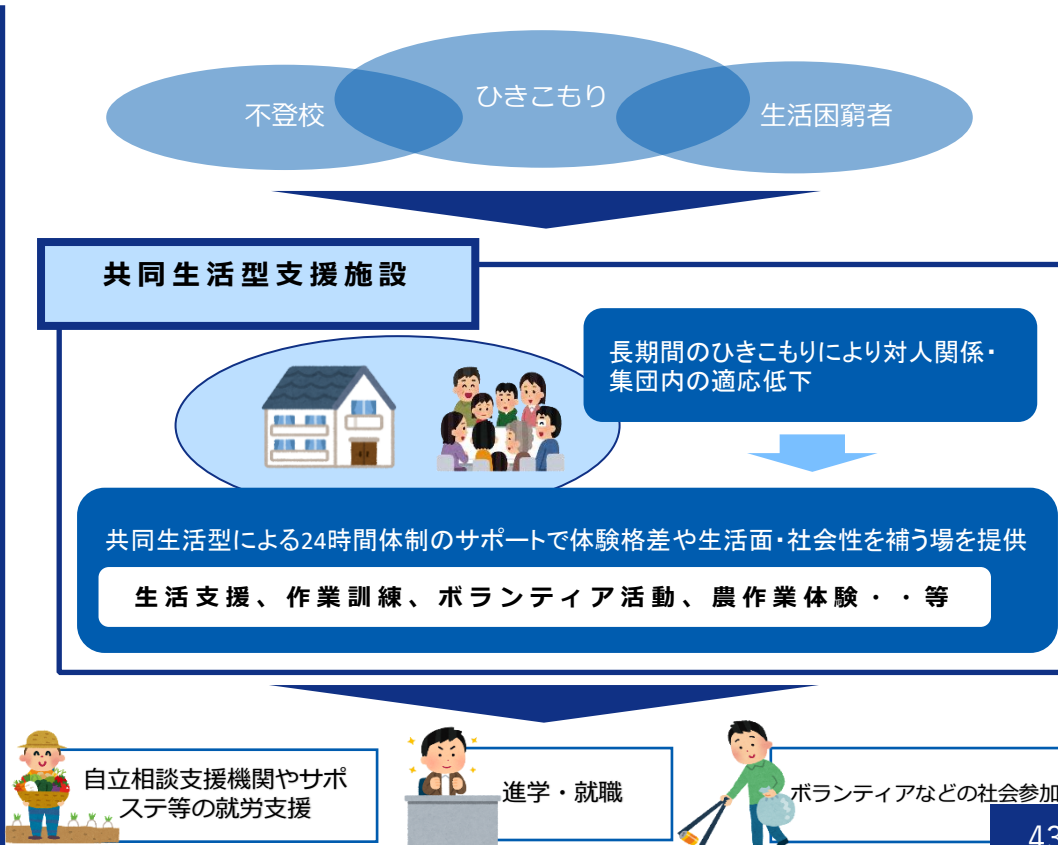
【支援対象者の考え方】

- ひきこもり、不登校、生活困窮者などで社会的孤立状態に近い（将来的な孤立が予想される状態）など、困難を抱えた若年層。
※ 他施策による支援と重複する場合は対象外

【効果の把握・検証】

- 都道府県は、モデル対象事業者から支援内容及び支援対象者の状況（ex:「ボランティアを含む社会参加に繋がった」、「サポステなどの雇用関連施策や障害保健福祉施策に繋がった」など）を定期的に報告させる。

共同生活型支援のイメージ



令和9年度概算要求額 63百万円(一) (一)内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 61百万円

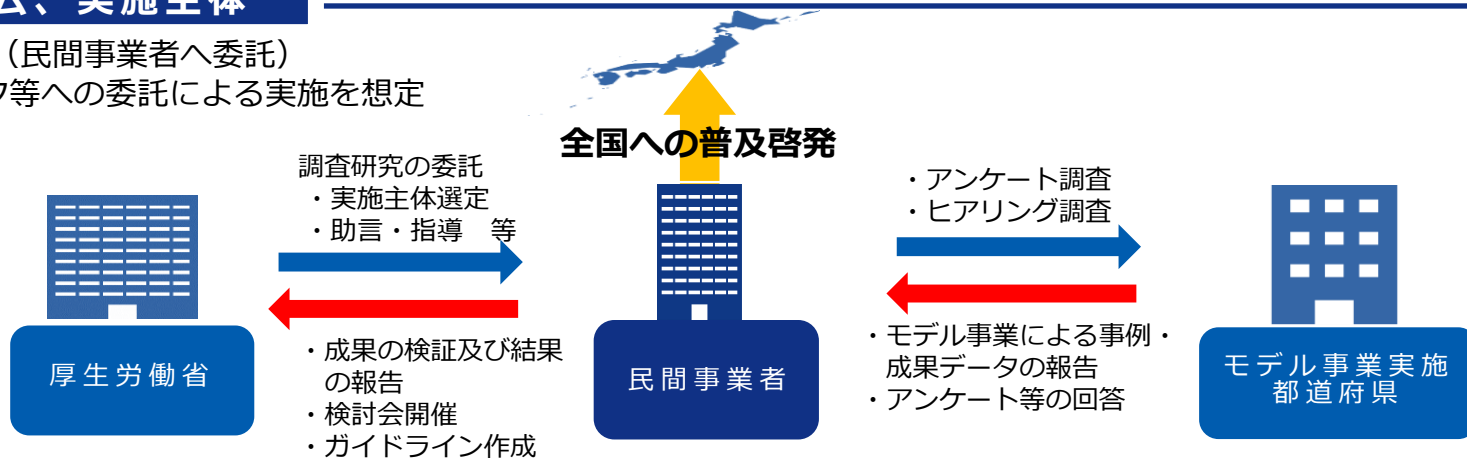
自立相談支援事業従事者養成研修等委託費

1 事業の目的

- ひきこもり支援における共同生活による支援（共同生活型支援）については、民間独自の取組として、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活をしながら伴走支援により社会への繋がりを促している民間事業者がある一方で、ご家族の依頼をもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者も散見されている。
- このため、効果的に共同生活型支援を実施する民間事業者の取組について、実践事例の効果を収集・検証し、各民間施設の事業運営に対する自治体の関与や透明性の確保など、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインを作成する。

2 事業のスキーム、実施主体

- ◆ 実施主体：国（民間事業者へ委託）
※シンクタンク等への委託による実施を想定



3 事業の概要

- ・ 自治体、ひきこもり当事者・家族、関係団体・機関、共同生活型支援を行う民間事業者などを対象として、アンケート調査やヒアリング調査を実施し、ひきこもり支援への効果の検証や事例や課題を把握。
- ・ 共同生活型支援の事業運営にあたって事業者が必要最低限遵守すべき事項や行政機関はじめ関係機関との連携や地域コミュニティの活性化に向けた地域との協働など事業者の活動を総合的に評価できる事項などを示すこととなるガイドラインの作成。
- ・ ガイドラインを作成するために、ひきこもり支援に知見のある学識経験者、実践者、自治体、当事者・家族等からなる有識者で構成する検討委員会の設置。
- ・ セミナー開催を通じ、当事者・家族・自治体等に事例や成果の普及啓発を実施。

Ⅱ 生活保護制度の着実な推進

保護費負担金

令和9年度概算要求額 2兆8,024億円（2兆8,027億円） **+事項要求** ※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 998億円（最高裁判決を踏まえた追加給付に要する費用（1,053億円）を含む）

1 事業の目的

- 生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対してその困窮の度合いに応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することが目的。
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）第75条に基づき、市町村及び都道府県が支弁した保護費（生活扶助、医療扶助、介護扶助等）について、国が費用を負担する。

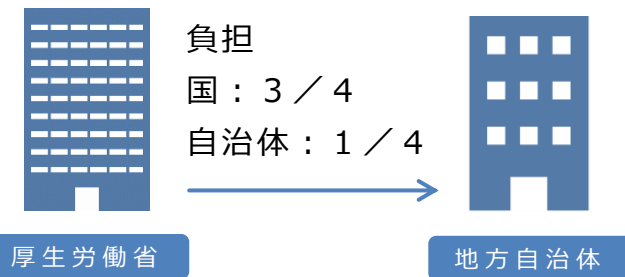
2 事業の概要

- 厚生労働大臣が定める基準（保護基準）で計算される最低生活費から、収入を差し引いた差額を保護費として支給。
- 保護基準は、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して扶助別（8種類）に定める。

<扶助の種類>

- （1）生活扶助 日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱水費等）
- （2）住宅扶助 アパート等の家賃等
- （3）教育扶助 義務教育を受けるために必要な学用品費等
- （4）医療扶助 医療サービスの費用
- （5）介護扶助 介護サービスの費用
- （6）出産扶助 出産費用
- （7）生業扶助 就労に必要な技能の修得等にかかる費用
（高等学校等に就学するための費用を含む。）
- （8）葬祭扶助 葬祭費用

3 実施主体等



【事業実績】

被保護人員：2,007,894（人）
被保護世帯：1,650,686（世帯）
（令和6年度平均）

保護施設事務費負担金

令和9年度概算要求額 364億円（361億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条に基づき、救護施設等の保護施設に被保護者を入所又は利用させ、要保護者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を助長する。
- 生活保護法第75条に基づき、市町村及び都道府県が支弁した保護施設事務費・委託事務費について、国が費用を負担する。

2 事業の概要

- 生活保護受給者を救護施設等の保護施設に入所又は利用させ、要保護者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を図る。
 - （1）救護施設
身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う。
 - （2）更生施設
身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う。
 - （3）授産施設
身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する。
 - （4）宿所提供施設
住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う。
- 被保護者のうち、日常生活及び社会生活を送る上で課題を抱える者に対し、自治体からの委託を受けた日常生活支援住居施設が専門的な生活支援と住居を提供する。

3 実施主体等



厚生労働省

負担

国：3 / 4

自治体：1 / 4



地方自治体

【事業実績】

<保護施設>

施設数：223（施設）

在所者数：17,240（人）

<日常生活支援住居施設>

施設数：153（施設）

在所者数：3,355（人）

（令和8年4月1日時点）

令和9年度概算要求額 **364**億円の内数【見込み 0.2 億円】（一）※（ ）内は前年度当初予算額

保護施設事務費負担金

1 事業の目的

- 特に困難な課題を抱える者が入所する「救護施設」については、地域での生活が可能と見込まれる方に対しては地域移行の支援や移行後の定着支援に取り組んでいるところ。
- 今回、「救護施設による雇用機会の提供」と「救護施設による入所者向けの就労支援」に関する加算について、**対象者の要件を拡大（施設退所者・地域で生活する被保護者）**し、施設による**定期的な見守りの観点も含めつつ就労・社会参加を促進**する。

2 事業内容等（加算の見直し）

○入所者特別処遇加算（地域の高齢者等を雇用した場合の加算）

- ・救護施設等が人材不足の状況にある中、雇用対象の範囲について、「施設退所者」と「地域で生活する被保護者」に拡大。同様の困難を抱える者による、自らの体験を生かした支援（ピアサポート）を実施。
- ・施設における定期的な就労を通じて、日常生活の状況・課題等もフォローすることが可能。地域定着の観点でも効果的。

高齢者等の範囲

- ① 満60歳以上の者
- ② 身体障害者
- ③ 知的障害者
- ④ 精神障害者
- ⑤ 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦



高齢者等の範囲

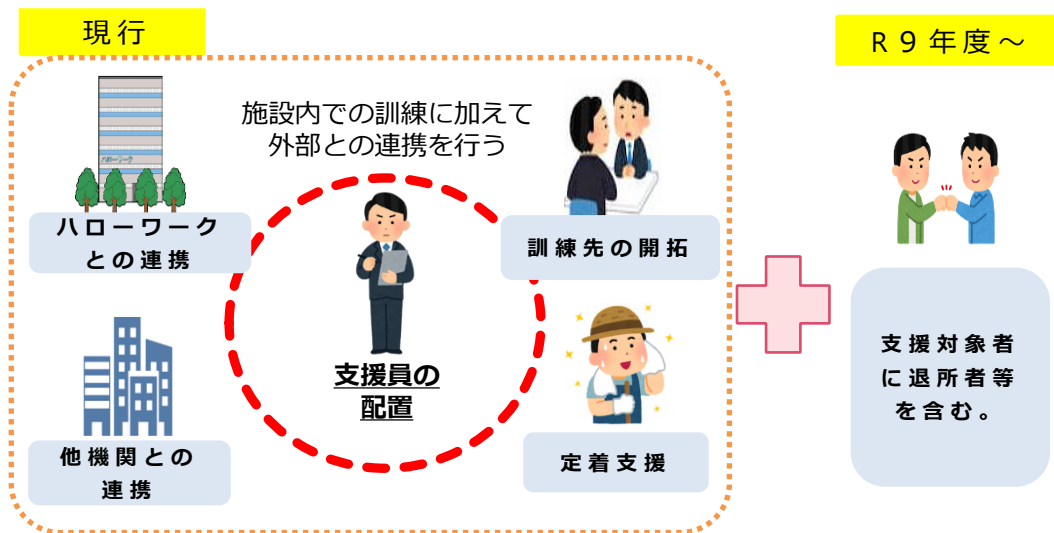
- ① 満60歳以上の者
- ② 身体障害者
- ③ 知的障害者
- ④ 精神障害者
- ⑤ 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦
- ⑥ 救護施設等退所者
- ⑦ 被保護者

<参考：各加算の活用状況>

	就労加算 (R6.4月施行)		入所者特別処遇加算	
R6			36施設／186施設	19%
R7	29施設／184施設	16%	61施設／184施設	33%
R8	31施設／183施設	17%	64施設／183施設	35%

○就労支援加算（就労の場の開拓や退所後の就労定着支援等）

- ・施設内に就労支援を行う支援員を配置し、入所者を対象に就労の場の開拓や定着支援等を実施。
- ・施設内に支援対象者が少数の施設では、就労の場の開拓や関係機関との連携等が非効率となる課題があるため、支援対象者に係る要件（現行：入所者）について、「施設退所者等」を対象としても差し支えない旨、明確化（財政影響なし）



令和9年度概算要求額 **364**億円の内数【見込み 0.3億円】（－）※（ ）内は前年度当初予算額

保護施設事務費負担金

1 事業の目的

- 現在、日常生活支援住居施設の居宅移行支援（令和7年度創設）については、当該施設の退所者を対象としている。
- 居宅生活を営む上で課題を抱える被保護者が増加している中、日常生活支援住居施設による「見守り」支援のノウハウを積極的に活用し、できる限り居宅生活の継続を支えることができるよう、「**居宅生活を営む被保護者のうち、施設退所者ではないものの「見守り」支援を必要とする者**」も対象に追加する（福祉事務所が判断・委託）。

※ 被保護者地域居住支援事業（令和7年度創設）の未実施自治体も、日常生活支援住居施設を活用することで柔軟に「見守り」支援を実施可能。短期間の支援や夜間の見守り対応など、柔軟な支援も可能。

2 支援内容等

居宅移行支援（地域枠※）※施設定員の3割までの受け入れを想定

- 対象者：居宅生活を営む被保護者のうち保護の実施機関において支援が必要と認める被保護者であって、本支援を希望する者。
- 支援方法：原則1月2回以上訪問。居宅生活を営む上での課題の把握や必要な情報提供、助言・相談等を行う。また、随時の相談（電話・メール・来訪など）により必要な助言を行うとともに、必要に応じて、保護の実施機関や住居の家主など関係機関・関係者との連絡調整等を行う。（居宅移行支援と同様の支援）
- 支援期間：原則1月以上（最長1年）とする。

居宅移行支援事業の地域枠（※）について 施設定員の3割を上限とする（P）

（例）



日常生活支援住居施設としての支援対象者は
施設入所者 + 施設退所者 + 地域枠(※)

（※）地域枠：施設退所者ではない、地域で居宅生活を営む被保護者の受け入れ定員

医療扶助等適正実施総合事業（医療扶助適正化等事業）

令和9年度概算要求額 49 億円（48 億円）（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1. 事業の目的

- 医療扶助及び介護扶助の適正な運営を確保するため、各自治体における、レセプトを活用した医療扶助の適正化、医療機関等の適正受診、医薬品の適正使用、介護扶助の適正化、都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の 5つの観点に基づく取組を推進し、医療扶助等の適正な実施及び生活保護受給者の自立支援を促進する。

2. 事業の概要

- 各自治体において、以下5つの観点に基づく取組を実施。
- 実施主体：都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村
- 補助率：3／4（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）

<5つの観点と、各観点で実施する取組の例>

1	レセプトを活用した医療扶助の適正化	◇ 診療報酬明細書の資格審査・内容点検・縦覧点検 ◇ 治療中断者・頻回受診者・後発医薬品の使用割合が低い者、重複・多剤投薬されている者、健康管理支援の対象者、他法他施策を活用できる者等のリストの作成
2	医療機関等の適正受診	★ 医療扶助のオンライン資格確認における資格実績ログ機能の活用 ★ 医療機関等と連携した頻回受診者に対する適正受診指導 ★ 長期入院・頻回転院対策 ◇ 医療費情報及び服薬情報を記載した通知の送付 ◇ 精神障害者等社会的入院患者の退院までの課題分析、本人・家族との相談、退院先の確保・調整
3	医薬品の適正使用	★ お薬手帳を持参しない者への指導 ★ 重複・多剤投薬となっている者への対面指導、当該者を通じた薬局への薬剤一覧の提供、薬局利用時の同行支援 ◇ 後発医薬品の使用促進
4	介護扶助の適正化	◇ 介護保険の被保険者ではない生活保護受給者（40歳以上65歳未満）を対象とした自立支援、介護サービスの利用に係る指導・援助、指定介護機関との連絡調整、ケアプラン点検等を行う。
5	都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援	★ 医療扶助の適正化や被保護者健康管理支援事業に係るデータの分析、分析結果の提供 ★ データ分析から明らかになった課題や対応方針等に関する研修会の開催 ★ 管内市町村（福祉事務所）での取組目標の設定や評価等の支援、アドバイザー（専門職）の派遣 ★ 関係団体等との連携体制の構築

（※）執行にあたっては、上表★の取組を実施した自治体から、優先的に採択。

被保護者の健康管理支援モデル構築事業（医療扶助適正化等事業）

令和9年度概算要求額 85百万円（－） ※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1. 事業の目的

- 「医療扶助・健康管理支援等に関する検討会 中間的な整理」（令和7年12月17日）においては、被保護者が自立した日常生活を送ることができるよう、より効果的な健康管理支援を行うにあたり、住民に対して広く行われている健康づくりの取組の活用、地域の医療関係者との連携、被保護者自らによる健康行動の促進、ケースワーカーによる訪問調査を活用した生活習慣の把握等が重要であるとの指摘がなされた。
- このため、本事業により、**自治体における上記に係るモデルを構築し、全国での効果的・効率的な健康管理支援体制の整備を目指す。**

2. 事業の概要

- 全国15カ所程度で事業を実施し、下記イメージのモデルを構築するにあたり、必要かつ効果的な取組の検討・実証を行う。
⇒ 事業成果を、自治体向け「健康管理支援事業ガイドブック（仮称）」に反映し、全国での効果的・効率的な健康管理支援体制の整備を目指す。

<構築するモデルのイメージ> ※ 精査中

ア	関係機関・地域資源との連携・協働を通じて健康づくりをサポートするモデル	イ	自発的な健康行動を積極的にサポートするモデル	ウ	福祉事務所において効率的・効果的な支援体制を構築するモデル
	・ ハローワークなど就労支援の取組と連携した、健康チェック・健康相談・保健指導 ・ 健康サポート薬局等と連携した、健康・生活相談 ・ 医療機関等との定期的な連絡会・勉強会の開催 等	・ 被保護者の健康行動に対するインセンティブ（健診受診＋マイナカード利用登録 等） ・ 自治体が実施する健康インセンティブやボランティアポイントへの積極的な参加勧奨 ・ マイナカード利用登録や P H R 活用等の支援 等		・ 簡易的な質問票等を活用した、健康・生活習慣チェック ・ ケースワーカー向け「健康・生活習慣」に関する支援力強化研修 等	

※ モデル構築にあたっては、「被保護者健康管理支援事業の手引き（第2版：令和8年3月）」（厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19953.html）や「生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について」（令和5年3月14日社会・援護局長通知）を参照し行う。

- 実施主体：都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村
- 補助率：定額（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）（単年度のみ補助）

生活保護分野における医療DX推進事業

<医療機関等・自治体への助成等>

令和9年度概算要求額 22 億円（-）（）内は前年度当初予算額 ※令和7年度補正予算額22億円
うち投資枠 22億円

1. 事業の目的

- 生活保護分野において医療DXの活用推進を図るためには、医療扶助のオンライン資格確認の更なる普及が不可欠。このため、
 - ・ 医療機関等に対し、レセプトコンピュータシステム等に係る改修費用等を助成する。（電子処方箋システムや自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（PMH）を導入する（又は導入済の）医療機関において、医療扶助のオンライン資格確認への対応に係る改修を行う場合）
 - ・ 自治体に対し、生活保護システムから直接医療保険者等向け中間サーバー等に資格情報等を登録するための改修費用等を助成する。
 - ・ DX審査支払機構に対し、本人同意の下で医療情報等の閲覧機能が適切に活用できるようシステム改修費用等を補助する。

2. 事業の概要

- 医療機関等、自治体、DX審査支払機構に対し、以下の助成・補助を行う。（実施主体：医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（DX審査支払機構））

医療機関等向け助成

- 医療扶助のオンライン資格確認への対応に必要なレセプトコンピュータ等の既存システムやアプリケーションの改修、パッケージソフトの購入・導入に対して、以下の上限額で助成を行う。
※ 括弧書きは補助率

病院	大型チェーン薬局	診療所 薬局（左記以外）
28.3万円（1/2）	3.6万円（1/2）	5.4万円（3/4）

（※）電子処方箋・PMHを導入する（又は導入済の）医療機関において医療扶助対応に係る改修を行う場合に限り、後者に係る費用を助成。

自治体向け助成

- 医療扶助オンライン資格確認の運用に伴い、福祉事務所は、医療保険者等向け中間サーバー等に、資格情報等を登録する必要があるが、福祉事務所が使用するシステムによっては、これを手動で行っている。
⇒ 福祉事務所の事務負担軽減や、リアルタイムでの資格情報等の登録を促進する観点から、手動での登録を行っている自治体に対し、福祉事務所が使用するシステムと医療保険者等向け中間サーバーを直接連携させるための改修費用を助成する。



DX審査支払機構への補助

- 現行のオンライン資格確認システムでは、福祉事務所による医療券情報の登録が完了していない場合、被保護者がマイナカードで資格確認を行い、医療情報等の閲覧に同意している場合であっても、当該情報が閲覧できない設定となっている。
⇒ 被保護者本人がより適切な医療を受けることができるよう、この設定を変更するための改修費用を補助する。
※ このほか、医療機関等向け助成・自治体向け助成の交付事務に要する費用を補助する。

医療扶助等DX推進調査研究事業

令和9年度概算要求額 3.1 億円（2.7 億円）（）内は前年度予算額及び令和7年度補正予算額

※一部デジタル庁計上

1. 事業の目的

- 医療扶助のオンライン資格確認の更なる推進に向け、福祉事務所・医療機関等における情報登録・活用に係る課題への対応を行う。
- また、「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）における全国医療情報プラットフォームの構築や電子カルテ情報の標準化等への対応状況を踏まえ、医療扶助・介護扶助に係る事務の効率化、費用の適正化等に向けた検討等を行う。

2. 事業の概要

- 医療扶助のオンライン資格確認の更なる推進、医療扶助・介護扶助に係る事務の効率化・費用の適正化等に係る取組を実施。（実施主体：国）

＜福祉事務所・医療機関等におけるオンライン資格確認の活用に係る課題等への対応＞

福祉事務所向け

- 福祉事務所における、中間サーバーへの資格情報登録（生活保護システムと中間サーバーの直接連携）、オンライン資格確認実績ログの活用、被保護者へのマイナカードの取得・利用登録を促進するため、以下を実施。

中間サーバーへの資格情報登録

リアルタイムでの中間サーバーへの資格情報登録を促進するため、生活保護システムと同サーバーの直接接続を実現するにあたり、福祉事務所・システムベンダー間の調整や技術的助言を行う。

オンライン資格確認実績ログの活用

活用の課題や効果等を整理し、解決策の提示・好事例集の作成を行う。

被保護者のマイナカード取得・利用登録

取得・利用登録促進に係る実際の事例を収集し、好事例集を作成する。

医療機関等向け

- オンライン資格確認の円滑な運用を担保するため、医療機関等に以下を実施。
- ・ 医療機関等ごとの導入状況の把握、未導入の医療機関等における課題整理
- ・ 導入に必要な情報（助成事業の実施等）の提供

＜医療扶助・介護扶助に係る事務の効率化・費用の適正化等に向けた検討等＞

事務の
効率化

- 要否意見書の電子化
⇒ 医療機関から自治体への診断書等の電子的提出に係る検討状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施。
- 介護扶助の給付手続きの効率化
⇒ 介護情報基盤との接続に係る対応方針案等を検討。

費用の
適正化

- 医療扶助のオンライン資格確認の基盤を活用した、被保護者の健診情報等のNDB収載
⇒ データ未提出自治体における課題の把握、解決策の検討・周知等を行う。
- 生活保護データヘルス支援ツールの運用
⇒ 被保護者の健康・医療データの分析に資する情報を提供する

令和9年度概算要求額 4.6億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

※令和7年度補正予算額 10億円

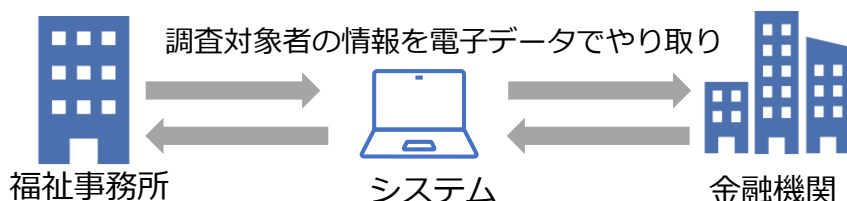
1 事業の目的

- 生活保護のケースワーカーは、被保護世帯の自立を支援するため、居宅訪問等による状況把握やきめ細かな相談や支援が必要であるが、預貯金調査や収入申告の届出、ケース記録の記載など各種事務処理のため、被保護世帯に対して十分な支援が難しい状況がある。
- このため、実務を担うケースワーカーが、個々の被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を重点的に行うことができる環境の整備を図る。

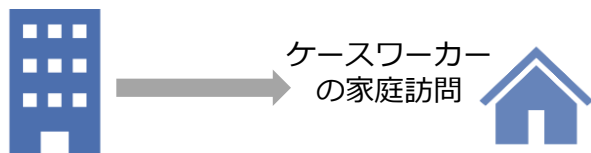
2 事業の概要・スキーム

【事業活用の例】 ※下記は例示のため、生成AIなど下記以外のデジタル技術も可

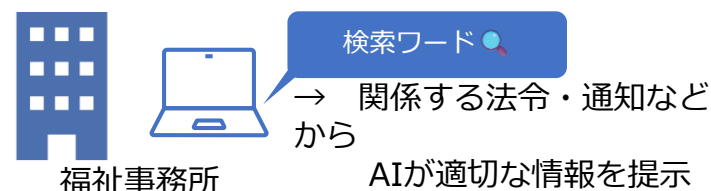
○ 預貯金調査のオンライン化



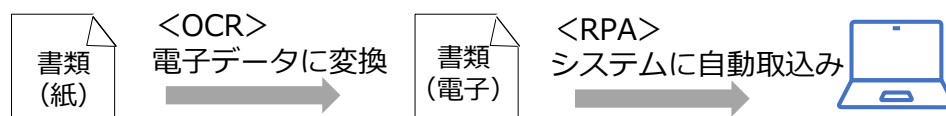
○ 生活保護の相談業務におけるタブレット活用



○ AIを活用した法令等検索



○ OCRやRPAを活用した各種書類の自動データ化



3 実施主体等

【補助対象】 生活保護業務における、デジタル技術活用にあつた初度経費を補助（補助率 3 / 4）

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置自治体

令和9年度概算要求額 5.0億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 生活保護のケースワーカーは、被保護世帯の自立を支援するため、居宅訪問等による状況把握やきめ細かな相談や支援が必要であるが、ケース記録の記載など各種事務処理や、経験年数の少ないケースワーカーや人事異動等により、支援ノウハウの蓄積等が十分でないことなどから、被保護世帯に対して十分な支援が難しい状況がある。
- ケースワーカーの負担軽減や質の確保を図るため、一部自治体においてAIを活用した業務支援（例：関係通知等の規定の当てはめ・援助方針策定や他法他施策活用に向けたアドバイス等）の取組を試行的に実施し、AI活用の方策や課題等について実証。

2 事業の概要・スキーム

【モデル事業における実証イメージ】 ※（１）～（３）のプロセスを経ること

【業務支援のイメージ】

（１）業務支援に係る課題等の整理

- 生活保護業務におけるAIの活用場面等を整理するとともに、生活保護事務処理システムや、セキュリティ・個人情報保護等との関係でどのような課題等があるか整理
- ※ 必要に応じて、専門的知見を有する業者への委託により課題等を整理することも可

〈蓄積されたデータ等〉

- ・ 関係法令・通知等
- ・ 家庭訪問時等のやり取り
- ・ ベテラン職員のノウハウ
- ・ 過去のケース記録 など

（２）AI実装（試行的な業務実施）

- （１）で整理した課題等を踏まえて、生活保護業務でこれまで蓄積したデータや知見等をどのように読み込むかを検討の上、生活保護業務にAIを試行的に導入
- ※ 試行的な導入のため、実装範囲を特定の福祉事務所に限定することも可

データ等をAIで読み込み

（３）実証結果の報告

- （２）の結果について、国へ報告（ケースワーカーの負担軽減や質の確保の観点から、定性的・定量的な実績を報告すること）

※ なお、AIに係るネットワーク環境については、セキュリティや個人情報保護の観点を踏まえつつ、外部サーバー・基幹システム系の環境など、幅広く想定。

〈AIからのアドバイス等〉

- ・ 関係法令等の当てはめ
- ・ ケース記録の作成支援（文字起こし・要約）
- ・ 援助方針のたたき台作成
- ・ 他の支援策の提示 など



3 実施主体等

【補助対象】 生活保護業務における、AI活用実証に要する経費を補助（補助率 10 / 10）

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置自治体

生活保護業務システムの標準化・デジタル化

令和9年度概算要求額 94百万円（－） ※令和7年度補正予算額 94百万円

1 事業の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）等において、地方自治体におけるデジタル・ガバメントを実現するため、地方自治体行政の様々な分野で、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進めることが示された。
- 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、20の基幹業務について、業務プロセス・情報システムの標準化を進めることとされ、生活保護においては、令和2年12月より、地方自治体の生活保護におけるシステムや業務プロセスについて、現状や課題を把握するための調査研究事業を開始した。令和5年3月に標準仕様書第1.1版の公表し、昨年度は令和7年8月に2.2版及び令和8年1月に2.3版の改定を行い標準仕様書の公表をした。
- 令和8年度における調査研究事業の報告内容を踏まえ、令和9年度においても、引き続き、有識者（地方自治体、ベンダー等）が参画する検討会を実施し、地方自治体等への照会結果を踏まえて課題等に関して議論を進め、標準仕様書の更なる精度向上のため、引き続き調査研究する必要がある。

2 事業内容

調査研究委託事業

- 地方自治体の生活保護におけるシステムや業務プロセスの標準化に関する議論を進め、標準仕様書を改定すること、及びその後の更なる精度向上のための調査研究を行うことを目的とする。令和9年度以降も制度見直し等に伴い仕様書を改訂する。

【所要額】 93,737千円

3 事業スキーム等

【調査研究委託事業(事業スキーム)】



令和9年度概算要求額 60億円（36億円） ※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 24億円

（※）事業構成

①警察との連携協力体制強化、②体制整備強化、
③収入資産状況把握等の充実、④扶養義務調査充実

困窮補助金

1 事業の目的・概要

- 生活保護現業員（ケースワーカー）は、多岐にわたる事務負担がある一方で、要保護者が抱える課題等の複雑化により業務負担の増加が課題となっている。
- このため、ケースワーカーの業務負担軽減を図り、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援を可能にする体制を整備する。

2 スキーム、実施主体等

- 年金受給権の把握、裁定請求の指導、資産調査等は本来ケースワーカーが担うべき業務であるが、他業務の逼迫により処理の遅延が生じている。補完的に年金調査員等を活用し、実施体制の強化が必要である。
- また、返還・徴収手続きについては、「事実認定を含めた返還決定」「決定後の債権管理（納付指導等）」を要し、ケースワーカーおよび受給者双方にとって大きな負担となる。さらに、最低生活を保障する制度の性質上、債権の回収が困難となる可能性が高い。

このため、返還事案を発生させない予防的対応（早期把握・早期処理）の徹底が不可欠である。

現状

【ケースワーカーの業務】

保護の事前相談、保護の申請・決定、
保護開始後の援助方針策定等

ケースワーカーの状況

・事務処理等に忙殺される
・被保護者へのきめ細かな支援のための時間を確保することが困難

拡充内容

○業務の内容に応じて非常勤職員を確保し、
ケースワーカーの負担軽減を図る。

【事業内容】

- (1)保護の事前相談に来られた方へ生活保護制度の仕組みの説明や他法他施策の活用への助言等を行う。
- (2)年金調査、収入資産申告書徴収、関係先調査の実施、63条返還金及び78条徴収金の債権管理。
- (3)扶養義務者に対し扶養能力調査を定期又は随時に実施。

拡充後

- ケースワーカーの負担軽減
- 被保護者へのきめ細かな支援の充実
- 不適正支給の防止

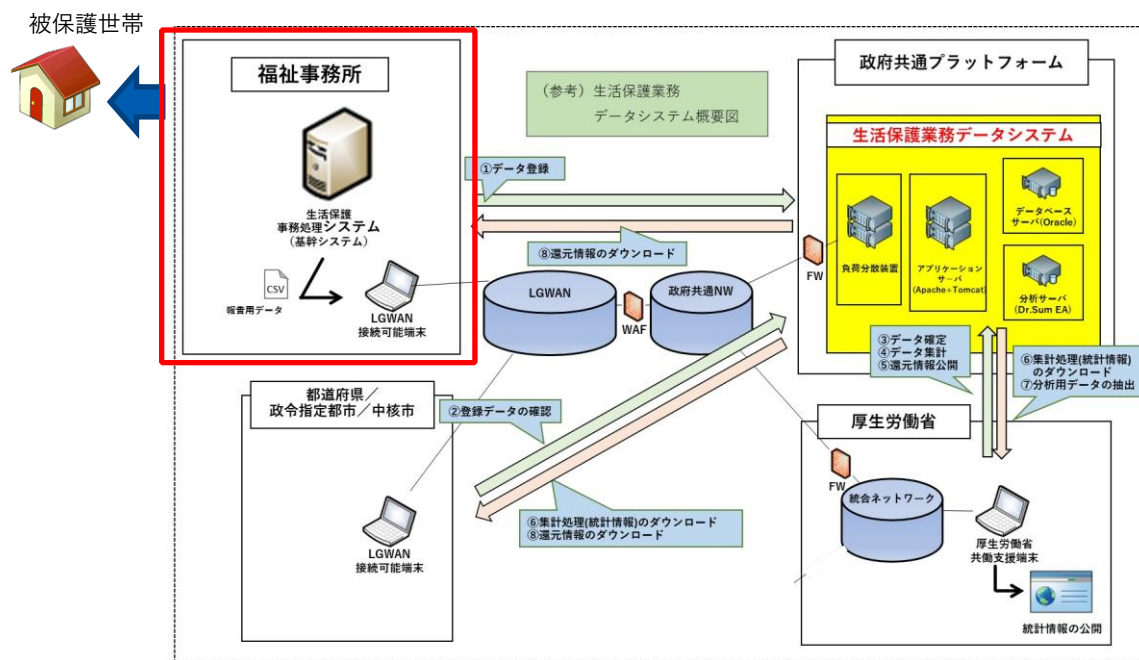
年金収入等の早期把握と債権管理の強化により、不良債権の発生を抑制し、
国庫負担の縮減を実現

令和9年度概算要求額 **4.3億円+事項要求** ※令和7年度補正予算額：10億円

1 事業の目的

- 生活保護制度見直しを踏まえた対応等を行うため、自治体の生活保護基幹システムの改修に要する費用について補助を行うとともに、制度の安定的な運営を確保するとともに、制度の運営に当たり必要な情報をより正確かつ迅速に把握できるようにする必要がある。
- なお、改修内容のうち、生活保護基準の改定等の具体的な内容については、生活保護基準部会における検証結果や社会経済情勢等を総合的に勘案し、必要な対応を行うため、予算編成過程で検討する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



※ 下線箇所は令和9年度拡充分

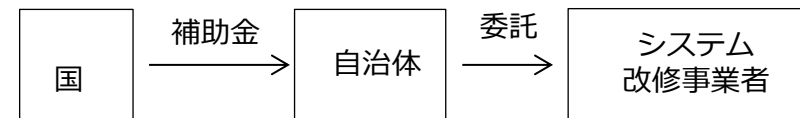
○ 自治体への補助（補助率1/2）

各福祉事務所の生活保護基幹事務システムの改修に係る費用等への補助

※ 被保護者調査に調査項目の見直し（外国人に係る在留資格別の新設、葬祭扶助に係る変更、医療扶助の再審査請求項目の削除）等に合わせて必要となる各福祉事務所の生活保護基幹事務システムの改修に必要な費用等への補助

※ 生活扶助基準改定に係る生活保護基幹事務システムの改修に必要な費用等への補助（事項要求）

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所を設置する町村



被保護者就労支援事業（補助体系の見直し等）

令和9年度概算要求額 60億円（53億円） ※（）内は前年度当初予算額

困窮負担金

1 事業の目的

- 平成27年4月の生活保護法の一部改正により、被保護者への就労に関する支援を強化する観点から、**被保護者就労支援事業が必須事業化された。**【生活保護法第55条の7】
保護の実施機関は就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うこととされており、配置された就労支援員により、就労に向けたスキルの獲得や公共職業安定所への同行訪問、就職後の職場定着等を実施している。
- 本事業は、被保護者の自立を助長するために重要な取組であり、さらなる推進を図っていく必要がある。このため、**補助体系の見直し**を図り、自治体における支援の実施状況に応じた適切な補助を行うとともに、支援の質の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

【見直し案】

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 基本基準額について、被保護者数に対する標準的な支援件数と当該件数に対して必要な支援員数を踏まえた金額に見直す。
- ② 支援実績加算の実施
 - ・ 標準的な支援件数以上の支援実績がある場合について、基本基準額に当該実績に応じた加算を行う。
- ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ア 良質な人材の確保
 - ：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合
 - イ 多様な働き方の推進
 - ：多様な働き方推進加算（仮称）の創設
 - 詳細について「新規 被保護者就労支援事業における多様な働き方の推進」を参照

3 実施主体等

【実施主体】

保護の実施機関

〔 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村 〕

※社会福祉法人、NPO法人等に委託可

【負担率】

国：3／4

実施主体：1／4

被保護者就労支援事業における多様な働き方の推進

令和9年度概算要求額

1.1 億円（－）※（）内は前年度当初予算額

困窮負担金

※被保護者就労支援事業の内数

1 事業の背景・目的

- 被保護者の半数以上が65歳以上で、約3割は75歳以上と、国民全体よりもさらに高齢化が進んでおり、安定就労が困難な高齢者世帯・障害者世帯・傷病者世帯では、受給期間が3年以上の割合が7割を超えている。また、その他の世帯が増加傾向にある中、精神面の不調やひきこもりなど複雑な問題を抱える被保護者が増加している。
- 被保護者の自立支援に当たっては、安定就労を通じた経済的自立（保護廃止）の目標のみならず、生活保護受給中も、個々の状況に応じた社会参加・就労等を通じて、できるだけ自立した生活を目指すことが重要である。
- こうした状況を踏まえ、就労支援において、高齢者世帯を含め、様々な課題を抱える世帯に対し、どのような支援が効果的であるかを分析し、他の関連施策とも連携し、「多様な働き方」による支援体制を構築していくことが重要であり、令和8年度は、国から福祉事務所に対し、就労支援事業等の現状・課題の分析と見直しの検討を求めているところ。※「被保護者に対する個々の状況に応じた就労支援の充実・強化について」（令和8年3月31日付け社援保発0331第4号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

2 事業内容等

○ 多様な働き方推進加算（仮称）

- 多様な働き方を実現するために、就労支援の現状・課題を踏まえて就労支援事業の見直しを行い、下記のようなメニューを実施する場合に加算を行う。
 - ・ 孤独・孤立やひきこもり、精神面の不調など特に配慮が必要なケースについて、令和8年度に厚生労働省において作成する「就労支援マニュアル（仮称）」を活用して仕事の切り出し・マッチング・就労継続など多様な働き方の機会確保（金銭収入を伴う就労機会の確保など）に向け、きめ細やかな支援を行う体制を構築
 - ・ 就労準備支援事業等における就労体験や福祉事務所が策定する自立支援プログラム（生活改善プログラム、就労体験活動等）など「収入が発生しない取組」への参加インセンティブの仕組みを構築
 - ・ 地域の社会福祉施設等（例えば保護施設）と連携して被保護者を雇用したり、就労体験の機会を提供する体制を構築
 - ・ 高齢者に対して、就労機会の積極的な案内・勧奨や就労継続に向けたフォローを行う体制（高齢者就労支援員を配置する等）を構築
 - ・ 障害者施策や高齢者施策等の施策との連携を強化する体制（専門の支援員の配置等）を構築

令和9年度概算要求額 **45億円**（29億円） ※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 被保護者の中には、疾病等により失業し、長期間不就労状態の者や、対人能力や社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業までに中長期の支援が必要な者も多く、就労に向けた準備として、就労意欲喚起や基礎能力の形成等を支援することが重要。このため被保護者に対して就労意欲喚起や基礎能力の形成等を支援する「被保護者就労準備支援事業」を実施するなど各種事業に必要な経費を要求する。
※ 令和7年度から被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業、被保護者地域居住支援事業が法定化。
- また、被保護者地域居住支援事業に入院入所等の円滑な手続き支援（メニュー）を追加し、地域での居住支援の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

【主な事業内容】

○ **被保護者就労準備支援事業**

就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う

○ **被保護者家計改善支援事業**

家計に関する課題を抱える世帯や大学等への進学を検討している高校生等のいる被保護世帯に対し、家計に関する支援を行う

○ **被保護者地域居住支援事業**

居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、入居支援や訪問による見守り、金銭管理支援など必要な情報の提供等を行う

○ **個別支援プログラム実施事業**

自立支援プログラムにおいて明確化された自立支援の方向性について、支援の具体的な内容、実施の手段等を定め、個別支援プログラムとして整備し、実施する

○ **子どもの進路選択支援事業**

生活保護受給中の子育て世帯に対し、訪問等のアウトリーチ型手法により学習・生活環境の改善、進路選択や奨学金の活用等に関する相談・助言を行う

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所を設置する町村 ※社会福祉法人、NPO法人等に委託可

【補助率】国：2／3 実施主体：1／3 （ただし、個別支援プログラム実施事業の補助率は国：1／2 実施主体：1／2）

令和9年度概算要求額 **3.1** 億円 （－）※（ ）内は前年度当初予算額。

困窮補助金

※前頁の内数

1 事業の目的

- 被保護者地域居住支援事業においては、居宅への定期的な訪問等による見守りや日常生活（食事、洗濯、ゴミ出しなど）の状況確認、金銭管理支援、その他必要な相談・助言を行うなど、被保護者が現在の居住生活を安定して継続するための支援を実施している。
- 高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢単独世帯や高齢夫婦のみ世帯等が増加しており、頼れる身寄りがいないことにより抱える生活上の課題への対応が必要となっている。
- 上記課題に対応するため、被保護者地域居住支援事業に次の支援（メニュー）を追加し、地域での居住支援の充実を図る。
 - ・入院入所等の円滑な手続き支援（例：緊急連絡先の指定、入退院時の付き添い、入退院時の支払代行手続等）

2 事業内容等

入院入所等の円滑な手続き支援

- 支援対象者：被保護者のうち、家族等による支援を受けることが困難な世帯（例えば単身高齢者の世帯、高齢者二人世帯で手続きが難しい、障害者世帯で支援が必要、母子世帯の親等）
- 支援のイメージ
 - 入院時の付き添い支援（例：医師等説明同席、医療費等手続き説明の際の同席等）
 - 入院中の定期連絡、訪問等（例：必要物品の送り届け等）
 - 退院時の付き添い支援（例：退院時の精算等）
 - 緊急連絡先引き受け
 - 入院中の居宅の保全管理（例：ライフラインの停止、生ゴミの処理、ペットがいる場合の対応等）
 - 転院・施設入所支援（例：書類等の手続き支援、施設入所時の手続き支援等）

3 実施主体等

- 実施主体：福祉事務所設置自治体（委託可）
- 補助率：2／3

令和9年度概算要求額 19億円 (18億円) ※ ()内は前年度当初予算額

〔内訳〕
・人件費(251人分) 1,838,574千円
・事務費 35,252千円

1 事業の目的・概要

- 生活保護制度は国民の最低生活を保障するという極めて重要な役割を果たしているものであり、必要な保護が国の方針に基づき適正に実施されることが求められる。
- このため、「生活保護指導監査委託費」(昭和30年度創設)により、都道府県・指定都市本庁に指導職員を配置し、管内の全福祉事務所に対する指導、監査を的確に行うことで、適正な保護の実施を図っているところである。
- なお、令和9年度は「公庫等の職員及び補助職員等の定員合理化」(▲3名)を除いた所要額を要求する。

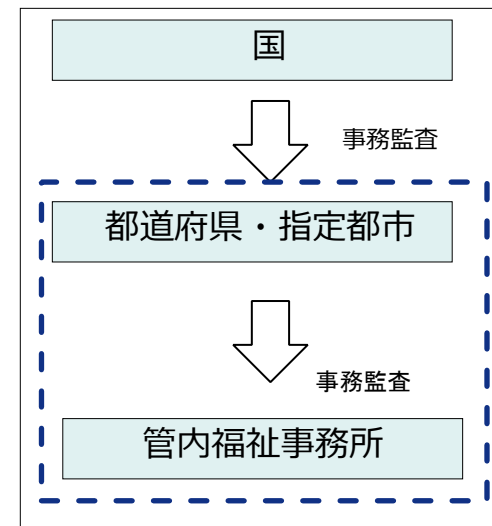
2 スキーム、実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市

(参考) 予算の推移

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
当初予算額 (うち人件費)	1,829,866 (1,794,516)	1,814,189 (1,778,874)	1,820,444 (1,785,150)	1,840,482 (1,805,209)	1,873,826 (1,838,574)
補正後予算額 (うち人件費)	1,856,744 (1,821,394)	1,874,604 (1,839,289)	1,879,825 (1,844,531)	—	—
予算定員	265人	260人	257人	254人	251人
定員削減	△6	△5	△3	△3	△3

【生活保護法施行事務監査の体系】



* 1 「公庫等の職員及び補助職員等の定員合理化」は、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針(平成26年7月25日閣議決定)」に準じ、

令和7年度以降の5年間で令和6年度末定員の5%の削減(▲13人、うちR9は▲3名)

* 2 昭和43年度から定員削減計画開始(閣議決定)(創設当時508人)

令和9年度当初概算要求額 1.1億円（1.1億円）

※（ ）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額

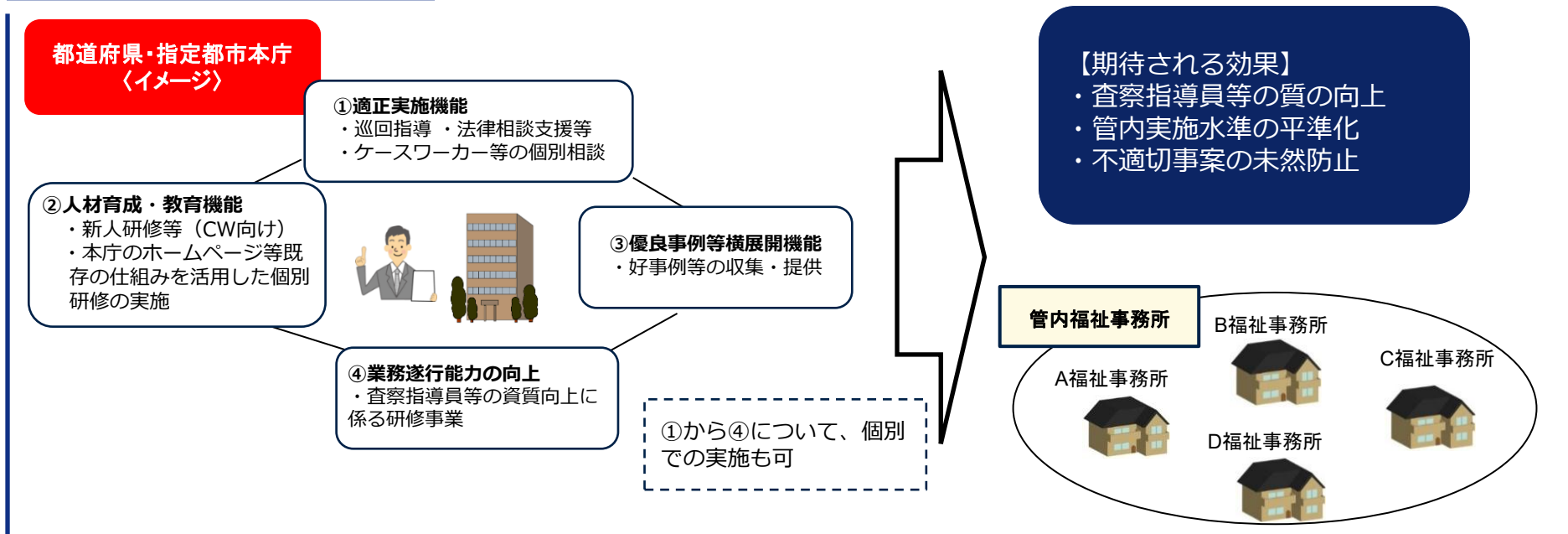
42百万円

困窮補助金

1 事業の目的

- 都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や、人材育成等の取り組みを実施することにより、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。
- 都道府県等が管内福祉事務所に対して、査察指導員等の資質向上に係る研修を実施し、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市

【補助率】 3 / 4

令和9年度概算要求額 30百万円（-百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 査察指導員等（以下「SV等」という。）を育成するための研修体系やプログラムが確立されておらず、国や都道府県、指定都市において、様々な内容で独自に研修等が実施されており、全国での育成レベルアップや標準化という観点から課題がある。
- 社会保障審議会においても、国がSV等への研修モデルを提示することなど、人材育成に関する積極的な取り組みが求められており、令和7年度社会福祉推進事業において標準的カリキュラムの骨格及び福祉事務所におけるガバナンスのあり方についてまとめられたところ。また、令和8年度に研修用教材が策定される予定であり、令和9年度以降、自治体における研修実施を推進しつつ、国により当該標準的カリキュラム等に基づく実効性を高めた研修を実施する。

2 スキーム

（生活保護法施行事務監査等に係る生活保護指導職員会議）2日間

- 国及び都道府県・政令指定都市本庁における指導監査等をより効果的かつ的確に実施するため、指導監査の重点事項、手法、過去の指導監査における課題及び問題点並びにその改善方策等について、国の監査官等と都道府県・政令指定都市本庁の指導監査担当者との間で認識の共有を徹底する。併せて、管内の実施機関における施行事務の実施水準の一層の向上を図る観点から、指導監査に加え、研修の実施等による実施機関への支援に係る情報を広く共有し、取組の高度化と質の更なる向上を推進することを目的として実施する。

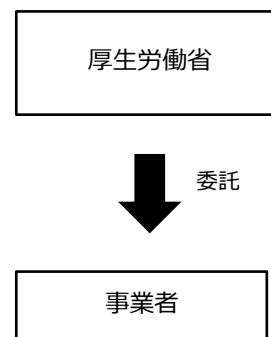
（新任査察指導員研修会）前期・後期 各3日間

- 保護の実施機関の新任査察指導員等を対象に、生活保護の基礎知識と査察指導員としての業務の基本についての講義や参加者相互の意見交換により、業務遂行能力の向上を目指すことを目的として実施する。

（全国生活保護査察指導に関する研究協議会）3日間

- 生活保護をめぐる状況や問題を踏まえて、求められる査察指導機能や組織的運営管理について研究協議及び意見交換等を行い、生活保護査察指導員等の職務能力の向上を図り、もって生活保護制度の適正な実施に資することを目的として実施する。

【スキーム】



【実施主体】
国（委託）

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の 推進

令和9年度概算要求額 86億円（86億円）（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和7年度交付実績：39都道府県）

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化 ○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方や常勤職員として働きやすくなるための環境整備のための支援 ○ 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化 ○ 訪問介護における人材確保のためのタスクシェア・タスクシフトの推進支援 ○ 中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援 ○ 訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援	○ 介護人材キャリアアップ研修支援 ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段階におけるアセッサー講習受講 ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 地域における介護施設等の災害時の機能向上支援（再編・拡充） ○ 外国人介護人材の研修支援 ○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援	○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備 ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジーの導入支援 ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援 ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置 ○ ハラスメント対策の推進 ○ 若手介護職員の交流の推進 ○ 外国人介護人材受入施設等環境整備 ○ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 ○ 地域のケアマネジメント提供体制確保支援

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

福祉人材確保のための協議会設置等事業

困窮補助金

令和9年度概算要求額 4.1億円(-) ()内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算1.0億円〔モデル事業として〕

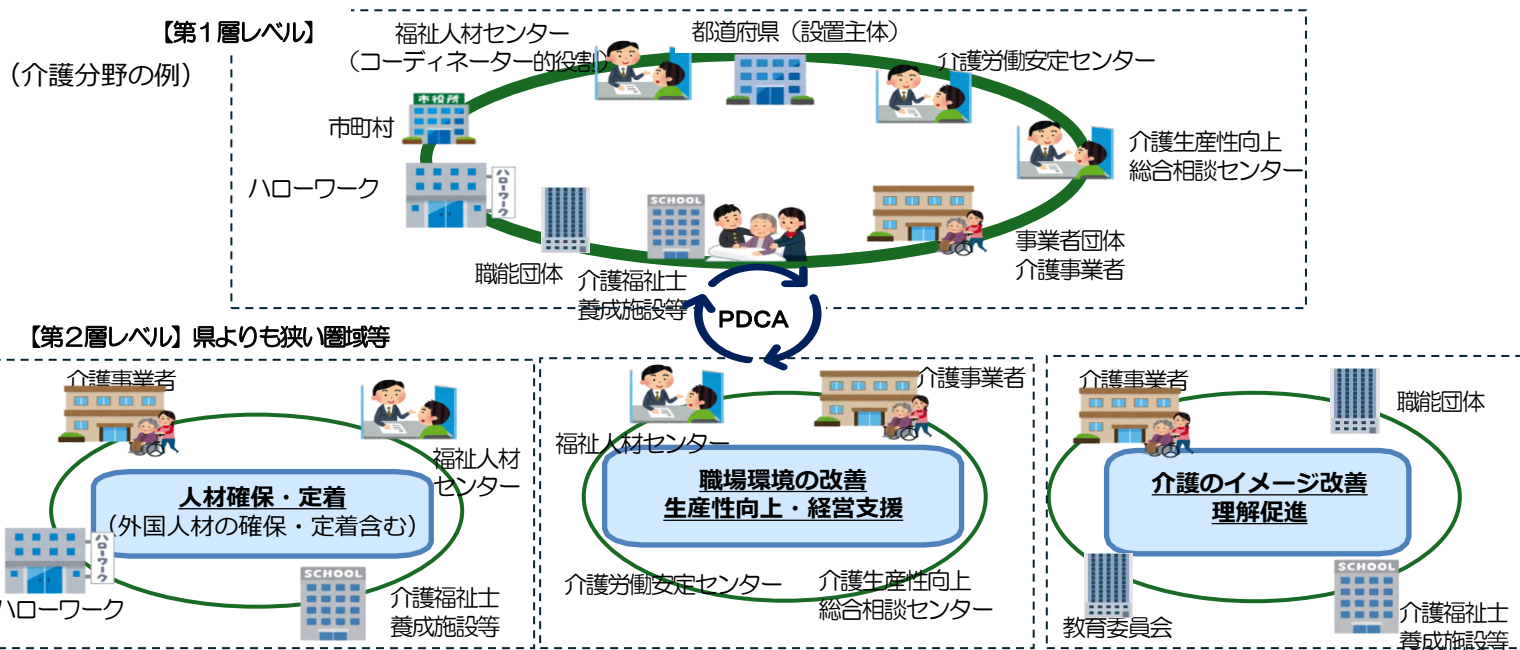
うち投資枠 4.1億円

1 事業の目的

- 令和9年4月に施行予定の福祉人材確保の協議会（以下、プラットフォーム）については、都道府県が設置主体となって、福祉人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析することで課題を認識するとともに、それぞれの役割・機能を果たしながら、そのネットワークの中で協働して実践的に課題解決に取り組み、その取組を検証・改善し、継続的な取組としていく機能と仕組みが必要。
- より実効性のあるプラットフォームの取組を推進するため、その設置運営とプラットフォームで企画された実践的な取組を推進するために必要な支援を行う。

2 事業スキーム

地域の関係者のネットワークで「プラットフォーム」を構築し、関係者間で地域の現状の共有を図るとともに、各地域や事業所における課題を認識し、協働して課題解決に取り組む。



3 実施主体等

【実施主体】
都道府県

【補助率】
国 2 / 3

1 事業の目的

令和9年度概算要求額 2.0億円(1.8億円) ※()内は前年度当初予算額

困窮補助金

- 令和9年4月に施行予定の人材確保の協議会(以下、プラットフォーム)については、都道府県が設置主体となって、介護人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析することで課題を認識するとともに、それぞれの役割・機能を果たしながら、そのネットワークの中で協働して実践的に課題解決に取り組み、その取組を検証・改善し、継続的な取組としていく機能と仕組みが必要。
- このプラットフォームの機能を充実させていくためには、取組を連携させていくためのコーディネーター的役割が必要であり、この点、社会福祉事業等従事者の確保を図ることを目的として設置されている福祉人材センター(以下、人材センター)が事務局機能などの中核的な役割を担うことが想定されるところ。
- また、プラットフォームの中で事務局機能のほかにも人材センターのアウトリーチによる多様な人材の就業促進が期待され、人材センターの果たす役割は今後も大きくなる。その運営費は、従前より生活困窮者就労準備支援事業費等補助金により補助(福祉人材確保推進事業)してきたところ。
- プラットフォームに係る取組として、これまで以上に地域に出向き、**アウトリーチ型の活動を行う人材センターの機能強化**を図るため、「プラットフォームに関連する**活動指標(プロセス・アウトカム)**」に応じた**加算枠を創設**する(拡充)。

2 事業スキーム

・新たに規定されるプラットフォームに合わせて、アウトリーチ型の活動を行うセンターに対し、**プロセス指標及びアウトカム指標**により取組を適切に評価

プロセス指標の例:巡回相談の回数やハローワークを含む関係機関等との連携数、小規模法人等へ訪問しての求人充足支援回数 など

アウトカム指標の例:就職(採用)人数、求職相談件数、定着率 など

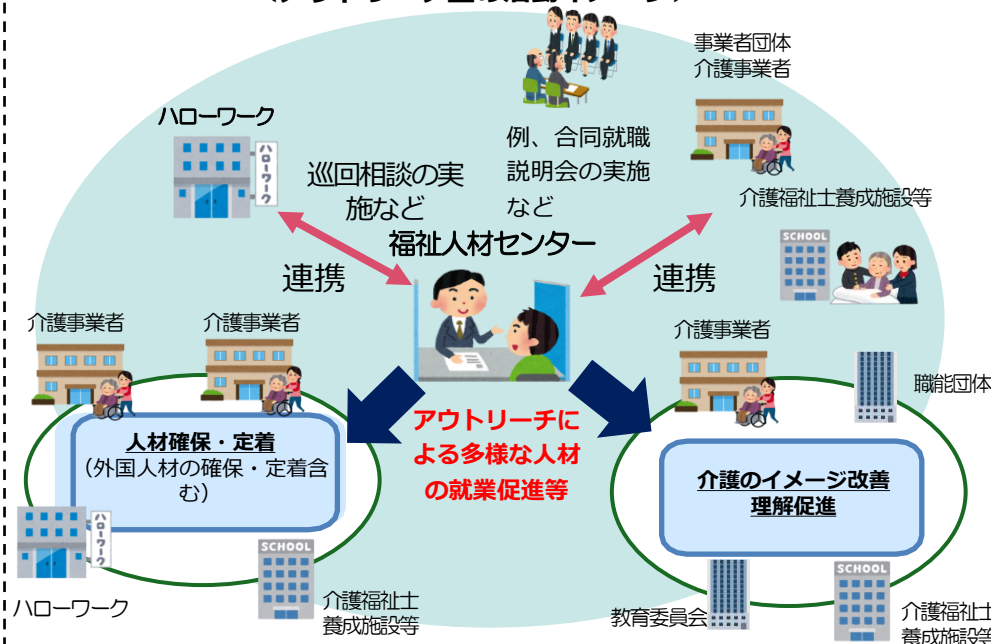
(参考)福祉人材確保推進事業(現行)

基盤型事業:

人材センター7,200千円(基準額)

人材バンク 5,200千円(基準額)

<アウトリーチ型の活動イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】
都道府県(センター・バンク)・
指定都市・中核市
(バンク)

【補助率】
1/2
(加算部分は定額
補助)

令和9年度概算要求額 78億円 (－) ()内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 42億円
うち投資枠 78億円

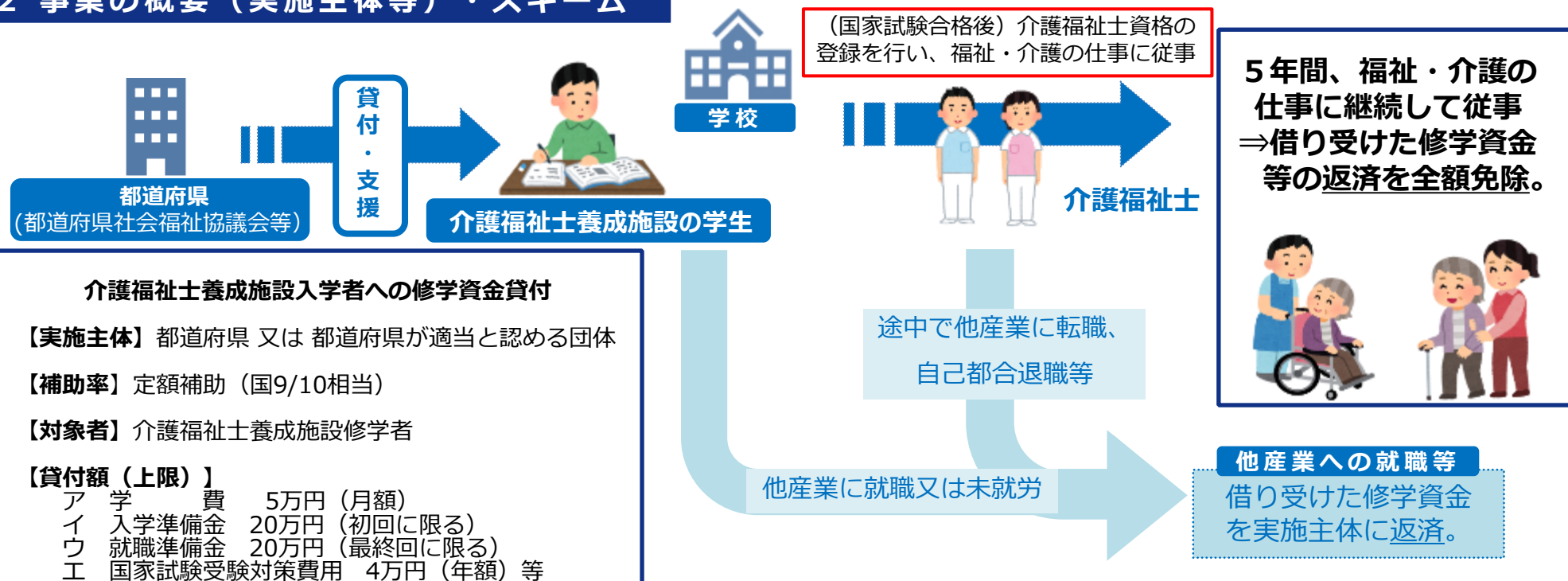
1 事業の目的

2040年に向けて、高齢化の進展や現役世代をはじめとする急激な人口減少が見込まれる中、地域に不可欠な介護分野の担い手を確保することが重要であり、介護ニーズの複雑化・多様化に対応できる高い専門性を有する介護人材の確保育成は喫緊の課題である。

介護福祉士修学資金等貸付事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としている。

本事業は、介護福祉士を目指す学生が安心して修学できる環境づくりとして修学期間中の学費等を支援するものであり、**安定的かつ信頼性のある事業実施が重要である**。そのためには、**各都道府県において安定した事業継続に必要な貸付原資が必要**。

2 事業の概要（実施主体等）・スキーム



介護福祉士養成校等における介護テクノロジー導入支援 及び地域の担い手確保の先駆的な取組支援事業

令和9年度概算要求額 21億円 (ー) ()内は前年度当初予算額

うち投資枠 21億円

困窮補助金

1 事業の目的

2040年に向けて、高齢化の進展や現役世代をはじめとする急激な人口減少が見込まれる中、地域に不可欠な介護分野の担い手を確保することが重要であり、今後、学生となる若者の減少による担い手不足の恐れやデジタル・AI時代の変化に対応した効率的・安定的な地域人材の養成・確保体制が必要となる。

介護福祉士養成施設は、地元根ざした質の高い介護人材の養成確保を図るための地域の拠点であり、令和7年12月にとりまとめられた、社会保障審議会福祉部会報告書においても、各介護福祉士養成施設においては、養成施設の地域において期待される役割として、事業所や職能団体等とのより一層の連携・協働により、「ICTやデジタルリテラシーに関する教育の実施など、教育の質の向上を図りつつ、養成施設の資源を活用した社会人向けのリカレント教育の実施」に取り組んでいくことが必要であると記載されたところ。

また、ICTやデジタルリテラシーに関する教育の実施については、福祉系高校も同様の取組が期待される。

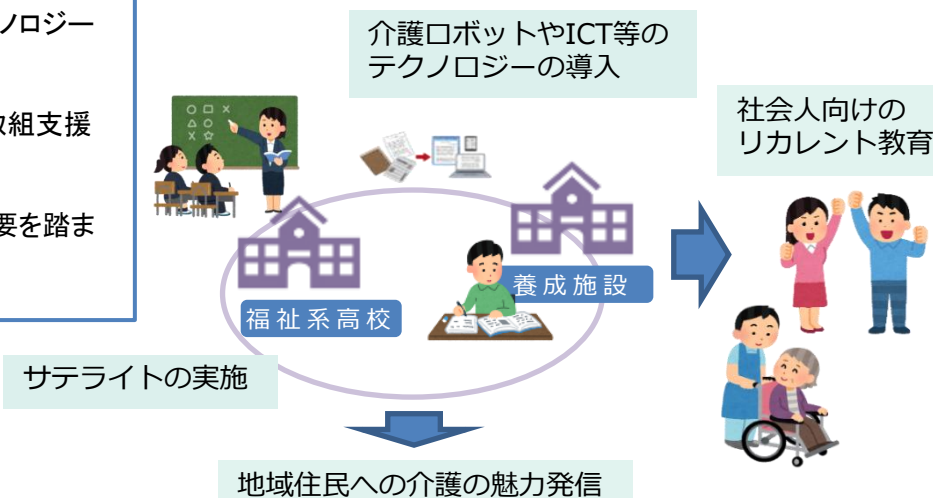
そのため、介護福祉士養成施設等における介護テクノロジーの導入、社会人向けのリカレント教育など地域の担い手確保の先駆的な取組を支援することにより、地域における介護人材の養成・確保を図る。

2 事業の概要（実施主体等）・スキーム

（事業内容）

①介護ロボットやICT等の介護テクノロジーの導入支援

②地域の担い手確保の先駆的な取組支援
・社会人向けのリカレント教育
・地域住民への介護魅力発信
・地域の人口の変化やサービス需要を踏まえたサテライトの実施などの取組



3 実施主体等

【実施主体】
都道府県

【支援対象】
介護福祉士養成施設、福祉系高校

【補助率】
①国1/2、県1/4、養成施設等1/4
②国2/3、都道府県1/3

【養成校等の上限基準額】
①770万円（種類、台数に応じて設定）
②450～580万円（取組に応じて設定）

令和9年度概算要求額 2.0億円 (-) ()は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額81百万円

困窮補助金

うち投資枠 2.0億円

1 事業の目的

- 介護分野への多様な人材層の参入促進を図るため、介護未経験者の介護現場への接点を増加し、また、介護事業者側における業務切り分けや担い手となる介護未経験者等と介護現場のマッチング機能の強化（WEB・アプリ等の活用を含む）、周辺業務に携わる介護未経験者等に対する入門的研修等の受講支援等により、事業所側・担い手側、双方を一体的に支援し、参入促進につなげるモデル事業を実施し、そのノウハウを広く全国へ普及・展開していくための事業を実施する。

2 事業スキーム

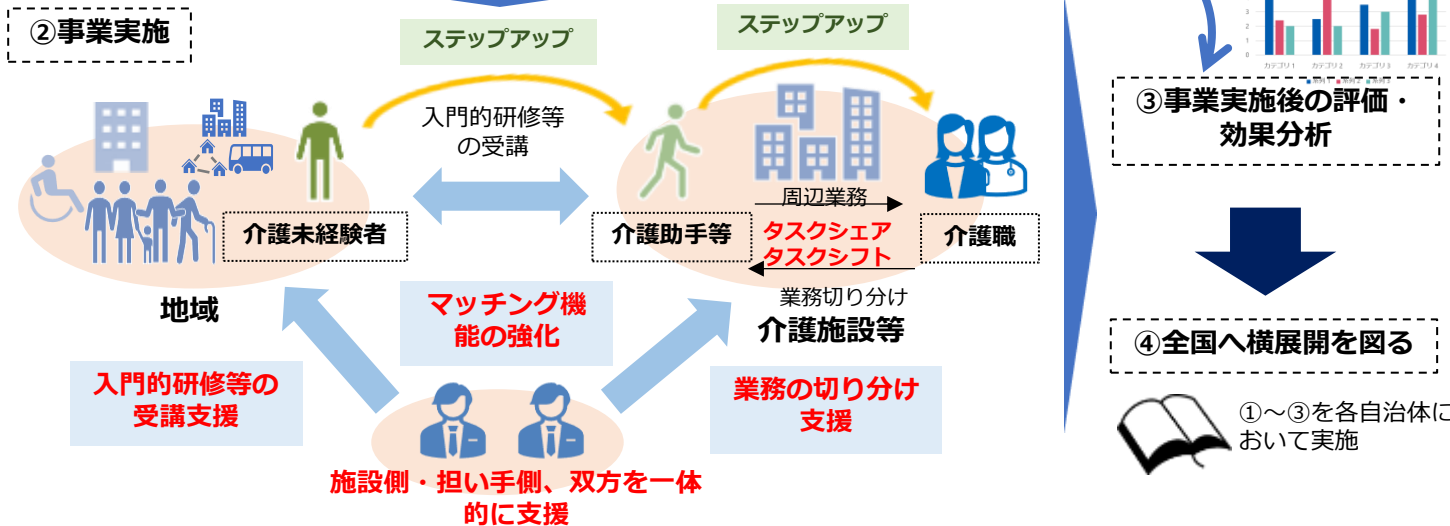
<事業イメージ>

下記の取組を複数の自治体で実施

①モデルを構築するうえでの検討・実施体制の構築

・都道府県等、業界団体、民間事業者などが連携して、モデル事業の実施体制の検討・構築

②事業実施



3 実施主体等

【実施主体】

都道府県・市区町村等

(限られた予算範囲内で全国へ広く普及・展開していく観点から過年度に類似の事業にて補助対象となった自治体は対象外とする。)

国

都道府県
市区町村

【補助率】

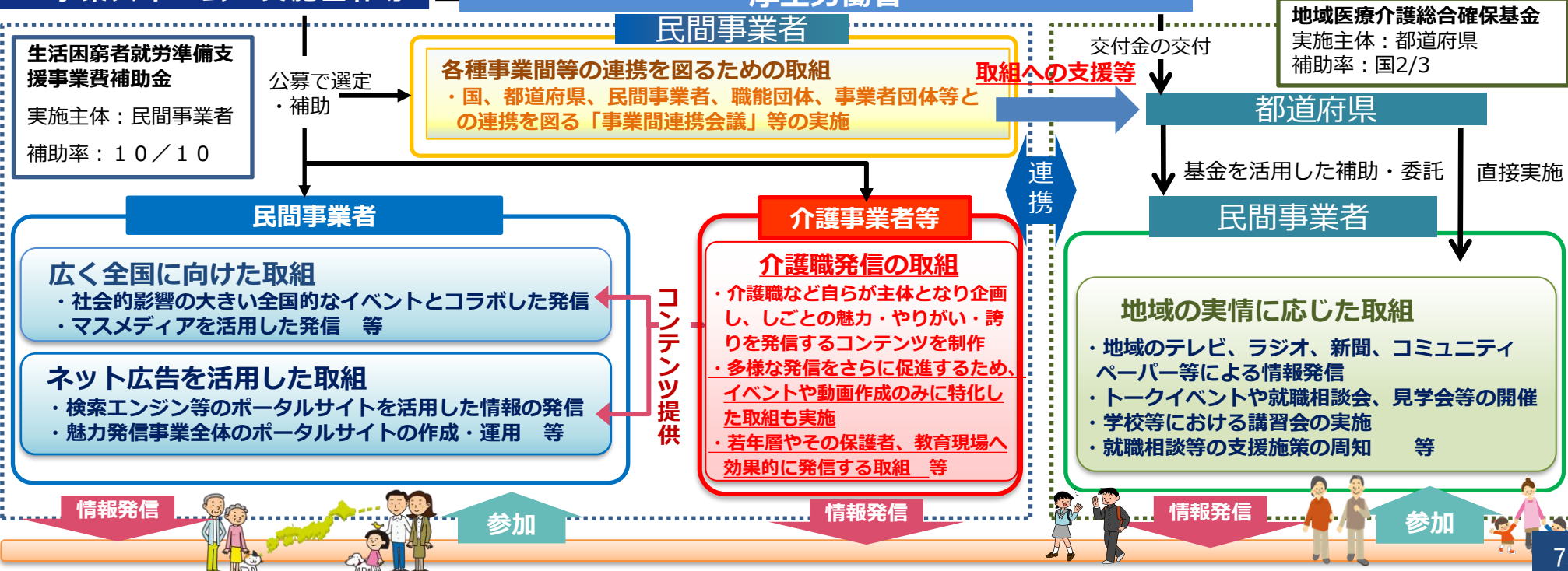
定額

令和9年度概算要求額 4.4億円＋地域医療介護総合確保基金86億円の内数（3.9億円＋86億円の内数）（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図るため、
 - ・ 厚労省においては、全国的なイベントやマスメディア、ネット広告などを活用した発信等を行いつつ、介護職など自らが主体となり、自らの声で仕事の魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行い、発信力のある事業者と連携して広く発信する取組を行い、
 - ・ 都道府県においては、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や、求職者に対する支援施策等の周知を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図っている。
- 社会保障審議会福祉部会報告書において「介護現場ではテクノロジーの導入が進んでいることや、社会的課題に対応していることなど、介護現場における最新かつ的確な情報発信を、確保したい人材の属性を踏まえて推進することが必要である。」とされたところ。また、「介護に関する情報発信・魅力発信といった広報戦略については、国・地方公共団体・関係団体が協働し、」などの記載が盛り込まれたところ。
- こうした内容も踏まえ、令和9年度においては、これまでの取組に加え、都道府県事業への支援等による連携促進、多様な発信のさらなる促進、若年層への効果的な発信などを行い、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図る。

2 事業スキーム・実施主体等



令和9年度概算要求額 社会事業学校施設整備費等 3.3億円 (一) ※令和7年度補正予算額 2.6億円
社会事業学校経営委託費 4.6億円 (4.0億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域共生社会を支える福祉人材として、また、指導的社会福祉従事者を養成するための専門教育機関として日本社会事業大学に運営を委託。(土地・建物は国有財産)
- 建物については、平成元年の竣工から37年が経過し、老朽化が進んでおり、長期的な施設利用のために改修工事の実施が必要。また、老朽化等により火災や感電リスクのある講堂棟の設備について改修のため設計業務を行う。
- そのほか今後、3年以内に倒木のリスクが高い樹木等について、伐採や剪定などの必要な対応を行う。

2 事業の内容

①-1 外壁・防水改修工事等 3.1億円【新規】

平成元年竣工の管理棟については、平成12年の外壁改修以来25年が経過し、防水シートやシーリング、吹付タイル等の剥離、コンクリートのひび割れ等がみられ、漏水や内部鉄筋の露出、錆等が確認されているため、建物の維持のため喫緊に必要となる外壁・防水の改修工事を行う。

※ 外壁・防水工事は令和3年度に設計済みであり、令和5年度から順次工事を実施。令和9年度については、管理棟を実施予定。

①-2 講堂棟講堂棟舞台機構設備等改修のための設計業務 0.2億円【新規】

講堂棟について、舞台機構設備(ワイヤロープ、制御盤、操作盤等)の更新を推奨されている年数を22年超過しており、また、舞台照明設備(調光装置と負荷設備)も基盤の故障やコンセントの著しい破損及び現行法規に適合していない設備が一部あるほか、ボーダーケーブルの劣化から火災や感電事故のリスクがあり、早急な改修が必要であるため、設計業務を実施。

② 樹木伐採及び強剪定の実施 0.6億円【新規】

令和7年7月に校内(竹丘・梅園校地)の樹木の倒木が発生。倒木の緊急性の高い樹木については伐採を行ったところ。また、校内等には、樹木が数百本あり、樹木診断の結果、3年以内に倒木等の可能性があるものと、樹木の高さを下げる強剪定が必要な樹木があるため、それらへの対応を行う。

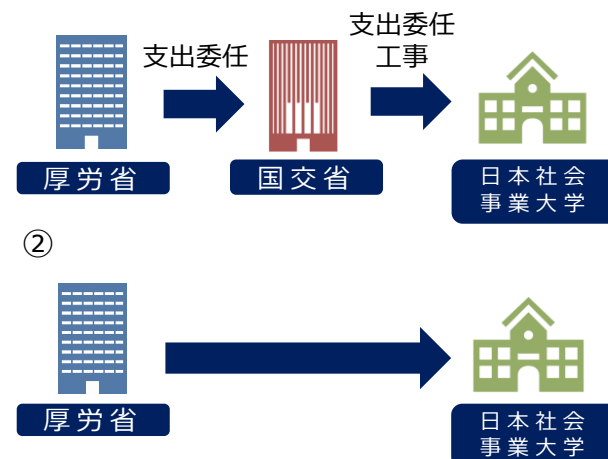
3 実施主体等

【実施主体】厚生労働省

【補助率】10/10

【補助金等の流れ】

①-1 及び ①-2



困窮補助金

困窮補助金

- 本事業は、介護分野における特定技能外国人の送出し国において介護特定技能評価試験を実施するとともに、試験実施に必要な問題作成支援等を行うもの。
- 特定技能制度の運用に関する基本方針（閣議決定）において、「分野別運用方針において、当該分野における向こう5年間の受入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない。」と定められており、これを受けて、分野別運用方針（閣議決定）において、分野ごとの受入れ見込数が記載されている。
- 令和6年度から5年間の特定技能の受入れ見込数を踏まえ（※）、令和7年度補正予算では、介護特定技能評価試験（技能及び日本語）の受験者の増加が見込まれる地域を検討し、会場の拡充等を行ったところであるが、引き続き、日本の介護分野へ特定技能として在留を希望する外国人介護人材を確保できる試験実施の拡充を行う。

※ 介護分野における特定技能制度の令和6年度から令和10年度末までの受入れ見込数は12.69万人。

1. 介護特定技能評価試験（技能）及び介護特定技能評価試験（日本語）の実施

➤試験方式

コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式

➤試験実施対象国

日本国内（47都道府県）フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、インド、スリランカ、ウズベキスタン、バングラデシュ、ベトナム、パキスタンにおいて実施中（令和8年3月末現在）

2. 試験実施に必要な業務の実施

➤試験実施対象国の試験会場の手配

➤試験実施環境（不正防止、試験監督体制等）の整備

➤カスタマーサービス、受験申込受付、試験結果通知の業務

➤試験問題の作成支援、試験問題の分析、試験問題C B T化の業務 など

◆実施主体：試験実施機関 ◆補助率：定額 ◆主な対象経費：試験会場借料費、試験会場における業務委託料 など

令和9年度概算要求額 2.1億円(1.3億円) ※()内は前年度当初予算額 ※令和7年度補正予算額0.9億円

困窮補助金

1 事業の目的

- 介護サービスの質の向上という観点から、介護福祉士資格を外国人介護人材に取得してもらうことは重要。特に平成31年から導入された人手不足対応を制度趣旨とする特定技能については、原則、5年の間に介護福祉士国家試験に合格し、国家資格を取得しないと帰国しなければならない仕組みであるため、現在、日本の介護現場で働いている方に対するより一層の支援を進め、資格を取得させ、日本の介護現場でより長く働けるようにすることが重要。
- このため、令和6年度より、外国人介護人材が介護福祉士資格に必要な知識を修得させるための講座の開催等を行い、在留期間更新の回数制限がない在留資格「介護」の取得を促す取組を実施している。
- 在留資格「特定技能」の受入促進等により今後増加が見込まれる外国人介護人材の資格取得支援ニーズへの対応や、介護現場で働きながら資格取得のための学習を継続できるよう、外国人介護人材向け介護福祉士国家試験学習アプリを開発し、資格取得に向けた学習進捗管理や適切な教材の提示を行うなど、資格取得の促進を図る。
- また、令和9年4月1日より育成就労制度が施行されるにあたり、育成就労外国人の指導に当たる指導員を対象とした「介護職種の育成就労指導員講習」を実施するとともに、その導入段階において、介護職種の育成就労制度に係る内容や育成就労外国人に係る指導方法などを記載したテキストの作成、育成就労指導員のモデル講習等を実施する。

2 事業の概要

- 外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的として以下の取組を実施。

1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

- 外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
- 資格取得に向けた学習進捗管理等を行う外国人介護人材向け介護福祉士国家試験学習アプリを開発する。

2. 学習教材の作成

- 外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- 令和9年4月1日施行の育成就労制度による外国人の受入れが円滑に行われるよう、育成就労指導員を対象にした講習会を開催するとともに、その導入段階において、育成就労指導員講習テキストの作成、育成就労指導員講習のモデル講習等もあわせて実施する。

4. 介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催

- 外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、国家試験直前期、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、講義及び演習等を行う。

◆過去の事業実績の一例(すべて無料で利用可能)◆



3 実施主体等

◆ 実施主体：民間団体 ◆ 補助率：定額 ◆ 主な対象経費：WEBコンテンツの開発・運用費、講習会会場における業務委託料 など

令和9年度概算要求額 3.7億円(1.9億円)※(内は前年度当初予算額 ※令和7年度補正予算額1.2億円)

困窮補助金

1 事業の目的

- 外国人介護人材の受入を促進し、介護現場において円滑に就労・定着できるよう、これまでも海外現地でのPR等の情報発信と、外国人介護人材への相談支援、特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等の定着支援に取り組んできたところだが、諸外国との人材確保競争は激化しており、新たに日本の介護現場に来てもらうための対策等、これまで以上に受入環境の整備に取り組む必要がある。
- 外国人介護人材を確保するうえで「送出国における日本での介護労働の認知度の向上」「都道府県による先導的な受入実績の確立」等が調査研究事業で示されたことを踏まえ、主に南アジアを中心とした情報発信と、自治体等と送出国との連携に向けた伴走支援を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。
- また、令和7年4月より在留資格「特定技能」「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスの従事を認めたが、事業所からの適合申請の件数は増加が続いており、限られた人員で適切に対応できる体制を構築するため、**事業所要件の審査体制の効率化などを行う。**
- そのほか、令和9年4月より施行される育成就労制度において、受入れ機関には分野別協議会への加入が義務づけられたことから、**育成就労協議会の事務局として協議会の運営等を実施する。**

2 事業の概要

<Japan Care Worker Guide>の運営・海外向けのオンラインセミナーの様子>

1. 情報発信（WEBやSNSを含む）

- 介護分野の特定技能外国人の送り出し国や介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報等を広く発信する。
主に南アジア諸国や各国地方部において継続的に説明会等を実施して情報発信を行い、日本の介護の認知度向上を図る。
海外での情報発信のノウハウ等を活用し、自治体等と送出国との関係構築やヒアリング調査等の伴走支援を行い、自治体と送出国との連携を図る。



2. 日本から帰国した外国人介護労働者のネットワークの構築（外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化）

- 日本で就労経験のある帰国者（外国人介護労働者）を対象にした交流会の開催、帰国後の外国人の情報把握、帰国後介護に近い分野で活躍している外国人によるSNS等での情報発信などを通じて、海外からの人材獲得を図る。

3. 相談支援の実施

- 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。

4. 巡回訪問等の実施

- 技能実習・特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。

【拡充】訪問系サービスの従事に係る事業所要件の審査業務の効率化などを図る。



5. 育成就労協議会の運営等【拡充】

- 育成就労協議会の事務局として、協議会入会手続き、優良事例の周知・法令遵守の啓発等のためのコンテンツの作成等を実施する。

6. その他の相談支援等

- 協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信等の業務支援を行う。

3 実施主体等

◆ 実施主体：民間団体 ◆ 補助率：定額

◆ 主な対象経費：オンラインセミナー開催に向けた海外での事前準備・調整に係る費用、相談窓口・巡回訪問に係る人件費 など

令和9年度概算要求額 2.3億円（－）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額2.3億円

困窮補助金

1 事業の目的・概要

- 「社会保障審議会福祉部会報告書」（令和7年12月18日）において、外国人介護人材について、小規模な法人も含めて希望する事業所において受け入れを進めるため、海外現地への働きかけや定着支援を進めることが重要であり、一部の都道府県では、県が事業者団体との共同事業として、マッチング支援や技能実習の監理団体として活動するセンターを立ち上げている事例もあり、外国人介護人材を受け入れるにあたって、教育体制を含む受入体制の構築・整備のために地方公共団体の協力が必要との方向性が示されている。
- これらを踏まえ、海外現地での働きかけを強化し、外国人介護人材を確保する観点から、都道府県と連携し海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設等に対して支援を行う。さらに、外国人介護人材の受入れと地域への定着のため、自治体主導で外国人介護人材に係るセンターを活用する等して、受入れのきっかけをつかめない小規模事業所等に対して重点的な支援を行う都道府県に対して支援する。（外国人介護人材の介護現場への受入れを促進するための対策）。

2 事業のスキーム・実施主体等

- 国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保するため、都道府県と連携して以下の外国人介護人材の確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。
 - ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集
外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送出国の学校、送出機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。
 - イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化
外国人介護人材を円滑に確保する目的で、海外現地の学校・送出機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等の実施、活動に必要な宣材ツールの作成等を行う。
 - ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動
更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。
 - エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組
- 外国人介護人材の受入れを促進し、地域への定着を図るため、地域の実情に応じた受け入れ体制を整備し、外国人介護人材に係るセンターを活用する等して、初めて外国人介護人材を受け入れる事業所への支援や、受入れのきっかけをつかめない小規模事業所等への支援等を重点的に行う都道府県に対して、その費用を補助する。

【補助率】 国2/3、県1/3

【主な対象経費】 海外の送り出し機関との関係構築に向けた調整等に係る費用、日本の介護に関するプロモーションに係る費用、自治体主導のセンターのスタートアップに係る費用、小規模事業所への受入相談のための個別訪問、アドバイザー派遣など

【補助金の流れ】

厚生労働省

補助

都道府県

補助

○外国人介護人材受入事業所
○介護福祉士養成施設
○日本語学校 等

令和9年度概算要求額 1.0億円（－）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額1.2億円

困窮補助金

1 事業の目的・概要

- 外国人介護人材が介護現場で就労する際、言葉の壁は外国人・受入事業所双方にとって大きな課題である。
- また、令和7年4月より在留資格「特定技能」「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスの従事を一定の条件のもと認め、受入事業所に対して、緊急時、不測の事態が起こった際に適切に対応する観点から「ICT等の活用等による環境整備」を遵守すべき事項の1つとして定めているところ。
- そのほか外国人介護人材に長く就労し続けてもらうための事業所に対する定着支援だけでなく、一度帰国した外国人介護人材が再度日本で就労することに繋がるような取組を実施することも重要である。
- そのため、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、不測の事態への対応として行う外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入経費等の助成のほか、一度帰国した外国人介護人材との関係構築に要する経費への助成を行うことで外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する。
（外国人介護人材が日本の介護現場で長く働いてもらうための対策）。

2 事業のスキーム・実施主体等

【外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備】

- 外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を補助する。
 - ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進
外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど）を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。
 - イ その他再度日本で働けるよう外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

【帰国後の外国人介護人材との関係構築支援】

- 外国人介護人材が帰国後も再度日本で就労することを目的として、一度帰国した外国人介護人材に対して継続的に日本語学習を行うなどの関係性を継続させる取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、現地での帰国者交流会等への渡航費用を補助する。

【補助率】 国1/2、県1/4、受入事業所等1/4

【主な対象経費】 ツール等の購入費・保守サポート費、ツール等導入に関する研修開催費、渡航費用 など

【補助金の流れ】

厚生労働省

補助

都道府県

補助

○外国人介護人材受入事業所 等

令和9年度概算要求額 2.6億円 (2.2億円) ()内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 71百万円

困窮補助金

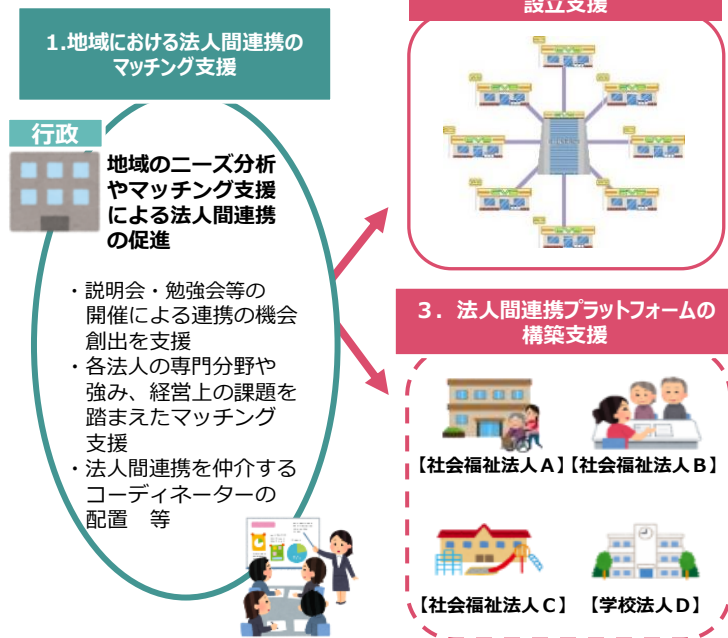
1 事業の目的

- 少子高齢化・人口減少の進展や人材不足等により、地域における福祉サービスの担い手が減少し、社会福祉法人単独での事業運営やサービス提供の継続が困難となる状況が生じている。また、福祉ニーズの複雑化・多様化が進む中、地域において必要なサービスを安定的に提供・確保していくことが課題となっている。
- このため、小規模法人を含めた複数の社会福祉法人等によるネットワークの構築を促進し、それぞれの強みを活かした連携・協働の取組を推進するとともに、法人間連携の契機となる取組や連携推進法人の設立支援を推進する。これにより、法人間の連携・協働を一層促進し、持続可能で質の高い福祉サービス提供体制の構築を図る。

2 事業の概要・スキーム

○実施主体：都道府県、市町村

○補助率：定額補助



メニュー		
1. 地域における法人間連携のマッチング支援等事業 【拡充】	①	地域における法人間連携のマッチング支援及びプラットフォーム構築支援 (1,500千円以内) → 地域における福祉サービス提供体制確保の観点から、地方公共団体等において、福祉ニーズの把握、調査、分析等を行い、管内の社会福祉法人等に対して、説明会・勉強会の開催やコーディネーターの配置等を通じて、法人間の連携・協働の取組やプラットフォームの構築、経営の多角化も含めた大規模化等に向けたマッチング支援を行うための経費助成を行う。
2. 社会福祉連携推進法人設立支援等事業	②	社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援 (1回限り、1,500千円以内) → 円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会、法人の設立手続きへの助成を行う。
	③	福祉ニーズに応じた先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施 (2,000千円以内) 【拡充】 → 社会福祉連携推進法人による小規模の社員法人への経営支援の取組や人材育成、ICT導入、災害対応等の共同実施といった先駆的な連携推進業務を実施するとともに、当該取組の情報発信に係る経費の助成を行う。※原則1回限り。但し、中山間・人口減少地域にある法人や小規模法人に対する経営支援や法人後見、技能実習監理団体の取組など、特に連携モデルとして普及する必要がある事業は3年を限度とした補助協議を認める(補助額は段階的に逡減させることを基本とする。)
3. 法人間連携プラットフォーム設置運営事業	④	各法人の強みを活かした地域貢献のための協働事業等 → 地域課題の解決を図るための取組を立ち上げ、試行する。
	⑤	福祉・介護人材の確保・定着に向けた連携の推進 → 合同研修会や人事交流等を通じ、人材の確保・定着を図る。

(年間6,000千円以内、原則2か年)
※参画法人数に応じて補助

社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

令和9年度概算要求額 82億円（86億円）※（ ）内は前年度当初予算額

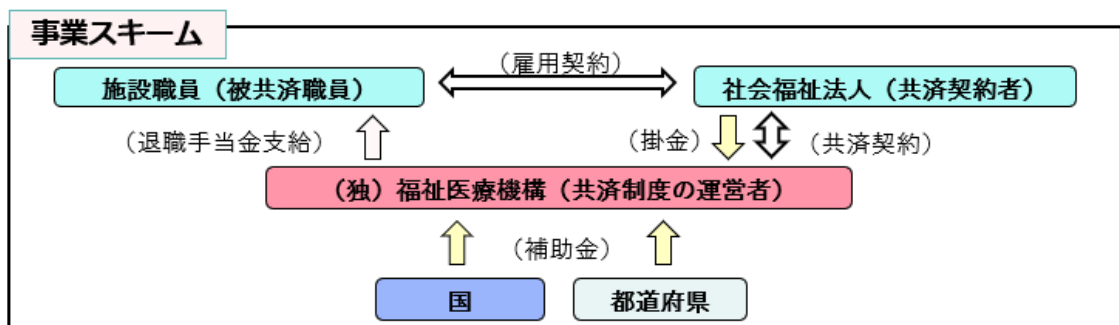
1 事業の目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、社会福祉法人が経営する社会福祉施設及び特定社会福祉事業等に従事する職員が退職した場合の当該職員に対する退職手当金の支給を行うもの。
- 本制度は、社会福祉施設等に従事する人材の確保を支える仕組みとして、職員の待遇面を向上させることで、福祉人材の参入促進・職場定着に資するものである。
- 近年、退職者が増加傾向、特に勤続年数の長い職員の退職が増加することにより、退職手当金の支給額も増加していることから、安定的な財源の確保、施設職員が安心して働ける環境を整備し、必要な人材を確保していくためにも、本制度の安定的な運営に向けた対応を進めていく必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- 加入対象となる施設・事業
社会福祉法人が経営する
①社会福祉施設等（保育所等）
②特定介護保険施設等（特養、障害者支援施設等）
③申出施設等（介護老人保健施設等）

- 財政方式：賦課方式



3 実施主体等

- 実施主体：独立行政法人福祉医療機構
- 参考：予算額の推移 ※令和7年度よりこども家庭庁において予算の一部を要求

（単位：千円）

	令和5年度	令和6年度			令和7年度		令和8年度	
	当初予算額	当初予算額	補正追加額	補正後予算額	当初予算額	参考：国庫負担総額	当初予算額	参考：国庫負担総額
国庫補助額	27,377,590	28,271,524	6,824,986	35,096,510	8,637,603	29,280,010	8,637,603	29,280,010

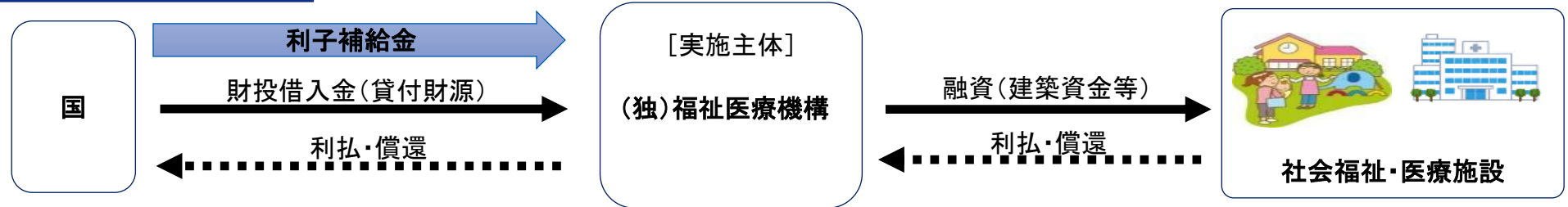
福祉医療貸付事業

令和9年度概算要求額 社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 27億円 (23億円) ※()内は前年度当初予算額
(令和9年度財政投融资計画要求額 1,501億円 (2,632億円) ※()内は前年度財政投融资計画額)

事業目的

- 独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付を行い（福祉貸付）、病院・介護老人保健施設・介護医療院・診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付を行い（医療貸付）、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。
- 「長期・固定・低利」の融資で社会福祉施設及び医療施設の経営を支えるとともに社会福祉施設や医療施設の耐震化や感染症対策など国の政策に即した事業を推進する際、融資条件の優遇を行う。

事業概要・スキーム



貸付制度の主な内容

区分	福祉貸付	医療貸付
貸付対象施設等 (注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業 等	○ 病院 ○ 介護老人保健施設 ○ 介護医療院 ○ 診療所 等
貸付金の種類	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	○ 建築資金 ○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金 ○ 長期運転資金
貸付金利 (注2・3)	年2.30%～3.50% (年2.40%～3.00%)	年2.30%～3.50% (年2.40%～3.00%)
償還期間 (注4)	20年以内	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。 (注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。
(注3) 貸付金利は令和8年5月1日現在の建築資金（20年以内）の金利。（ ）内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。
(注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。
広域型特別養護老人ホーム（定員30人以上）、一部の病院の耐火構造は39年以内。

（独）福祉医療機構 一般勘定（福祉医療貸付事業等）運営費

令和9年度概算要求額 独立行政法人福祉医療機構一般勘定運営費交付金 **23億円**（10億円）※（ ）内は前年度当初予算額
うち投資枠 2.7億円

目的

○福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業に必要な運営費を交付し、円滑かつ適正な事業運営を確保する。

事業概要

物価高騰対応資金等の債権管理体制の充実

3. 2億円（6.6億円）

- 昨今の物価高騰の影響により介護施設・医療施設の経営状況は厳しい状況にあり、令和6年12月に創設した物価高騰対応資金について、令和7年4月から融資内容を無利子・無担保等に拡充して実施しているところであるが、当該貸付は据置期間を設けており、令和9年度から元金償還が順次始まる（償還は令和18年度まで）。なお、新型コロナウイルス対応支援資金は令和7年度から元金償還が順次開始されている（償還は令和27年度まで）。
- 物価高騰対応資金（コロナ資金を含む）の貸付原資は公的資金であり、また、無担保であるため、公的資金を毀損することのないよう、適切な債権管理と確実な回収を図ることが重要である一方、物価高騰の影響が継続する中、返済負担の増加により、事業継続に支障を来すおそれのある借入先の発生も想定される。このため、償還状況の適切な把握の下、返済困難先の早期把握と個別事情に応じた対応を行い、必要に応じて償還条件等の見直しとあわせて業務改善を行い、福祉・医療サービスの提供体制の維持を図ることが重要。
- 公的資金の適正管理・債権保全を確保することとを前提としつつ、事業継続支援との両立を図る観点から、償還開始に対応した債権管理業務を着実に実施するための体制充実を図る。

介護施設等の経営サポート事業の支援体制の充実

2. 7億円（－） ※令和7年度補正予算額 47百万円

- 介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行うとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実させる「介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業」の全国実施により、各都道府県に相談窓口として設置している「介護生産性向上総合相談センター」に介護事業者が経営改善に関する相談を行った際、連携支援機関として（独）福祉医療機構の経営医療経営指導事業による支援が行えるよう、支援体制の充実を図る。

福祉保健医療情報サービス（WAM NET）システムの更新

7. 4億円（－）

- 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムや災害時情報共有システム等についてはWAM NETシステムの基盤を活用してサービス提供しているところ。WAM NETシステムについては、機器の老朽化とともにサポート契約が令和9年度中に終了するため、安定的かつ安全に稼働するために必要な基盤移行を実施する。

令和9年度概算要求額 10億円＋事項要求（国土強靱化分）（4.4億円）（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 4.4億円

うち投資枠 5.0億円

1 事業の目的

- 生活環境等の安定向上に資する隣保館等の共同施設を整備することにより、当該地域住民等の生活の社会的、経済的、文化的な改善向上を図る。
- 令和8年度から令和12年度までの5年間とする「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策として、耐震性が無い場合の耐震化整備（複合化・集約化整備を含む。）及び倒壊のおそれがある等安全性に問題のあるブロック塀等が設置されている場合の改修整備に要する費用を補助する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 隣保館整備事業

地域住民等の福祉の向上を図るため、地方公共団体が整備する施設整備に要する費用の一部を補助。

（実施主体）市町村

（負担割合）・国1/2 都道府県1/4 市町村1/4

・国1/2 政令市・中核市1/2



○ 共同作業場整備、下水排水路整備、地区道路・橋梁整備、墓地移転整備事業

生活環境等の安定向上を図る必要のある地域住民の生活環境等の改善を図るため、市町村が実施する共同施設の整備に要する費用の一部を補助。

（実施主体）市町村

（負担割合）国1/2 市町村1/2



3 主な拡充内容

- 平成29年度に基準単価の見直しを行って以降、改築等の基準単価の見直しが行われていない。昨今の賃金・物価上昇等の影響による建築工事費上昇を踏まえ、改築等の基準単価の見直し。
- 施設の老朽化の進行を踏まえ、災害に強い街づくりの社会資源の一つとして役割を果たすため、大規模修繕や複合化を伴う建替えを促進し、耐災害性の向上及び利用環境の改善に資する計画的な整備を推進する。
- 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、隣保館の耐災害性強化対策（耐震化対策（複合化・集約化整備を含む。）、ブロック塀等対策）の更なる促進を図る。（事項要求）

IV 災害時における福祉支援

令和9年度概算要求額 **4.8億円** (2.9億円) ()内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 2.0億円

1 事業の目的

- 各都道府県では、災害時に高齢者等の要配慮者から求められる福祉ニーズに対応するため、平時から必要な支援体制を確保するため、「災害福祉支援ネットワーク」を構築し、災害時に避難所等で避難生活をおくる高齢者等の要配慮者に対し支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置等を進めている。
- 令和7年に成立した災害救助法の改正を受け、DWATの活動範囲が避難所のみならず、在宅・車中泊等の要配慮者にも広がったこと等を踏まえ、今後更なるチーム員の養成を進める必要があることから、派遣元となる社会福祉施設等への普及・啓発を行う。
- また、今般の社会福祉法改正により、各都道府県では地域の特性を踏まえた研修・訓練を行うとともに、地域福祉計画の記載事項に「防災」が追加されたことに伴い、災害時におけるDWATの受援体制構築にかかる管内市町村とのネットワーク強化を図る。
- このほか、DWATが保健・医療分野と連携し、被災者の状況に応じたよりきめ細かな支援を行うため、引き続き、保健医療活動チームとの合同研修・訓練やDWATチーム員の損害保険加入のための費用の補助を行うもの。

2 事業の概要・スキーム

(1) 基本事業

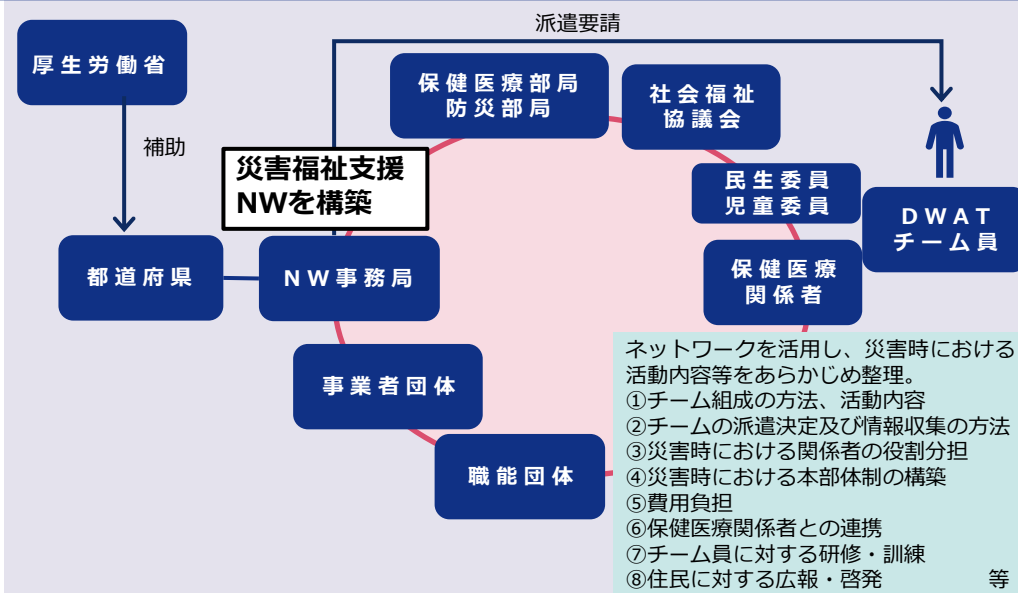
- ・ ネットワーク事務局の運営
- ・ 災害時の支援体制の検討・構築
- ・ 他都道府県との情報交換
- ・ **社会福祉施設等に対する普及・啓発**
- ・ **DWATチーム員の損害保険の加入費用の負担** 等

(2) 連携体制充実事業

- ・ 医療・保健分野も含めた一体的支援体制の検討・構築
- ・ 他都道府県からの受援体制の検討・構築
- ・ **管内市町村とのネットワークの強化** 等

(3) 災害対応力向上事業

- ・ 災害福祉支援コーディネーターの配置
- ・ 保健医療活動チームとの合同研修・訓練 等



3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県

◆ 補助率：定額

令和9年度概算要求額 保健福祉調査委託費 84百万円（35百万円）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時に要配慮者から求められる福祉的ニーズや支援に対応するため、各都道府県では平時から必要な支援体制を確保する「災害福祉支援ネットワーク」を構築し、災害時には避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWA T（災害派遣福祉チーム）」の配置等を進めており、国においても広域的な災害に対応するため、平時、DWA Tの広域的な派遣体制を構築するための体制づくり、災害時には各都道府県のDWA T（災害派遣福祉チーム）の活動状況の集約や各都道府県間の広域的な派遣調整等を行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を令和4年度に設置している。
- 今般の社会福祉法の改正により、DWA Tが法制化されDWA Tに対する研修及び訓練の実施が国の義務とされたことを踏まえ、中央センターの事務局体制の強化を図りつつ、中央センターにおいてDWA Tチーム員登録のための全国統一的な研修等を実施することで、平時からの災害福祉支援体制の強化を図る。

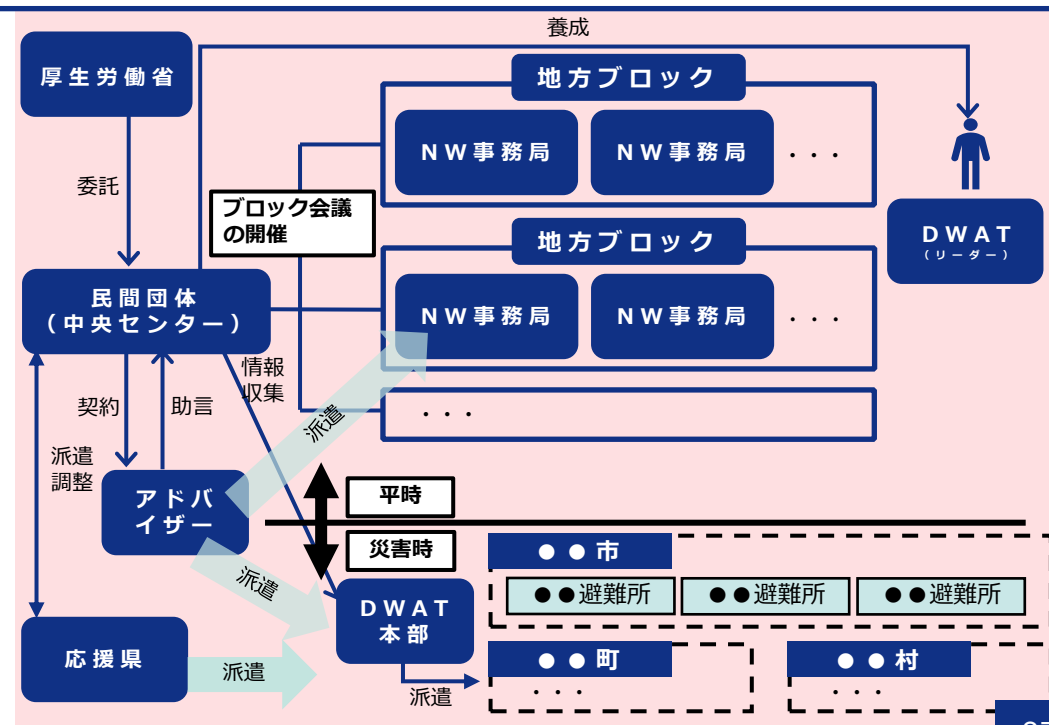
2 事業の概要・スキーム

< 平時 >

- (1) D W A T チーム員に対する全国的な研修・訓練の実施
 - ・ D W A T リーダーを養成する研修
 - ・ D W A T チーム員の登録研修
 - ・ 広域的な災害を想定した訓練の実施
- (2) 広域的な連携体制の構築支援
 - ・ 地方ブロック会議の開催
 - ・ 中央センターの効果的な運営及び各都道府県の災害福祉支援ネットワークの運営体制の強化を担うアドバイザーの確保 等

＜災害時＞

- (3) 災害時の被災地支援
- ・被災地におけるDWATの活動状況の情報収集
 - ・被災県からの派遣要請に基づくDWAT等の広域派遣調整
 - ・被災地へアドバイザーを派遣し、被災地の状況に応じたDWATの効果的な派遣調整に対する助言 等

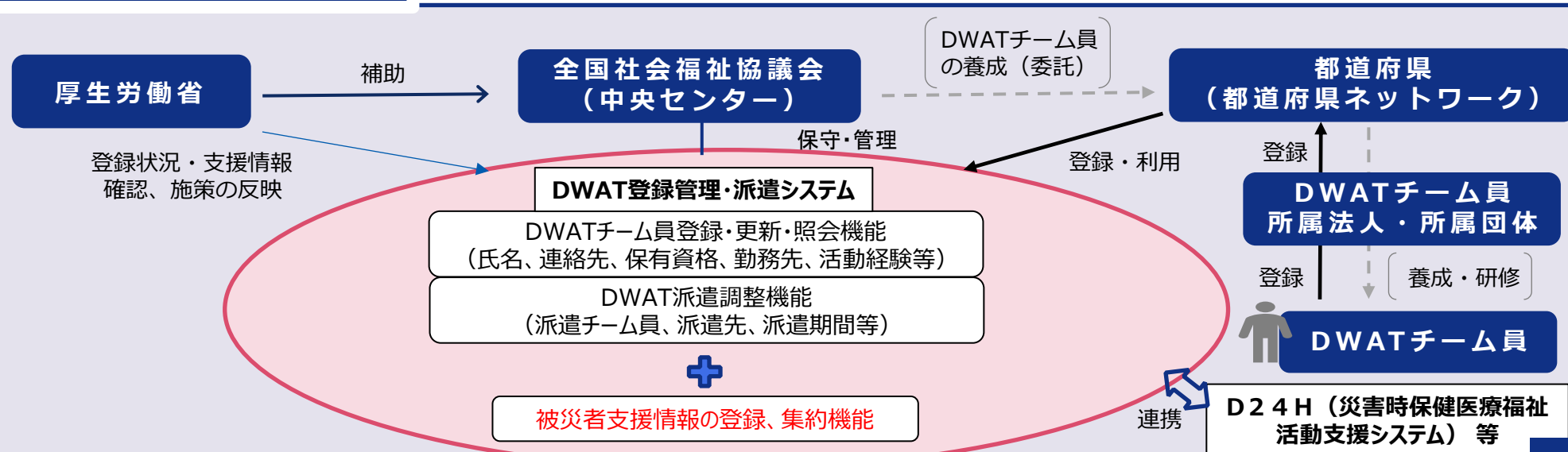


令和9年度概算要求額 民間社会福祉事業助成費補助金 2.0 億円 (－) ※ () 内は前年度当初予算額 ※令和7年度補正予算額 1.7 億円

1 事業の目的

- 今般の社会福祉法改正により、DWATの登録事務を国が実施することに伴い、DWATチーム員の全国的な登録管理や派遣調整を可能とする「DWAT登録管理・派遣システム」(仮)を令和8年度に構築する予定。
- 本システムについて、適切に運用・保守を行うとともに、被災地に派遣するDWATチーム員が実施した高齢者等の災害時要配慮者へのアセスメントの状況や把握した支援ニーズ等の入力、チーム間での共有を可能とする機能を新たに付加するシステム改修を行う。
- これにより、DWATの派遣調整に当たりシステム上、被災地のニーズに応じた的確なリソースの結び付けが可能となるため、より迅速かつ円滑な派遣が可能となる。さらに、DWATのチーム間での円滑な引き継ぎが可能となることに加え、応急期におけるDWATの支援した状況がデータベースとして構築され、その後の復旧・復興期の支援を担う被災者見守り事業者等に支援に関する情報が適切に引き継がれることにより、応急期から復旧・復興期に至るまでの被災者への切れ目のない支援が可能となる。
- あわせて、保健・医療分野とも連携し、より効果的な支援を行えるよう、「D24H(災害時保健医療福祉活動支援システム)」等のシステムとの情報連携が可能となるよう改修を行う。

2 事業の概要・スキーム



令和9年度概算要求額 **2.0**億円(95百万円) ()内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 本事業では、災害時において社会福祉協議会による災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、平時からの準備として、都道府県社会福祉協議会（以下「都道府県社協」という。）による都道府県内の市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）への研修及び多様な関係機関との関係作り等の機能強化、市町村社協による市町村内における研修・実地訓練を実施するなど、都道府県社協・市町村社協の体制強化や被災地支援に関わる様々な関係者との連携を推進している。
- 今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応するため、市町村社協のDX活用の推進・定着に資する取組を行う都道府県社協に対して支援を行うことで、災害時に災害ボランティアセンターがDXを活用できる万全の体制の構築を図る。
- さらに、社会福祉法改正案により、包括的支援体制の整備を推進する上で連携に配慮する施策に防災を追加し、都道府県及び市町村における地域福祉（支援）計画の記載事項として防災に関する施策との連携に関する事項を規定されることから、発災時に災害ボランティアセンターが円滑に運営されるよう、災害を見据えた平時からのセンター設置・運営等の取組の推進に必要な経費を要求する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

令和5年度～

1 事業内容 【（実施主体）都道府県社協・市町村社協、（補助率）1／2】

- （都道府県社協）・ 市町村社協への災害VC研修・指導 ・ 被災市町村災害VC立ち上げ支援
・ 県内の自治体、社福法人やNPO法人を始めとした多様な関係機関・企業等との関係づくり、市町村域の災害時ケアプラン策定支援等、
平時から、都道府県社協の調整機能を強化する取組
- （市町村社協）・ 災害VC設置運営にかかる実地訓練等の実施

- 2 国庫補助基準**
- | | | |
|--------------------------|---------|---------------|
| ① 都道府県社協に対して都道府県が補助を行う場合 | 1 都道府県 | 5,000千円+400千円 |
| ② 市町村社協に対して市町村が補助を行う場合 | 人口規模に応じ | 500～5,000 千円 |

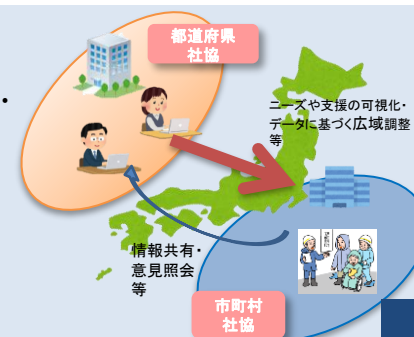


令和8年度～

1 事業内容 【（実施主体）都道府県社協 （補助率）1／2】

- （都道府県社協）・ 上記に加え、いざ災害時において、関係機関（都道府県社協、行政、NPO等）での情報共有、連携・協働、業務の効率化を図るため、平時から都道府県社協が行う市町村社協のDX活用を促進・定着させる取組を行う場合（市町村社協に対するICT研修、都道府県社協が管理運用しているシステムについて市社協と共有するための市社協のアカウント費など）、一定の加算を行う。

- 2 国庫補助基準** ・ 1 都道府県 +2,500千円



令和9年度概算要求額 13億円 (5.0億円) ()内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 14億円

困窮補助金

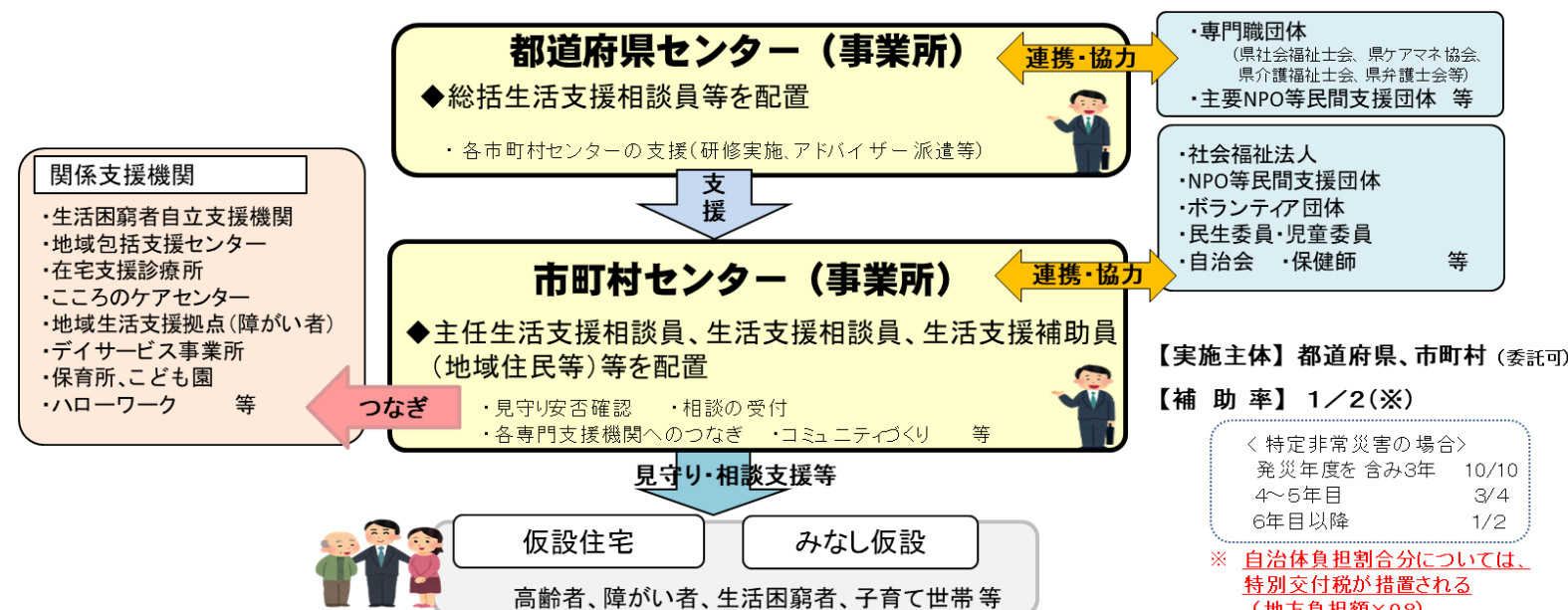
1 事業の目的

- 被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、本事業により、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行っている。

(令和7年度時点で事業を実施している災害：令和2年7月豪雨、令和5年奥能登地震、令和5年7月14日からの大雨、令和6年能登半島地震、令和6年7月25日からの大雨、令和7年岩手県大船渡市における大規模火災、令和7年8月6日からの大雨、令和7年台風第15号、令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災)

- 特に、令和6年能登半島地震・豪雨における被災者は、依然として、多くの被災者が応急仮設住宅へ入居するなど、被災前とは大きく異なる環境に置かれている。さらに、災害公営住宅の整備や復興の進捗状況を踏まえると、仮設住宅入居者が恒久的な住まいへ移行するまではまだ時間を要する。よって、引き続き、令和6年能登半島地震・豪雨における被災者に対する孤立防止等のための見守り支援や相談支援の取組を推進するために必要な経費を要求する。

2 事業の概要・スキーム



被災地における高齢者等の生活支援総合確保事業 (被災地における高齢者等生活支援総合基金)

令和9年度概算要求額 69億円（－）（）内は前年度当初予算額

1 事業目的・課題

- 福島県原発周辺市町村においては、避難指示を経た後の居住者数の減少、高い高齢化率により高齢者等の生活支援の困難度が増しており、高齢者等の生活サポートにかかる自治体・地域の負担が増大するとともに、福祉・介護等のサービスを担う人材不足が課題となっている。
- こうした状況の下、被災地における高齢者等が安心して生活を送れるようにするため、高齢者等の生活支援体制を総合的に確保する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- **緊急通報装置事業**
 - ・ 高齢者等への緊急通報装置の貸与等による見守り事業
- **高齢者等の移動支援事業**
 - ・ デマンドタクシーなどによる高齢者等の移動支援事業
- **見守り相談事業**
 - ・ 相談員の戸別訪問等による被災者の見守り事業
- **心のケア事業**
 - ・ 心のケアセンターの設置・運営等による被災者の心のケア事業
- **サポート拠点事業**
 - ・ 高齢者等の生活サポート拠点の運営事業
- **介護関連施設整備事業**
 - ・ 介護関連施設の整備事業、施設の開設準備の補助事業
- **介護施設等に従事する人材の確保事業**
 - ・ 原発周辺市町村の介護施設への就労希望者の研修費用等の補助事業

3 実施主体等

